

第3期中期目標期間
業務実績等報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

全体評定(自己評価)	3
I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	4
I-1. 製品安全分野	4
1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化	5
(1) 事故情報の収集・分析の迅速化・重点化、信頼性向上	5
(2) 安全レベルの質的向上	8
(3) 技術基準・規格等の提案活動の強化	14
(4) 製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施	16
2. その他	18
3. 講習業務	20
4. 依頼試験評価業務	22
5. 大型蓄電池システム等の施設整備	23
I-2. 化学物質管理分野	24
1. リスク評価に基づく化学物質の管理	28
(1) 化学物質のリスク評価等	28
(2) 新規化学物質の審査等	31
(3) 立入検査等	33
2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進	34
3. 化学兵器に係る国際約束の担保	36
4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等	38
(1) 化学物質の安全性等の情報の整備提供	38
(2) 化学物質のリスク等に係る 相互理解のための情報の整備、提供	41
I-3. バイオテクノロジー分野	43
1. バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保	44
(1) 遺伝子組換え生物等の産業利用における カルタヘナ法の執行・支援業務	44
(2) 微生物による有害物質の分解等における バイレメ指針への執行・支援業務	47
(3) 微生物利用の際の適切なリスク評価の実現に向けた取組み	48
2. 国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給	49
(1) 国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給	49
(2) 海外生物遺伝資源に対するアクセス・ルートの確保	54
(3) 特許微生物に係る寄託業務の一元化	55

I-4. 適合性認定分野	57
1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献	58
(1) 法令に基づく認定等	59
(2) 法令に基づく認証機関の調査	63
(3) 法令に基づく認証機関等への立入検査	64
(4) 政策的・社会的要請に対応する認定等	65
2. 中核認定機関としての信頼性の向上等	67
(1) 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関運営	67
(2) 国際的信頼性維持・向上等	70
3. 標準物質に係る情報提供	72
II. 業務運営の効率化に関する事項	74
1. 効率化による経費の削減／人件費の適正化	75
2. 業務の電子化の推進	81
III. 財務内容の改善に関する事項	85
IV. その他の事項	89
1. 内部統制の充実・強化	89
2. 戦略的な人材の確保・育成	96
3. 機動的な内部組織の構築と人員配置	102
4. 契約の適正化	107
5. 広報、情報提供の推進	112
6. その他業務運営に関する重要事項	120

全体評定（自己評価）

第3期中期目標期間の各項目の業務実績に対する評定（自己評価）及び評価比率は次のとおりとする。各項目の業務実績及び自己評価についての詳細は、I. 以下に記載のとおり。

- | | |
|------------------------------------|----------------|
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | |
| I-1. 製品安全分野 | (18%) : A (4点) |
| I-2. 化学物質管理分野 | (12%) : S (5点) |
| I-3. バイオテクノロジー分野 | (18%) : A (4点) |
| I-4. 適合性認定分野 | (12%) : A (4点) |
| II. 業務運営の効率化に関する事項 | (15%) : A (4点) |
| III. 財務内容の改善に関する事項 | (15%) : B (3点) |
| IV. その他の事項 | (10%) : A (4点) |

以上を踏まえ、全体評定（自己評価）は以下のとおり算出した。

$$4 \text{ 点} \times 18\% + 5 \text{ 点} \times 12\% + 4 \text{ 点} \times 18\% + 4 \text{ 点} \times 12\% + 4 \text{ 点} \times 15\% \\ + 3 \text{ 点} \times 15\% + 4 \text{ 点} \times 10\% = \underline{3.97 \text{ 点}} \text{ A 評価}$$

I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

I-1. 製品安全分野（第三期中期計画のI. A-1及びA-5に相当）

[中期目標]

製品安全分野における社会的リスクとしては、輸入品を含めた製品安全のリスクを想定する。特に、高齢者・子供が被害を受けることとなる製品事故のリスクを重視する。これらの社会的リスクを低減するため、機構は、製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みを強化すること等により、国民と事業者との間に立って情報提供や技術的支援を行うとの立場から、その業務を着実に実施するものとする。

[自己評価：A]

平成23年度から平成25年度の評定は、経済産業省独立行政法人評価委員会において、5段階評価(AA, A, B, C, D)により平成23年度はAA(5点)、平成24年度はA(4点)、平成25年度はA(4点)とされた。また、平成26年度の自己評定はA(4点)とした。したがって、これら4カ年の平均として、第3期中期目標期間の自己評定はA(4.25点)とした。

[第3期中期目標期間を通じて達成した実績]

○電気用品安全法（電安法）の技術基準性能規定化への貢献

- ・経済産業省は平成25年7月1日に電安法の技術基準をこれまでの「仕様規定」から「性能規定」に改正を行った。改正案骨子については機構が中心となってとりまとめを行い、事業者の事故の未然防止対策や新技術への対応に貢献した。
- ・省令改正後も「性能規定」を満たす規格の一例として民間が作成し経済産業省が公表する「整合規格」の案について経済産業省指示のもと機構が技術評価を行った。
- ・NITEが技術評価を行った整合規格案は経済産業省主催の「電気用品整合規格検討WG」において審議され、今期は14規格が整合規格へ採用された。

○ヒヤリ・ハット情報の活用について

- ・ヒヤリ・ハット情報（修理情報）について家電量販店（平成22年7月9日締結、2年ごとに更新）や総合小売店（平成26年2月20日締結）と協定を結び提供を受けた。
- ・今期末までに毎月約2万件、総計約65万件的修理情報の提供を受け分析、多発性が確認されたマイクロUSB充電端子による事故についてはプレス発表による注意喚起を行う等、事故未然防止に貢献した。

そのほか、平成23年度から平成26年度の業務実績は以下のとおりである（経済産業省独立行政法人評価委員会での報告内容及び平成26年度業務実績の要約）

1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化

(1) 事故情報の収集・分析の迅速化・重点化、信頼性向上

[中期目標]

事故情報の収集を充実する観点から、警察、消防、消費生活センター等の地域における関係機関との連携体制を強化する。また、医療機関等と連携し、高齢者や子供に関する事故の情報収集を強化する。

事故原因究明の確度を高めるため、初動調査における現場確認、事故品確認を重点的に実施する。併せて、R-Map 分析等のリスク分析手法の活用を徹底し、プライオリティ付けを更に強化し、一層の効率化を図るとともに、外部有識者、専門技術者を活用して、的確かつ迅速な事故原因究明を行う。

事故原因究明の精度向上を図るため、事故原因究明手法の開発等を行うとともに、信頼される機関であることを維持するための取組みを進める。

[中期計画]

消費者が利用する製品のうち、消費者の生命又は身体に危害を及ぼす可能性のある製品に適切な対応を図るため、以下の業務を行う。

- ① 消費者が利用する製品における事故情報等について、警察、消防、消費生活センター等の地域における関係機関との意見交換等を通じ、網羅的かつ広範に、迅速かつ的確に収集し、原因究明を行う。さらに、警察及び消防機関に対しては、事故発生時におけるより一層の連携及び情報共有を図り、消費生活センターに対しては、講演・セミナー等へ講師派遣や季節毎の製品安全に係る注意喚起のための資料提供を通じて、緊密な協力・連携を更に強化する。
- ② 高齢者や子供に関する事故情報の収集を一層強化するため、医療機関等との連携を行い、事故の内容、傾向、リスクの分析を行う。
- ③ 事故原因究明の確度を高めるためには、初動調査における現場確認や事故品確認が重要であることから、事故情報に係る現場確認・事故品確認を重点的に実施する。並行して、R-Map 分析等のリスク分析手法の活用を徹底し、プライオリティ付けを更に強化し、一層の効率的な事故原因究明を行う。また、専門技術者、外部有識者の知見を活用する製品事故調査員制度やアドバイザーボード等を活用して的確かつ迅速な事故原因究明を行うよう徹底する。
- ④ 原因究明の精度向上を図るため、事故原因究明手法の開発等を行う。また、原因究明テスト等のデータの信頼性を確保するため、JIS Q 17025（試験所・校正機関の能力に関する一般要求事項）に基づく適合性を維持する。

[平成 23 年度実績要約]

(事故情報収集及び原因究明調査)

- 事故情報収集件数は、4,535件となり、平成22年度（4,788件）と比べて減少しているが、火災や死亡事故に繋がるような重大事故の収集件数は平成22年度より23件増加し、1,164件となっており、優先的に原因究明すべき事故件数は増加している。
- 収集した事故情報4,535件のうち、4,197件についてR-Map¹分析等のリスク評価手法の活用による分析を実施した。分析結果に基づきリコールを含む製品側の対策が必要な案件の事故情報について優先的に調査を実施するべく、リソースを優先的に配分した。

¹ R-Map 手法は縦軸「発生頻度」、横軸「危害の程度」としたマトリクス表を活用したリスク評価手法。A, B, C の 3 領域にリスクが分けられ、A 領域は許容できないリスク領域、B 領域は様子見領域、C 領域は安全領域。B3 領域は中程度の危険性があるという評価。

○また、事故原因究明調査の迅速化に向けて、経済産業省と毎月の進捗状況を共有し、調査プロセスの進行管理を徹底したほか、外部専門家からなる製品事故調査員を全国で約2割増員し、調査体制の強化を図った。

○その結果、事故情報収集から3か月以内の調査終了率は、平成22年度比で20%以上増加し、92.0%を実現（平成22年度の終了率は71.0%）した。

（警察、消防等との連携）

○警察庁（平成21年2月）に続き平成23年6月に消防庁からも通達が発出された後は、NITEからの協力要請に対し、情報提供、合同調査が適切に実施され、製品事故調査のための初動調査が迅速かつ効果的に行われている。実際に、警察・消防からの要請に基づく消防・警察との合同現場調査は218件となり、前年度比11%の増加となった。

○消費生活センターを通じた事故情報の収集は529件となった。

○事故品の確認・入手は1,186件を実施した。

○高齢者や子供に関する事故情報の収集を強化するため、消費者庁に対して事故情報の提供を要請した。

（事故原因究明手法の開発等）

○絶縁材等のトラッキング痕跡解析、電気製品の事故原因別焼損状況調査、製品からの揮発性有機化学物質等放散による事故原因究明技術の強化、アルミ材の硬さ測定による材料強度評価方法等事故原因究明のための各種手法開発に取り組んだ。

○事故原因究明等のために取得したデータの信頼性を確保するためJISQ17025に基づく適合性維持に向けた取り組みを実施した。

〔平成24年度実績要約〕

（事故情報収集及び原因究明調査）

○平成24年度において3,595件の事故情報を収集した。前年度(4,535件と)比べて減少しているが、減少している940件のうち、重大事故が約100件に対し、非重大事故が約840件であり、相対的に重大事故比率が上昇している。

○収集した事故情報3,595件のうち、3,247件についてリスク分析（R-Map手法）を実施。リコールを含む製品側の対策が必要な案件（以下「B3領域以上」という。）について調査を優先し、リスクがそれ以下の案件については事業者の報告内容の妥当性を確認して速やかに調査を完了した。

○重大製品事故1,210件について個々のリスク分析を行い、うち812件がB3領域以上であることを見出し、その結果を経済産業省に報告し、事故の未然・再発防止に寄与した。

○製品事故調査員を7人増員し、現在40人を登録、また経年劣化部品の調査様式を活用し、製品の製造年月等経年劣化情報の収集に努めた。

○その結果、3か月以内の調査終了率は、82.0%（平成23年度92.0%）であり、目標である75%達成を維持した。

（警察、消防等との連携）

○消防庁から全国の消防機関に対し、機構を含む関係行政機関から情報の提供を求められた場合には、必要な対応を行い協力するよう求める通達が発出され、機構が製品事故に関する情報交換が適切に実施される体制を整備した結果、消防及び警察からの事故収集件数が273件と前年度（255件）に比べ増加した。

○重大製品事故調査の事故品確認・入手494件（このうち、事故品入手390件）、現場調査14件、消防・警察との合同調査162件。

○非重大製品事故調査の事故品確認・入手596件（このうち、事故品入手558件）、現場調査8件、消防・警察との合同調査52件。

○高齢者や子供に関する事故情報収集を強化するため、消費者庁に5月1日、12月22日の2回訪問し、医療機関ネットワーク情報の収集状況、収集内容を聞き取りし、事故情報の提供を要請したが入手できなかったため、再度要請を検討する。さらに、他の医療機関情報から動向解析を実施し、事故が多発している高齢者・乳幼児製品について安全設計の観点から問題がないかを検討した。

(事故原因究明手法の開発等)

○発火燃焼を伴う製品事故が多い(重大事故の約7割)ことから、その原因究明能力向上を図るため、実験施設・設備の検討を行い、平成25年度末竣工に向けた施設設計を実施するとともに、リチウムイオン電池使用製品等の発火燃焼事故原因究明のための試験設備についての検討を併せて行った。

[平成 25 年度実績要約]

(事故情報収集及び原因究明調査)

○平成25年度において4,226件の事故情報を収集した。平成24年度比では17.6%の増加となり、特に、事業者等や消防・警察からの通知が増加した。

○建物を全焼し10名が死亡した火災や、電気洗濯機及び周辺火災の重大事故(729,116台のリコール)では、警察・消防との合同調査を迅速に行った。また、電気洗濯乾燥機及び周辺火災の重大事故(583,675台のリコール)では、迅速な事故調査によって製品起因の事故であることを究明し、速やかに経済産業省に報告を行った。

○収集した事故情報4,226件のうち、3,767件についてリスク分析(R-Map手法(注))を実施した。リスク分析の結果に基づき、リコールを含む製品側の対策が必要な案件(B3領域以上)について調査を優先し、リスクがそれに満たない案件については事業者の報告内容の妥当性を確認して速やかに調査を完了した。

○この結果、3か月以内の調査終了率は、79.9%であり、目標である75%を達成した。

○発火燃焼案件にかかる調査については燃焼技術センターを中心に重点的に取組み、バイオテクノロジーセンターと連携をして石油ストーブの消火に係る変質灯油の影響調査など効果的に実施した。また、燃焼技術センターでは支所等への発火燃焼案件にかかる技術支援(個別案件支援、溶融痕解析、発火燃焼再現実験)を実施した。さらに、消防機関等との連携強化を図るため、消防機関の火災調査職員の研修受入(消防機関からの参加人員27名)及び消防機関情報交換会への講師派遣を実施した。

○発火燃焼に伴う製品事故の原因究明能力の高度化を図るため、燃焼技術センター内に製品燃焼実験施設を建設(26年3月竣工)するとともに、家電製品等の試験設備(ガス分析FTIR、ハイスピードカメラ、高電圧発生装置等)及びリチウムイオン電池使用製品等の試験設備(電池分解チャンバー、バッテリーシミュレータ等)を導入した。

(警察、消防等との連携)

○警察・消防機関との合同調査、消防職員への研修会への講師派遣など継続的に実施するとともに、消防機関等へ積極的に働きかけを行い、情報交換会の場を増やし、原因調査製品事故情報の収集に対する協力要請を継続的に実施したことから通知件数316件(24年度比43件増)となった。

○重大製品事故調査の事故品確認・入手455件(このうち、事故品入手322件)、現場調査14件、消防・警察との合同調査169件。

○非重大製品事故調査の事故品確認・入手602件(このうち、事故品入手540件)、現場調査12件、消防・警察との合同調査75件。

(事故原因の究明、再発防止措置等)

○変質灯油が原因とされる石油ストーブの事象に着火不良、燃焼不良によるCO中毒、消火不良、転倒時の安全装置不作動等がある。灯油の変質のメカニズムの解明と変質灯油の機器への影響を明確にしつつ、ガス

石油機器工業会等も含めて機器側での対策の可能性を検討するため、バイオテクノロジーセンターと協力して変質灯油の含有物質について高精度な分析を行った結果、外観上、無色透明で新品と見分けがつかない灯油であっても灯油が変質している場合があることが判明し、この事実を公表した。

- 除菌剤（二酸化塩素を放散）を使用していたところ呼吸が苦しくなったり咳が止まらなくなり、目が赤くただれたという事故（2件）が発生したものの、一般居住環境における二酸化塩素の公的基準がないことから、二酸化塩素工業会が行っている自主基準としての室内濃度指針値の策定に対して、機構の事故情報及び意見を厚生労働省を通じて提供したことで、製品事故の未然防止に貢献した。

[平成26年度実績要約]

事故情報収集件数	調査実施件数	リスク分析件数	高リスク案件の METI への提供件数
2,955 件（うち重大は888 件）	2,955 件	2,476 件	720 件

- 個別事故調査とは別に、「リチウムイオンバッテリー関連製品の事故原因究明」等の原因究明手法開発7件、「エコフライパンによるCO発生メカニズムの解明」「難燃剤（赤リン）のサイレントチェンジによる発火メカニズムの解明」等の事故発生メカニズム解明、技術データ取得等のための深掘り調査4件を実施。特に、エコフライパンについては、事故未発生で危険性はないとの事業者見解であったが、調査によりCO中毒事故の危険性を解明し、事業者のリコールに繋げた。また、緊急プレス発表による注意喚起を実施。

(2) 安全レベルの質的向上

[中期目標]

製品事故の再発防止から未然防止に向けて製品安全対策を高度化して、安全レベルの質的向上等を図る。具体的には、収集した事故情報を積極的に提供するだけでなく、重大なリスクを有する製品や経年劣化による事故の発生が多い製品を中心として、事故原因の解析を行い、また、高齢者や子供等の行動分析によるリスク評価を行い、これらを事業者等に積極的に情報提供することにより、製造事業者が、安全な製品の設計の早期段階において人間特性や経年劣化を含め当該情報を反映することや、また、製品のライフサイクルに応じた安全設計を行うことが容易となり、未然防止に資するものとなるようにするなど、事業者等の主体的な取組みを技術面で支援する。

また、家電量販店を含めた事業者、消費生活センター等との連携強化により、ヒヤリ・ハット情報の収集を拡大するとともに、海外の製品安全関係の機関と事故情報を交換し、事故原因究明技術等を共有するほか、積極的、能動的に我が国へ輸出される商品の安全性を高めることに資する情報提供や技術研修を実施する。消費者に対する情報提供について、より適切なものとなるよう、小・中学生、社会人、高齢者などの類型に応じて、伝える媒体や情報内容を選択し、事故の未然防止に活用する。

製品に係る技術基準・規格等及び関連する認証制度を活用して、海外からの輸入品による事故防止を強化する。

[中期計画]

- ① 安全性の高い製品設計に反映されることを目的として、収集した製品事故情報、事故原因究明結果等を国、事業者等に積極的に提供する。

さらに、原因究明結果を製品毎に整理し、重大なリスクを有する製品や経年劣化による事故発生事象が多い製品を中心に、FTA、FMEA（注）等の故障モード解析手法を活用することにより事故発生要因の技術的解析や部品レベルでの安全対策等を検討し、事故の未然防止の観点から、経年劣化、高齢者や子供等の誤使用・不注意による事故を含む人間特性を踏まえ、製品のライフサイクルを考慮した安全設計に役立つ情報を提供する。注：FTA：Fault Tree Analysis（故障の木解析）、FMEA：Failure Mode and Effect Analysis（故障モードとその影響の解析）
- ② 家電量販店を含めた事業者、家電量販店を含めた事業者、家電量販店を含めた事業者、家電量販店を含めた事業者、家電量販店を含めた事業者、家電量販店を含めた事業者、家電量販店を含めた事業者、家電量販店を含めた事業者、家電量販店を含めた事業者、家電量販店を含めた事業者、消費者センター等からヒヤリ・ハット情報の収集を行い、事故の未然防止のための情報提供等に活用する。
- ③ 海外関係機関との連携を深め、製品事故情報や事故原因究明技術等を共有することにより事故の未然防止に資するほか、積極的、能動的に我が国へ輸出される商品の安全性を高めることに資する情報提供や技術研修を実施する。
- ④ 事故の未然・再発防止のための情報提供等

消費者に対する危険情報の周知を行うとともに、消費者による製品の誤使用を防止し、安全に対する意識の向上等につながるよう、これらの情報をより分かりやすい形態に加工し、プレスリリースや印刷物及びインターネットを通じて、消費者等に提供し、注意喚起のための広報活動を積極的に行う。さらに、事故の未然防止のため、社会人講座や小・中学生に対する製品安全教育に必要な教材の提供を行う。
- ⑤ 製品事故原因究明の分析結果等を活用して、技術基準・規格等及び関連する認証制度（強制マーク、任意マーク（民間規格を含む））の見直し・整備の必要性を検討し、経済産業省や担当機関へ提言する。

[平成 23 年度実績要約]

（事故原因調査結果等の提供）

- 平成 23 年度に調査が終了した事故情報 4,161 件を公表した。
- 平成 23 年度に調査の終了した事故情報から経年劣化に係るもの 171 件（重大 85 件、非重大 86 件）を抽出。

平成 22 年度に構築した経年劣化データベースに追加し、製品事故の未然・再発防止対策の検討に活用。

また、使用期間が長くなるにつれて事故の発生率が増加する経年劣化事故のリスク評価方法について、製品の残存台数を基にした評価方法を検討している。
- 東日本大震災後、今後これまでとは異なる使用条件、使用頻度が原因で事故の発生が危惧される製品として、携帯発電機、自転車、ガス燃焼機器及び石油燃焼機器を抽出し、情報分析、傾向予測を行った結果を経済産業省に報告した。
- 過去の製品事故情報をリスク評価し、製品群として問題のある製品について技術基準の妥当性を検証。
- 消費者庁が実施する医療機関ネットワークからの高齢者・乳幼児製品に係る情報収集・分析を実施。

（ヒヤリ・ハット情報等の収集）

- 家電量販店から製造メーカー、型式、製造日、部品名等の情報を含む修理情報の提供を受け、ヒヤリ・ハット情報を確認し製品の横断的分析を実施。
- 医療機関情報から動向解析を実施し、事故が多発している高齢者・乳幼児製品について安全設計の観点か

ら問題がないかどうかを検討。今後、安全設計に関する情報提供を実施予定。

(海外機関との連携強化)

- MOU に基づく中国検験検疫科学研究院 (CAIQ) との連携を通じて、中国製品の安全性確保のための情報提供を実施。
- 米国消費者製品安全委員会 (CPSC) 、CAIQ 等海外製品安全関連機関との連携、交流を推進。
- 知識経済省韓国技術標準院及び韓国検査機関の 8 人に対し、原因究明等にかかる研修を実施。
(事故の未然・再発防止のための広報活動等)
- 「災害復旧時の製品事故」の記事投げ込み、「扇風機」「エアコン」「カセットこんろ」など、再現実験映像を使ったプレス説明会を 11 回開催。
- 平成 23 年度からは新たに地方版資料を作成し、支所が所在する地元報道機関等をターゲットとした地域に密着した注意喚起を実施。
- この結果、新聞記事掲載が 80 回、テレビ放送が 167 回に達した。
- 製品事故に関する情報提供、注意喚起を目的として、メールマガジンを計 25 回配信した。3 月末現在で 7,846 件 (前年同月より 352 件増加) に配信している。
- 消費生活センター等が主催する製品安全啓発セミナーなどに 150 回の講師派遣を実施。
- 全国各地の技術研修会、事故事例研究会等に参画し、事業者に対する技術的支援を実施。
- 平成 22 年度に作成した小学校高学年向けの製品安全教育の DVD 教材の普及、啓発を実施。当該 DVD が学校で効果的に活用できる教材として、公益財団法人消費者教育支援センターの「第 5 回消費者教育教材資料表彰 (行政)」優秀賞を受賞した。全国から引き合いが殺到し、これまでに全国の小学校の約 4 割に相当する 8,500 校以上に配布した。

(製品事故原因究明分析結果等の活用)

- 携帯発電機、ハンドル型電動車いす、自転車、ガス燃焼機器、石油燃焼機器について、事故を分析し、ヒューマンファクターの観点等から抽出された問題点や震災以降の節電指向によって需要が見込まれる直管形 LED ランプの安全性に関する動向について経済産業省へ報告した。

[平成 24 年度実績要約]

(事故原因調査結果等の提供)

- 平成 24 年度に調査が終了した事故情報 2,876 件を公表した。そのうち、経年劣化事故と判断した情報を 85 件 (重大 61 件、非重大 24 件) 抽出した。
- 機構が公表している製品事故情報 (重大製品事故を含む) のうち、経年劣化の多い 27 製品、818 件について経年劣化事故分析結果に基づきデータベースを更新し、事象の木解析 (ETA) 手法による活用を検討した。
- 事故情報 DB のうち、テキスト情報からキーワードを抽出・整理する手法 (テキストマイニング手法) を適用し、不具合事象の連鎖をまとめ、本手法がリスクアセスメントに活用できるかどうか、有効性を確認した。
- 事故情報 DB の製品群ごとのリコール等の分析を合理的に進めるため、平成 20 年度から平成 23 年度受付案件のうち、リコール情報に基づき同種事故事例を取りまとめた。
- 個々の事故に対する R-map 分析とあわせて、故障モードとその影響の解析 (FTA³)、故障モードとその影響

³ FTA : Fault Tree Analysis (故障の木解析)

の解析（FMEA⁴）等を活用し、過去事故、設計に遡った分析等の総合的なリスクを評価し、安全対策の在り方等を経済産業省製品事故対策室に報告した。

○IEC GUIDE 104 付属書A及びRAPEX RAガイドラインを参考に製品に関連するハザードとして、電気エネルギー、機械エネルギー、火災、化学的・生物的エネルギー、人間工学的要因を選択し、機構の事故情報から分野ごとに数十件程度の案件を抽出して危害シナリオの作製を試行し、問題点の分析を実施した。

○栓刃可動式接続器の安全性について、試料を入手し、技術的な評価を開始した。

（ヒヤリ・ハット情報等の収集）

○家電量販店との協力協定を更新し、家電量販店から提供を受ける修理受付情報の範囲を拡大した。データ分析の結果を家電量販店へ提供し、修理受付情報を基にヒヤリ・ハット情報の抽出手法を検討した。

○ヒヤリ・ハット情報得るための窓口拡大に向け、日本生活協同組合との協議を開始した。

（海外機関との連携強化）

○米国消費者製品安全委員会（CPSC）主席補佐官が機構（東京）を訪問。日本のガス機器の安全装置等について意見交換を行った。

○中国検験検疫科学研究院（CAIQ）が機構（大阪）を訪問。機構から提供しているリコール情報の活用状況等について意見交換を行った。また、機構のリコール情報に基づき、中国国内の事業者調査を実施した。その結果をCAIQに連絡し、必要に応じ中国政府による製品管理などの措置を要請した。

○2月26日～3月1日、米国で開催された国際消費者製品健康安全機構（ICPHSO⁵）会議及び国際消費者製品安全規制担当者コーカス（ICPSC⁶）会議に2人出席し、海外製品安全情報を収集し、経済産業省製品安全課に報告した。

○台湾経済部標準検験局（BSMI）から製品事故調査にかかる研修依頼があり、3月5日～7日で実施予定であったが、先方の都合で来年度に延期となった。

○海外リコール情報を収集し、日本で販売されている可能性を調査・付加して経済産業省に48件の情報を提供した。その結果、日本で販売されている輸入製品（24件）のうち、国内でリコールを決断するに至っていなかった製品6件について、初めて日本でのリコール等の措置に繋がり、事故の未然防止に貢献した。

○事故情報データベースの英文化を実施、順次更新した。

（事故の未然・再発防止のための広報活動等）

○「生活安全ジャーナル」（Web版）を発行。事故防止注意喚起リーフレット（2種類）、社告・リコールリーフレット（7種類）、注意喚起ちらし（27種類）、ミニポスター（再現実験映像を含む、19種類）をホームページに掲載。また、学校での事故防止、キッチンでの事故防止のちらしを経済産業省と共同で作成。さらに、「主婦連だより」など雑誌等に28件の寄稿を行い、その他取材等による雑誌等への記事掲載が41件あった。

○再現実験映像を使った説明会を月1回開催。また、定期プレス説明会で使用した映像（画像）をマスメディアを通じ広く国民に提供。また、各支所においても地方版資料を作成し全国版とともに地元報道機関等へ配布。これにより、新聞による注意喚起等（記事掲載）が98回（うち5大紙⁷28回、地方紙・専門紙等70回）。テレビによる注意喚起等（放送）が149回（うち全国放送79回、地方ローカル放送70回）。

○業務報告会を11月に大阪及び東京で開催した。大阪会場は251人、東京会場は326人の参加があった。

⁴ FMEA：Failure Mode and Effect Analysis（故障モードとその影響の解析）

⁵ International Consumer Product Health and Safety Organization（国際消費者製品健康安全機構）

⁶ International Concrete Polishing & Staining Conference（国際消費者製品安全執行担当官会議）

⁷ 5大紙：読売、毎日、朝日、産経、日経

○中学生以上の製品安全教育DVD教材を作成した。また、平成23年度に作成した小学校高学年向けの製品安全教育DVD教材については配布を継続し、若年者への製品安全の普及・啓発を図った。

(製品事故原因究明分析結果等の活用)

○事故件数が多い製品についての原因等、リコール対象製品の事故発生状況、経年劣化について長期使用製品安全点検・表示制度対象品目の見直し及び事故情報収集制度による対応状況等の重大製品事故及び経年劣化事故の動向の分析結果を経済産業省へ報告した。

[平成 25 年度実績要約]

(事故情報リスク分析等)

○機構が公表している製品事故情報（重大製品事故を含む）のうち、経年劣化の多い27製品、825件について経年劣化事故分析結果に基づいたデータベースを構築し、関係機関の同意を得た上で機構ホームページに公開した。

○製造事業者や輸入販売事業者等が製品の安全設計を実現するために重要な観点を整理した「安全設計100選」を発行するため、典型的な事故例100件以上を機構の事故情報から抽出し、事故原因と対策、事故発生のシナリオ等を整理した。

○事故情報DBの製品群ごとのリコール等の分析を合理的に進めるため、平成20年度から平成25年度受付案件のうち、リコール情報に基づき同種事故事例を取りまとめた。

○個々の製品事故に対するR-map分析とあわせて、FTA、FMEA等を活用した過去の製品事故、設計に遡った分析等の総合的なリスク評価を行い、これらの結果に基づく安全対策の在り方等を経済産業省製品事故対策室に報告した。

(ヒヤリ・ハット情報の収集状況)

○家電量販店から提供を受けた修理受付情報数万件について、テキストマイニング等の手法を用いて分析を行い、分析結果をデータソースの家電量販店へ提供するとともに、機構内部での活用を図り、製品事故の未然防止に活用した。

○ヒヤリハット情報を入手するための窓口拡大に向けた、日本生活協同組合と情報交換会を2回(9月、12月)実施した。また、機構ホームページに掲載している製品安全業務の協力先募集に対して応募のあったユニー(株)と2月に協力協定を締結して、ヒヤリハット情報を含む事故情報の入手、製品安全の注意喚起、安全啓発等において協力を得ることとした。

(海外の関係機関との連携)

○9月17日～20日に欧州委員会、ベルギー及びオランダの政府機関を訪問し、欧州製品安全規制体制の調査を行った。

○11月27日に経済産業省の依頼に基づき、欧州委員会において電気用品安全法の省令改正を説明した。併せて11月26日～29日にフランス、スウェーデン、ドイツの政府機関を訪問し、欧州製品安全規制体制の調査を行った。

○海外リコール情報を収集し、日本で販売されている可能性を調査・付加し、経済産業省に46件の情報を提供した。その結果、日本で販売されている輸入製品(20件)のうち16件でリコールの実施が確認できた。

(事故の未然・再発防止のための情報提供等)

○「生活安全ジャーナル」(Web版)を発行。事故防止注意喚起リーフレット(3種類)、社告・リコールリーフレット(3種類)、注意喚起ちらし(19種類)、ミニポスター(再現実験映像を含む、12種類)をホームページに掲載。また、学校での事故防止のちらしを経済産業省と共同で作成。さらに、「主婦連だより」などの雑誌等に13件の寄稿を行い、その他の取材等による雑誌等への記事掲載が34件、学術論文への引用

が1件確認された。

- 「扇風機」「エアコン」「自転車」など製品別にリコール情報を加えたほか、高齢者や子どもなどの属性毎、一酸化炭素中毒などの現象などをテーマに、再現実験映像を交えたプレス説明会を月1回開催。この定期プレス説明会で使用した映像（画像）をマスメディアを通じ広く国民に提供した。また、各支所においても地方版資料を作成し全国版とともに地元報道機関等へ配布した。これらの活動によって、次のとおりマスコミ報道が行われた。
 - ・新聞による注意喚起等（記事掲載）が74回（うち5大紙17回、地方紙・専門紙等57回）。
 - ・テレビによる注意喚起等（放送）が150回（うちBS含む全国放送73回、地方ローカル放送77回）。
- PSマガジンを毎月第2及び第4火曜日に配信（25回）。PSマガジン配信登録のお願いを関係機関に送付するとともに、PSマガジンによるリコール情報等の利用者を増加させるため、公共機関、業界団体への登録依頼を行い、8,760件（前年度から395件増加）に配信した。
- 全国の消費生活センター、消費者団体が主催する安全啓発セミナー、消防機関が行う技術研修、大学、業界団体等に講師を111回派遣し、事故事例などを紹介（受講者延べ人数：5,255名）。また、経済産業省主催の製品安全セミナー等（電安法セミナー2回含む）に計17回講師を派遣し、製品安全セミナー会場には事故品、事故事例パネルを展示して注意喚起（参加者延べ人数：2,963名）。さらに、各自治体や消費生活センターが主催する「消費生活展」などに全国で54回出展した。
- 主婦連合会・早稲田大学と関西消費者連合会・関西大学との共同で社会人教育講座を東京及び大阪で開催し、「製品安全対策の基礎知識」について講義（各15回）。（受講者：東京68名、大阪32名）
- 業務報告会を11月に大阪及び東京で開催し、大阪会場は291名、東京会場は398名の参加者を集めた。
- 中学生以上の製品安全教育DVD教材を全国の中学校に配布し、若年者への製品安全の普及・啓発を図った。

[平成 26 年度実績要約]

- 製品安全対策優良企業表彰受賞企業で作るコミュニティや中小家電販売業団体と新たに連携し、多様な事業者・地域の製品安全への取組支援のための有用な情報提供を7回実施。さらに、流通事業者との連携により取得したヒヤリ・ハット情報（修理情報）65万4千件について、テキストマイニング手法により事故の予兆現象を抽出し、当該流通事業者に提供した結果、3件の注意喚起情報の店頭掲示、製品の店頭回収、取扱中止につながった。

(3) 技術基準・規格等の提案活動の強化

[中期目標]

確度の高い事故原因究明結果に基づき、技術基準・規格等の整備・見直しのため、国や、これに関わる民間の団体に対する技術的支援を行う。その際、高齢者、乳幼児の用いる製品の安全確保に係る技術基準・規格等の充実を図る。

また、製品に係る技術基準・規格等の国際統合化を支援する。

[中期計画]

- ① 高齢者・乳幼児の安全を図るために独立行政法人産業技術総合研究所や病院、介護施設等と連携しつつ、高齢者・乳幼児用製品による事故の未然・再発防止策を検討して、技術基準・規格案を作成し、経済産業省や担当機関へ提言する。
- ② 機構が技術基準・規格案等を作成した分野を中心に国際標準化に取り組む。
- ③ 民間が自主的に行う消費生活用製品に関する基準・規格の検討に対して、データの提供やアドバイスを行う等の支援を行う。
- ④ 電気用品安全法技術基準（省令）を性能規定化し、技術基準の解釈を二次文書、解釈の解説を三次文書とする階層構造を実現する。
電気用品安全法の対象品目として、一般家庭で使用するすべての電気製品を原則対象とするよう、政省令改正案の策定を支援する。

[平成 23 年度実績要約]

- 消費生活用製品安全法特別特定製品の乳幼児用ベッドの技術基準の解釈の見直しを実施。安全性を向上させるための、柵の高さ、表示などについて実験・検討し、消費者への注意喚起を促進するための図記号を新たに作成した。
- ISO/PC240（製品リコール）及びPC243（消費者製品安全）の国内審議団体として、国内意見をとりまとめISOに提案、その多くがドラフトに反映。
- 国際事務局として点字ブロックの審議を積極的に推進した結果、平成24年1月に国際規格が制定。
- 電気用品安全法の技術基準の性能規定化及び規制品目の大括化等を検討し、政省令改正に向けた原案・骨子を取りまとめた。
- 民間団体への技術支援等として、日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）が開催する車いす付属品 JIS 開発委員会、介護用ベッド JIS 開発委員会等、5つの委員会に委員として参加し、試験項目の確定に貢献した。また、一般財団法人製品安全協会が開催する乳幼児用品（乳幼児用揺動シート）専門部会及び乳幼児用品（乳幼児用移動防止さく）専門部会に委員として参加した。

[平成 24 年度実績要約]

- 平成23年度に引き続き、専門家とリスクレベル分析手法等を検討するとともに、乳幼児・高齢者用製品の統合事故情報DBの構築に向けて、各行政機関の事故情報（機構、Pio-net、CAA）のDB項目の見直し、製品名の統一化等を行い、自動化プログラム及び更新マニュアルを作成した。また、海外の行政機関の事故情報（米国CPSCや欧州委員会（NEISS）が公開している事故情報DB）からの事故情報の収集を試みた。
- 機構が開発したプラスチック燃焼試験方法をIECに提案。5月及び10月に開催の国際会議で、IEC規格化に向けた精度確認のためのラウンドロビンテストの実施方法、実施上の課題について審議され、承認を得た。ラウンドロビンテストを開始し、国際規格化の前段となるTS見直し原案の作成に着手した。
- 日本の電線総合技術センター及びイタリア、ドイツの火災試験研究所の3機関からテスト結果が提出され、

未提出機関に対しては、提出依頼を行った。テスト結果を解析すると、着火時間について、機関内での同一性は良いが、3機関間では差異が確認された。今後、他の機関からの報告と併せて機構で解析を行い、必要な場合は、試験方法の修正に向けて再度、検討を行う。

- 日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）が開催する第1回シルバーカーJIS開発委員会、第1回シルバーカー国際標準開発分科会、車いす座位変換機能国際標準開発分科会に委員として出席するとともに、第2回及び第3回据置形手すり国際標準開発分科会へオブザーバー出席し、基準作成に貢献した。
- ISO/PC240（製品安全ガイドライン）及びPC243（製品リコールガイドライン）対応については、平成24年度は4月に国内対策委員会を開催し、国内意見をとりまとめて、5月にDIS（国際規格案）投票を実施。また、8月（PC240・マレーシア）及び9月（PC243・カナダ）の国際会議において、FDIS（最終国際規格案）の策定を検討。さらに、間もなく発効予定の新ガイドライン規格について、12月に国内対策委員会を開催し報告する等、関係者への周知に努めた。
- 電気製品の安全基準・基準体系のあり方について、平成23年度に作成した技術基準の新解釈の素案に対して、各工業会の協力のもとに精査を行い、平成24年8月末に新解釈案を取りまとめた。

[平成 25 年度実績要約]

- 平成 25 年 7 月 1 日に電気用品安全法の技術基準省令の全部改正が行われ、技術基準省令を性能規定化し、技術基準の解釈を二次文書、解釈の解説（平成 26 年 1 月 1 日一般社団法人日本電気協会から発行）を三次文書とする階層構造を実現した。
- 整合規格案の策定団体に対して、その策定方針と国が二次文書（技術基準の解釈）に整合規格として採用するプロセスを示すために「将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について」改訂 3 版を作成した（これを基に国は、通達「整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について(平成 26 年 1 月 6 日)」を公表した）。
- 電気用品の大括り化については、将来的にも法の規制対象外となる事例や大括り化の対象としている「家庭用及びこれに類する電気機器」など「電気機械器具」5 品目の適用範囲の具体的検討を開始した。
- 法の周知のための法令業務実施ガイドを技術基準省令の改正等の趣旨や平成 25 年度に開催した説明会での意見等を反映し、より判りやすく改訂し、これをテキストとした説明会を大阪、名古屋及び東京で開催した。（参加者計 521 名）
- 海外の事業者等への活用に資するため上記ガイドの英訳を行った。

[平成 26 年度実績要約]

- 電気用品安全法技術基準に採用予定の JIS について、性能規定への整合性確認を 14 規格について実施。

(4) 製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施

[中期目標]

消費生活用製品安全法に基づく主務大臣からの指示による消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を的確に実施する。

このほか、確度の高い事故原因究明結果も踏まえ、工業標準化法、計量法、消費生活用製品安全法等の製品安全4法、家庭用品品質表示法に基づく法執行・支援業務を的確に実施する。

[中期計画]

① 消費生活用製品安全法に基づき主務大臣から指示された消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を的確に行う。

② 経済産業省に係る法令（工業標準化法、製品安全4法（注）等）における経済産業大臣の指示に基づく立入検査については、これを的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。また、工業標準化法に基づく JIS マーク表示製品等の法令適合状況を把握するための試買検査を実施する。さらに、計量法に基づく指定製造事業者制度については、経済産業省から依頼のあった事務を支援する。

加えて、国内登録検査機関が適合性検査の業務の全部又は一部の休止若しくは廃止の届出があったとき、天災その他の事由により製品安全4法に定める適合性検査を実施できなくなった場合において、経済産業大臣の指示があった場合には的確に実施する。

注：製品安全4法は、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法をいう。

[平成23年度実績要約]

○ガスふろがまの修理時の不適切な配線による製品事故調査

- ・ガスふろがまの空だき防止の安全装置が機能しない状態で火災が発生。
- ・NITEによる調査から、事故原因は修理時に不適切な機器内部配線の変更によることが判明。
- ・経済産業省は、NITEの報告を受けて、ガス事業者に対して厳重注意を行うとともに、自主点検及び再発防止策の実施状況の報告を指示。また、関係団体、工業会に対してガス消費機器の修理時における安全装置の機能の確保について、周知・徹底の要請文を発出。
- ・当該ガス事業者は、過去に修理を行った約2500件を総点検し、同様の不適切な修理が計5件行われていたことを発表。

○冷却用タオルによる接触皮膚炎の製品事故調査

- ・平成23年の夏に販売された冷却用タオルのうち、イソチアゾール系防腐剤等に起因して接触性皮膚炎を発症した可能性のある製品事故が発生。
- ・NITEの調査により、同等品からイソチアゾール系防腐剤のOIT（2-n-オクチル-4-イソチアゾリン-3-オン）を検出確認。
- ・当該情報を厚生労働省に情報提供。同省では皮膚刺激性及び感受性を有するOITが使用されていたことから、今後は学会等と連携し、安全性情報の収集に努めるとの対応を決定。

○太陽光発電システム用パワーコンディショナの製品事故調査

- ・屋内に設置された太陽光パワーコンディショナから発煙する重大製品事故が発生。
- ・NITE調査の結果、製品内部のフィルムコンデンサの絶縁性能のばらつきから雷など外部からの異常な高電圧等の影響により、当該部品がショートし、発煙に至ったものと判明。
- ・長期に使用される製品であり、今後も再発する恐れがあることから、経済産業省に調査結果を報告するとともに、事業者に対し再発防止措置の検討を依頼。

- ・当該事業者は、事故の再発防止を図るため、ホームページへの情報掲載、利用者へのダイレクトメールを行うとともに、対象製品について無償点検・修理を実施。
- 製品安全 4 法¹³及び工業標準化法に基づく立入検査業務は、効率的・効果的な実施体制の下、着実に実施した。

[平成 24 年度実績要約]

○加湿器（リコール品）の事故調査

- ・長崎で発生した加湿器による火災・死亡事故について、警察及び消防と九州支所及び燃焼技術センターとが緊急で合同調査を実施し、NITEは事故品がリコール品であることを特定した。
- ・事故品及び同等品の事故究明調査を製品安全センター（東京）で実施するとともに、再現実験を燃焼技術センターで実施し、経済産業省に調査結果を報告した。この結果を基に、経済産業省は危害防止命令を発出した。

○輸入品石油ストーブの技術基準適合性調査

- ・業界から経済産業省に対して、震災後に多く流通している輸入品石油ストーブ（韓国製）において消安法の技術基準の複数項目に適合しない銘柄があるとの情報提供がされた。
- ・経済産業省からの緊急要請を平成25年2月13日に受け、燃焼技術センターにおいて転倒消火試験を実施した。
- ・試験の結果、消安法技術基準（転倒後10秒以内に消火）に適合しないことを確認し、2月22日に結果を報告した。
- ・試験結果に基づく経済産業省からの指導によって輸入事業者が既販売品の回収を行うこととなった。

○ガスふろがま

- ・長期間使用されたガスふろがまの火災が複数件発生。
- ・機構の調査から、事故原因は、長期使用の経年劣化によって、ガスを供給するブロック部のアルミ合金セフティバルブフランジ部が腐食し粒界破壊によって亀裂が生じたため、亀裂からガスが漏洩し、滞留したガスが風呂バーナーの炎に引火して延焼・焼損したものと推定。
- ・製造事業者が倒産しており、ガス事業者の積極的な注意喚起等の対応が必要と思われたため、経済産業省へ情報提供し、ガス事業者から利用者へのダイレクトメールの発送等による注意喚起や点検等の推奨が行われた。（対象台数約90,000台）

○食器洗い乾燥機

- ・製品を焼損する火災事故が連続して発生。
- ・消防機関との調査によって、機内のヒーターと電源リード線との接続部において強度不足があり、使用中に異常発熱したものと推定。カシメ部で屈曲した配線の取り回しも影響しているものと推定。
- ・製造事業者は、事故防止を図るため、プレスリリース、新聞での社告、販売店を通じて所有者にダイレクトメールを送付し、回収することとした。（対象台数約46,000台）

○製品安全4法及び工業標準化法に基づく立入検査業務は、効率的・効果的な実施体制の下、着実に実施した。
なお、立入検査は法に基づく行政権限の行使に該当するため、業務の性格上、民間委託・標準処理期間の設定・手数料の徴収は行っていない。（消費生活用製品安全法の海外登録機関への一部検査については、

¹³ 製品安全 4 法：消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法をいう。

法令に規定する方法により積算した額を徴収することになっているが、過去に検査実績はない。)

[平成 25 年度実績要約]

○重大製品事故の原因究明調査については、優先度に従って調査を実施するとともに、効果的な再発防止策実施のため経済産業省等と緊密な連携を図り、事故検討会の回数を増やすなど、効率的に事故調査を実施し、調査の結果、効果的に再発防止策がとられた。

(例) 電気洗濯機の事故調査

- ・事故調査の結果、点検・修理等の社告に繋がった
- ・当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災事故について、警察・消防と機構が合同調査を実施。
- ・洗濯水槽の下部で結束されているクラッチソレノイドのリード線の固定状態や洗濯機の設置環境による振動など様々な要因が重なり、リード線と結束バンドが擦れて断線し、放電が発生して発火し、洗濯水槽樹脂へ類焼したものと推定。
- ・製造事業者は、事故防止を図るため、プレスリリース、ホームページへ情報掲載、新聞社告等を行い、無償で点検・修理を実施した。(対象台数729, 116台)

○製品安全4法及び工業標準化法に基づく立入検査業務は、効率的・効果的な実施体制の下、着実に実施した。なお、立入検査は法に基づく行政権限の行使に該当するため、業務の性格上、民間委託・標準処理期間の設定・手数料の徴収は行っていない。(消費生活用製品安全法の海外登録機関への一部検査については、法令に規定する方法により積算した額を徴収することになっているが、過去に検査実績はない。)

[平成 26 年度実績要約]

○大手ホームセンターに対する電気用品安全法の経済産業大臣からの緊急立入検査指示により、1,623 製品を対象に1,557 製品の違反を通常約 200 日を要するところ 6 日間で確認し、経済産業省の迅速な行政処分に貢献。

2. その他

[中期目標]

消費者庁と国民生活センターの役割分担等を踏まえ、国民生活センターの行う商品テスト事業について、他の独立行政法人、民間検査機関等との関係に留意しつつ、機構の技術的、専門的優位性にかんがみ、協定の締結を含め、効果的、効率的な連携体制の構築に協力する

[中期計画]

消費者庁と国民生活センターの役割分担等を踏まえ、国民生活センターの行う商品テスト事業について、他の独立行政法人、民間検査機関等との関係に留意しつつ、機構の技術的、専門的優位性にかんがみ、協定の締結を含め、効果的、効率的な連携体制の構築に協力する。

[平成 23 年度実績要約]

○NITE と国民生活センターは、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析で、NITE が分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築するため、協定の見直しを行い、平成 23 年 5 月 17 日に協定を再締結した(平成 20 年 1 月 30 日に、国民の消費生活における安全・安心を確保するための「連携・推進に関する協定」を締結し、情報の交換などを行っていた。)

○国民生活センターとの実務者会議を月一回の頻度、平成 24 年 3 月末までに 10 回開催した。冷感タオルの

皮膚障害、空気入れの破損事故等について情報交換を行った。

○国民生活センターが主催する商品テスト分析・評価委員会(台所用シンク、冷感タオル)に委員として出席。

[平成 24 年度実績要約]

○機構と国民生活センターとは、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析で、機構が分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築するため、協定の見直しを行い、平成 23 年 5 月 17 日に協定を再締結し、協力関係を強化した結果、連携協定に基づき国民生活センターから平成 24 年 5 月 14 日付け「湿疹を発症した婦人用ブーツに含まれるアレルギー誘発物質の化学分析」について依頼があり、機構が分析を行い結果を報告した。

○国民生活センターとの実務者会議を月一回の頻度で 3 月末までに 12 回開催した。IH 調理器用汚れ防止シート、柔軟剤によるアレルギー発症等について情報交換を行った。

○国民生活センターが主催する商品テスト分析・評価委員会(スライサー、除雪機等)に委員として参加した。

○相互の外部発表(注意喚起)テーマを情報交換することで摺り合わせができ、消費者への重複のない効率的な情報提供を行った。

[平成 25 年度実績要約]

○国民生活センターとの実務者会議を月 1 回の頻度で 12 回開催し、密に情報交換することによって、機構の受付案件のうち国民生活センターにおいてテストを実施している案件については、テスト結果を入手して重複のないよう効率的に調査を行った。(国民生活センターからのテスト結果入手件数: 11 件、機構からの情報提供件数: 3 件)

○国民生活センターが主催する商品テスト分析・評価委員会(除菌用品(ウイルスプロテクタ)、変質灯油)に委員として出席し、テスト結果の検討に協力した。

○相互の外部発表(注意喚起)テーマを情報交換することで摺り合わせができ、消費者への重複のない効率的な情報提供を行った。

[平成 26 年度実績要約]

○国民生活センターとの協定を維持し、重複のない消費者への広報や事故情報共有による事故調査の効率化を実施。

(以下、第三期中期計画の I. A-5. その他 に相当する事項)

3. 講習業務

[中期目標]

電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務については、平成 25 年 3 月 31 日限りで廃止する。なお、当該業務に係る組織・人員を機構内で政策的に優先度のより高い分野で活用する。

[中期計画]

電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習業務については、これら業務を的確に実施する。

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

電気工事士法に基づく講習を的確に実施する。

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習を的確に実施する。

なお、上記業務については、平成 25 年 3 月 31 日限りで当該業務の全部を廃止する。また、これらの講習業務を廃止する際には、関係組織の廃止、関係人員の機構内での有効活用を適切に行う。

[平成 23 年度実績要約]

【主な実績】

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

○定期講習について、全国で 211 回 (22 年度 : 578 回) の講習を開催し、23,112 人 (22 年度 : 72,640 人) が受講した。

○東日本大震災による影響から、平成 23 年 3 月開催予定の 3 会場 (青森、栃木、神奈川) と平成 23 年 4 月開催予定の 3 会場 (茨城 1, 埼玉 2) を中止し、5~6 月に振り替えて開催。中止会場の受講予定者には、NITE ホームページと委託先を通じて個別に連絡して開催。

○また、これに伴い結果的に 5 年以内の受講期限を超過する資格者には、指定講習機関として電気工事士法第 4 条の 3 及び同法施行規則第 9 条の 8 第六号に規定する「指定講習機関がやむを得ないと認める事由」を適用する旨周知した。

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

○資格講習、認定講習及び再講習について、全国で 131 回 (22 年度 : 124 回) の講習を開催し、11,105 人 (22 年度 : 11,182 人) が受講した。

○東日本大震災による影響から「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により平成 23 年 8 月 31 日まで資格の有効期限が延長された資格者に対して個別連絡、HP 及び業界紙 (広告) により周知に努めつつ経済産業省原子力安全・保安院及び委託先と連携して 6~8 月の再講習開催計画 (振替 (宮城中止分) ・追加) を策定 (宮城 1、東京 2、大阪 1) し受講希望者全員 (106 名) が受講。

(3) 講習業務移管に向けた取組み

○経済産業省内での制度変更等の検討に必要な各種資料の要請に迅速に対応。

○業務移管時の検討事項について、適宜必要なタイミングで経済産業省と意見を交換。

[平成 24 年度実績要約]

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

○定期講習について、全国で 289 回 (23 年度 : 211 回) の講習を開催し、28,115 人 (23 年度 : 23,112 人) が受講した。

- 自然災害（台風・大雪）の影響を受け、沖縄県那覇市（6月5日）及び福島県郡山市（1月15日）での開催を受講申込者へ事前周知を図った上で中止した。後日、振替開催日等をHP及び個別案内により周知し開催。また、これに伴い結果的に5年以内の受講期限を超過する資格者には、電気工事士法第4条の3及び同法施行規則第9条の8（やむを得ない事由）による受講延期が適用される旨周知した。
 - 全国都道府県担当者会議を6月に開催し、前年度実績及び24年度計画等について情報提供を行うとともに25年度以降の定期講習制度について必要な情報交換を行い、円滑な講習業務移管に向けて連携強化を図った。
 - 平成25年度から定期講習制度見直しによる複数講習機関の指定情報（24年度：5機関）及び機構による講習業務終了に関する資格者への情報について、経済産業省のホームページ公表時に合わせて機構ホームページでも周知に努めるとともに、受講案内時に書面により情報を提供した。また、平成25年度受講対象者（約12万人）に対して、経済産業省と連携して定期講習制度見直しに関する情報を掲載したハガキを12月に送付して周知を図った。
 - 経済産業省からの要請（次期指定講習機関の講習現場視察の受入れ）に応じて、講習現場に支障が生じないよう配慮しつつ受入れを図った。
 - 機構が保有する資格者DBについて、平成24年度末をもって経済産業省への移管できるよう異なる動作環境への対応や、データ管理項目をスリム化しデータ入力・更新時の処理速度を向上させるとともに、平成24年度受講者データを反映させた上で3月末に移管した。
- (2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務
- 資格講習、認定講習及び再講習について、全国で127回（23年度：131回）の講習を開催し、10,081人（23年度：11,105人）が受講した。
 - 平成24年度版資格・認定講習用テキストについて、受講者の習熟度向上を図るため外部有識者によるテキスト審議委員会を平成23年度から24年度にかけて審議を行い大幅な見直しを図った。
 - 平成25年度から講習制度見直しによる複数講習機関の指定情報（24年度：1機関）及び機構による講習業務終了に関する資格者への情報について、経済産業省のHP公表時に合わせて機構HPでも周知に努めるとともに、講習テキストに制度改正の情報を掲載した。
 - 平成25年度以降の円滑な講習業務のため、次期指定講習機関からの要望に応じて講習業務の諸手続に関する情報交換を行うとともに、機構が著作権を有する講習テキスト教材等著作物の無償使用許諾の契約を交わした。
 - 機構が保有する資格者DBについて、平成24年度末をもって経済産業省への移管できるよう異なる動作環境への対応やデータ管理項目をスリム化しデータ入力・更新時の処理速度が向上させるとともに、平成24年度受講者データを反映させた上で3月末に移管した。
- 平成24年度をもって中期目標を達成。**

4. 依頼試験評価業務

[中期目標]

機構の技術的能力を活かし、民間での実施が困難な技術基準適合性を確認するための試験について依頼があった場合には、当該依頼に係る試験・評価を適切に実施する。

[中期計画]

機構の能力を活かし、民間での実施が困難な依頼試験・評価を適切に実施する。

[平成 23 年度実績要約]

○平成 23 年度は、登山用ロープ 62 本、その他ロープ 15 本の検査依頼を受け、33 通の証明書を発行した。

[平成 24 年度実績要約]

○平成 24 年度については 35 件（登山用ロープ 82 本、その他ロープ 30 本）の検査依頼を受け、45 通の証明書を発行した。

○なお、登山用ロープの性能確認試験に必要な試験設備は他機関にないため、民間委託は行っていない。

○また、標準処理期間については定めていないが、試験申請時に依頼者から処理期間の要望を受け付け、依頼者と協議の上で処理期間を設定している。

○さらに、手数料については、過去に政令により定められていた手数料を参考とし、それに準じた額を設定している。

[平成 25 年度実績要約]

○25 年度については 25 件（登山用ロープ 42 本、その他ロープ 18 本）の検査依頼を受け、35 通の証明書を発行した。

[平成 26 年度実績要約]

○民間からの依頼に基づく登山用等ロープの依頼試験 31 件についての的確に実施。

5. 大型蓄電池システム等の施設整備

[平成 26 年度計画]

3. 大型蓄電池システム等の施設整備

大型蓄電池システムの安全性及び性能の優位性の評価のための施設整備の準備を行う。

[平成 26 年度実績要約]

【大型蓄電池システムに関する試験・評価基盤整備】

- 平成 27 年 3 月から建設工事に着手。それに先立ち、欧米の最先端の試験・評価施設を往訪し、情報を収集。また、国内外の蓄電池メーカーをはじめとした潜在的なユーザーを発掘し、ニーズを反映した仕様、設計等を実現。
- 国際標準化活動を行うため、IEC の蓄電池に関する国内外の会合へ専門家として参画。会合を主導し、規格案を作成。

【ファインバブルに関する試験評価法の検討、国際標準化への協力等】

- 世界初のファインバブル測定のための試料取扱方法を開発し、国内審議団体を通じて国際規格案を提案。

【製品安全分野】

主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
設定なし	—	—	—	—	—	—

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
予算額（支出額）（千円）	7,415,375 の 内数	8,417,379 の 内数	9,526,907 の 内数	22,542,448 の内数
決算額（支出額）（千円）	6,993,351 の 内数	7,309,699 の 内数	7,706,062 の 内数	17,452,832 の内数
経常費用（千円）	2,403,688	2,454,682	1,955,763	2,290,479
経常利益（千円）	2,482,974	2,414,803	1,939,034	2,292,876
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—
従事人員数（各年度 1 月 1 日時点の常勤職員数）	397 の内数	408 の内数	407 の内数	422 の内数

I-2. 化学物質管理分野（第三期中期計画のI. A-2に相当）

[中期目標]

化学物質管理分野における社会的リスクとしては、製品由来によるものを含め、化学物質の人の健康や環境に影響するリスクを想定する。これらの社会的リスクを低減するため、国民の安全レベルの質的向上等を図る観点から、持続可能な開発に関する世界首脳会議での合意を念頭に置きながら、機構は、化学物質管理法の法執行・支援業務を主軸として、その業務を着実に実施するものとする。

[自己評価：S]

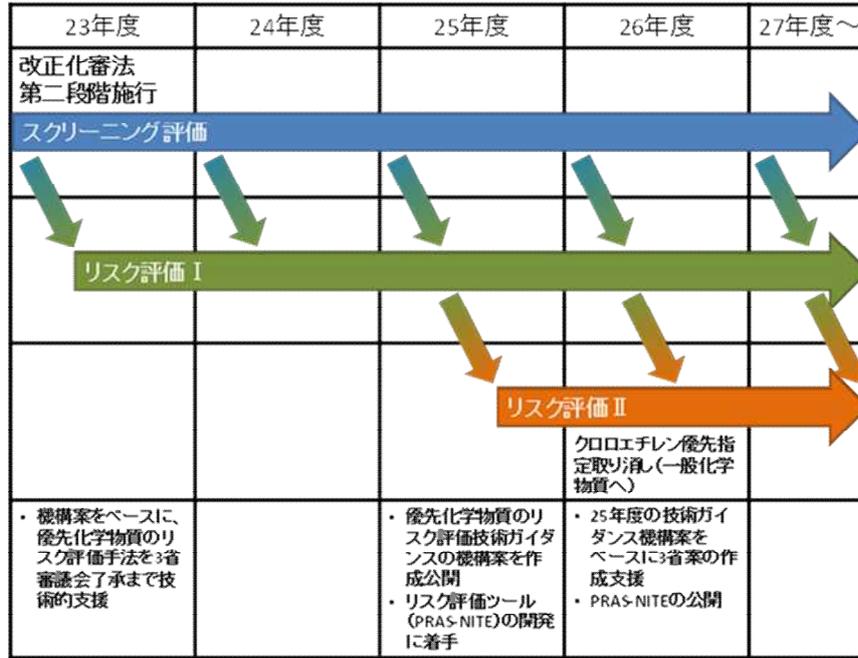
平成23年度から平成25年度の評定は、経済産業省独立行政法人評価委員会において、5段階評価(AA, A, B, C, D)により平成23年度はAA(5点)、平成24年度はAA(5点)、平成25年度はA(4点)とされた。また、平成26年度の自己評定はS(5点)とした。したがって、これら4カ年の平均として、第3期中期目標期間の自己評定はS(4.75点)とした。

[第3期中期目標期間を通じて達成した実績]

○改正化審法におけるスクリーニング評価・リスク評価の実施

平成21年度に改正された化審法で新たに導入されたリスクに基づく化学物質管理¹⁵制度の着実な運用を支援するため、機構は平成23年度から平成26年度の第3期中期期間を通じてスクリーニングレベルの評価の実施や詳細なリスク評価の実施とともに、その手法の透明性を確保するための技術ガイダンス文書の作成等を行った。これら機構の評価技術基盤による適正なリスク評価の実施は、円滑な法運用が実現されたとともに、安全の確保と産業発展の向上に貢献した。

¹⁵ 従来の法制度ではハザードに基づく規制であり、物質の用途や環境排出・暴露量にかかわらず、物質として人や生態系に有害な影響を与える「有害性」が認められた化学物質は規制から外れることはなかった。今般の改正化審法は、有害性と暴露量とを比較することで人や生態系への影響の可能性を評価するリスクに基づいた化学物質管理制度である。スクリーニング評価から徐々に対象物質を絞りこみ、より詳細な評価のステップを踏むことにより、リスクのレベルに応じた段階的な管理を可能にするとともに、現状の管理でリスクの懸念のないことが明らかとなった物質は対象外とする制度に移行した。ハザードベースからリスクベースの管理への転換は世界的な趨勢であるが、国が主体となって網羅的かつ詳細なリスク評価を行い法規制に反映した例は世界的にも例がない。



【平成 23 年度】平成 23 年度から届出が開始された既存化学物質等一般化学物質及び新規化学物質について、初のスクリーニング評価を実施し、この結果から優先評価化学物質が選定された。また、優先化学物質のリスク評価手法について、機構案をベースとした厚生労働省、経済産業省及び環境省（以下「3 省」という。）案の作成から国の審議会了承に至るまで技術的支援を実施した。この評価手法を用い、平成 23 年 4 月に公示された優先化学物質についてリスク評価に着手した。

【平成 24 年度】生分解性、人健康及び生態の有害性、物理化学的性状、環境別媒体別半減期等の情報を入手し、評価に使用すべくデータクリーニングや精査等を行い情報を整備した。平成 23 年度届出データに基づき、一般化学物質（10,792 物質）及び、未公示新規物質について、排出量の算出と暴露クラス付けを行った。優先評価化学物質のリスク評価Ⅰを初めて実施した。

【平成 25 年度】スクリーニング評価及び優先化学物質のリスク評価を実施しつつ、優先評価化学物質のリスク評価手法に関する技術ガイダンスを機構案として公表した。また、技術ガイダンスに従った評価が可能な化審法リスク評価ツール（PRAS-NITE）の開発にも着手した。

【平成 26 年度】初めてリスク評価Ⅱを 3 物質実施し、うち 1 物質（クロロエチレン）は、優先化学物質の指定を取り消すことが 3 省の審議会決定された。また、機構案として公表した技術ガイダンスに 3 省の意見や追加項目を反映し、3 省版の技術ガイダンスとなるよう作成支援を行うとともに、開発していた PRAS-NITE にも反映させ、公開した。

○アジア展開

経済産業省が進めているアジアの化学物質管理制度の相互調和の推進を目指す「アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティ構想」の下、機構は平成 23 年度から平成 26 年度の第 3 中期期間を通じて、アジア各国の化学物質管理制度の構築や強化に向けた取組みの支援を実施した。

<背景>

・平成 22 年度及び平成 23 年度の東アジア・ASEAN 経済研究センター（Economic Research Institute for ASEAN and East Asia : ERIA）の研究プロジェクトにおいて、化学物質管理制度を実施するための人材育成と有害性

情報を効率的に共有するためのデータベースの必要性が提起され、具体的には日本・ASEAN 経済産業協力委員会（AMEICC）会議において議論することとなった。

・我が国は日本型化学物質管理制度をアジアに展開し導入することで、我が国企業のビジネスチャンスが拡大することを目的とし、ASEAN 各国への人材育成支援と情報共有のためのインフラ構築にかかる技術支援等を行うこととした。

(1) ASEAN への戦略的支援

① 人材育成支援

・国際協力機構（JICA）、海外産業人材育成協会（HIDA）等の人材育成事業において、ASEAN 主要国の政府職員や民間企業幹部に対するリスク評価手法セミナーに講師を派遣し、我が国の化学物質情報基盤や化審法リスク評価手法、GHS¹⁶（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）分類などの情報提供を行った。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	専門家派遣（HIDA） ・インドネシア ・マレーシア ・タイ（2回） ・ベトナム（2回）	専門家派遣（HIDA） ・インドネシア（2回） ・タイ（2回） ・ベトナム（2回）	
受入研修 ・HIDA（タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、フィリピン） ・JICA（ベトナム、インドネシア、ミャンマー）	受入研修 ・HIDA（インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム） ・JICA（インドネシア、ミャンマー、タイ、ベトナム）	受入研修 ・HIDA（インドネシア、タイ、ベトナム） ・JICA（インドネシア、タイ、マレーシア）	受入研修 ・JICA（インドネシア、カンボジア、フィリピン、タイ、ベトナム）

② 日 ASEAN ケミカルセーフティデータベース（DB）

年度	主な実績
平成 23 年度	・ERIA 研究プロジェクト「ASEAN 化学品安全情報センターの研究」において、参考事例として化学物質総合情報提供システム（CHRIP ¹⁷ ）を紹介した。
平成 24 年度	・AMEICC の化学産業ワーキンググループに参加し、DB 構築や運用に関する技術的支援を開始した。
平成 25 年度	・ASEAN 各国より DB の安定的運用について懸念が表明されたことから、機構が CHRIP の表示機能を拡充する対応案を提案した。
平成 26 年度	・AMEICC 会議の場で機構が平成 28 年度からの DB 運用機関として承認された。 ・CHRIP について、日 ASEAN ケミカルセーフティ DB の統合を踏まえ開発を開始した。

¹⁶ GHS：The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）

¹⁷ CHRIP：Chemical Risk Information Platform（化学物質総合情報提供システム）

③経済産業省の二国間協力（MOC）への協力（ベトナム、タイ）

年度	主な実績
平成 24年度	・タイ及びベトナム政府との MOC に基づく政策対話に経済産業省と共に出席（11 月、12 月）し、機構の化学物質理に関する役割を説明し、意見交換を行った。
平成 25年度	・タイ及びベトナム政府との MOC に基づく政策対話等に経済産業省と共に出席（11 月、3 月等）し、機構の化学物質管理に関する役割を説明し、今後の協力についての意見交換を行った。 ・ベトナム化学品庁の長官を含めた幹部職員等に対して機構の保有する化学物質 DB 構築などに関する技術協力を行った。
平成 26年度	・タイ及びベトナム政府との MOC に基づく政策対話等に経済産業省と共に出席（11 月、2 月等）し、機構の化学物質管理に関する役割、DB やリスク評価等に関する技術的な説明（計 5 回）をし、今後の協力についての意見交換を行った。

(2) 中国、韓国、台湾との協力関係の構築

CHRIP を通じた情報提供により、我が国の事業者の利便性の向上を図ることを目的として、平成 23 年度から、中国、韓国及び台湾の法施行支援機関とのネットワーク形成のための調査等を開始した。平成 26 年度には韓国及び台湾の間に化学物質管理制度の情報交換と協力に関する覚書（MOU）を締結し、これにより、継続的に互いの法令等の制定・改正及び運用等に関する情報交換及び協力をを行う体制を築いた。

年度	主な実績
平成 23年度	・中国、韓国両政府と化学物質管理情報の調査に向けた調整を行った。 ・台湾について化学物質管理制度やデータベースの整備状況などの調査を行った。
平成 24～ 25年度	・韓国政府機関と意見交換を行うとともに化学物質管理情報の調査を行った。 ・中国化学物質登録センター（CRC）の既存化学物質について情報収集を行った。
平成 26年度	・韓国化学物質管理協会（KCMA）及び安全衛生技術センター（SAHTECH）と化学物質管理制度の情報交換と協力に関する覚書（MOU：Memorandum of Understanding）を締結した。 ・中国の国家環境保護局（MEP）及び国家安全生産監督管理総局化学品登記中心（NRCC）と意見交換を行い、中国の既存化学物質リスト等の CHRIP への掲載に向けた方策について協議した。

そのほか、平成 23 年度から平成 26 年度の業務実績は以下のとおりである（経済産業省独立行政法人評価委員会での報告内容及び平成 26 年度業務実績の要約）。

1. リスク評価に基づく化学物質の管理

[中期目標]

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に関しては、新規化学物質に係る審査支援等を確実に実施するとともに、平成 21 年度に新たに導入されたリスクに基づく化学物質管理制度の着実な運用に資するため、リスク評価等の体制の整備、実運用のための技術的支援に重点を置いて実施する。その際、化学物質の安全性等の予測に関する手法の調査、検討を進める。

[中期計画]

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化学物質審査規制法」という。）の執行等を支援するため、以下の業務を行う。

(1)化学物質のリスク評価等

[中期計画]

- ① リスク評価、ハザード評価及び暴露評価（以下「リスク評価等」という。）に必要な情報を整備する。
- ② 一般化学物質のスクリーニング評価や優先評価化学物質のリスク評価等を行う。
- ③ リスク評価等の精度向上及び効率化のため、評価手法について国内外の情報を収集・整理をするとともに、評価の目的に応じた手法の検討を行う。

[平成 23 年度実績要約]

- 平成 23 年度から新たに開始された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）に基づく既存化学物質等一般化学物質の製造・輸入数量等の事業者からの届出窓口と集計業務の実施にあたり、届出事業者を支援するため全国規模での事業者を対象とした講習会（31 回、参加者延べ 1,200 事業者）を開催し、用途分類の方法や化審法一般化学物質等製造（輸入）実績等届出システムの使い方、利用方法について説明を行い、届出制度の普及啓発を行った。
- その結果、届出支援システムを用いたものが全届出（約 32,000 件）のうちの約 6 割を占めた。また、初年度にもかかわらず電子届出が約 5 割を達成した。データ精度の向上、集計処理の効率化、迅速なスクリーニング評価に貢献した。
- 普及啓発を更に図るべく、届出支援システムの辞書データの拡充を実施した。
- 一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価等に必要なデータを整備するため、化審法関係 3 省（厚生労働省、経済産業省、環境省、以下「3 省」という。）からハザード情報及び物性情報を入手し、化学物質毎の識別情報とともに整備した。
- 平成 23 年度から届出が開始された既存化学物質等一般化学物質（662 物質）及び新規化学物質（78 物質）について、初のスクリーニング評価を実施。優先評価化学物質（8 物質、平成 24 年 3 月公示）を選定。
- 優先評価化学物質のリスク評価手法について、NITE 案をベースとした 3 省案の作成から国の審議会了承に至るまで技術的支援を実施。当該評価手法を用い、平成 23 年 4 月に公示された優先評価化学物質（88 物質）についてリスク評価に着手。
- 化審法に基づく製造・輸入量届出に記載された用途情報を用いて、リスク評価の精度向上のために優先的に検討すべき排出係数の順位付けや、用途分類方法の見直し等の検討を行った。

[平成 24 年度実績要約]

- 一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価等に必要なデータを整備するため、化審法について 3 省より各種の情報（生分解性、人健康及び生態の有害性、物理化学的性状、環境別媒体別半減期等）を入手し、評価に使用できるようにデータクリーニングや成形、精査等を行い、整備し

た。

- 化審法に基づく製造・数量等の届出に関する技術的事項についての問合せ 1,127 件に対応し、届出が円滑に行われるよう支援した。また、経済産業省が作成・配付した届出支援システムに使用するため、MITI 番号、官報公示名称、CAS 番号、化審法物質区分等のデータを収載した約 8 万件の化審法辞書を更新・公開し、平成 25 年度の届出が円滑に行われるように支援した。
- 製造・輸入量等の届出情報について、MITI 番号と CAS 番号の関連付け、用途分類等の内容確認を行い、不適切箇所を 1,649 件リストアップし、経済産業省に報告した。これを元に経済産業省が事業所へ照会し、届出情報の修正を行うという連携により、届出情報の精度向上に貢献した。
- 平成 23 年度分届出データについて、スクリーニング評価対象物質リストの作成及び製造・輸入数量の集計を行い、スクリーニング評価に用いるデータとして整備した（一般化学物質 10,792 物質、未公示新規物質 445 物質）。優先評価化学物質のリスク評価（一次）へ利用するため、優先評価化学物質の届出情報について、修正が必要な部分等の個別の扱いを経済産業省に提案し、排出量推計に使用できるように加工・成形等行って整備した。
- 平成 23 年度届出データにより、前年度の 662 物質より大幅増となる一般化学物質 10,792 物質及び、未公示新規物質 445 物質について、排出量の算出と暴露クラス付けを行い、3 省に報告した。また、これらのうち、厚生労働省と環境省から有害性情報の提供を受けた物質についてスクリーニング評価結果の原案を作成するとともに、有害性クラス付けの相互チェックも行い、精度向上に貢献した。結果は審議会に提出し、法に基づく優先評価化学物質の指定に利用された。既に有害性クラス付けが済んでいる物質については、平成 23 年度届出データに基づき暴露クラスと優先度を更新し、3 省に報告した。²⁰
- 前年度末に着手した優先評価化学物質 86 物質のリスク評価（一次）評価Ⅰ（優先評価化学物質の中で、下記の評価Ⅱを行う優先順位付けを行うための評価）を実施し、結果を 3 省に報告した。この結果を踏まえ、評価Ⅱ（化審法の規制対象物質にするか等を判断するための詳細なリスク評価）に着手する 18 物質が選定された。これらの 3 省による公表資料の作成支援を行った。また、リスク評価（一次）評価Ⅱに着手しない又は追加指定された優先評価化学物質 80 物質について、平成 24 年度届出データを用いた評価Ⅰを実施し、結果を 3 省に報告した。
- 評価Ⅱに着手する 18 物質について、着手スケジュールを 3 省に提案し、それに基づき、先行事例 2 物質のリスク評価書案を作成し、3 省に報告した。
- 経済産業省からの緊急の要請により、副生 PCB の暫定評価を迅速に実施し、結果を報告した。

[平成 25 年度実績要約]

- 化審法について、3 省から一般化学物質のスクリーニング評価と優先評価化学物質のリスク評価に用いるハザード情報（人健康及び生態の有害性）、物性情報等（生分解性、物理化学的性状、環境別媒体別半減期等）を入手し整備した。
- 平成 25 年度の一般化学物質等の製造・輸入数量等の届出情報のうち、MITI 番号と CAS 番号の関連付けや用途分類等について技術的な確認を行い、不適切箇所を経済産業省に報告した。また、届出数の多い一般化学物質については、これらの不適切箇所について事業所照会の優先順位を検討するための参考情報とし

²⁰ 改正化審法において、事業者は全ての化学物質についてその製造・輸入数量等の届出が義務づけられ、国は当該届出を受けてスクリーニング評価を実施することになっている。この制度が平成 23 年度から実施されたことで、以後のスクリーニング評価の対象となる物質数が大幅に増加したが、NITE は業務の効率化、適切なリソース配分によりこれに対応し、平成 24 年度は前年度の 662 物質を大幅に上回る 10,792 物質のスクリーニング評価を実施した。

て、暫定的な推計排出量や暴露クラスを算出して提供した。

- 平成 24 年度の一般化学物質の製造・輸入数量等の届出情報に基づき、スクリーニング評価に用いる評価対象単位毎の物質リスト（11,979 物質）の作成を行った。また、リスク評価Ⅰ（優先評価化学物質のうち、評価Ⅱを行う優先順位付けを行うための評価）に用いるため、平成 24 年度の優先評価化学物質の製造・輸入数量等の届出情報に基づき優先評価化学物質の製造・輸入数量の集計を行った。
- 平成 24 年度の一般化学物質の製造・輸入数量等の届出情報に基づき作成したスクリーニング評価に用いる評価対象単位毎の物質リスト（11,979 物質）に従って、排出量の算出、暴露クラス付け並びにスクリーニング評価を行った。結果は 3 省合同審議会に提出され、法に基づく優先評価化学物質の判定に利用された。
- 平成 24 年度末に着手した平成 24 年度の製造数量等の届出データを用いた優先評価化学物質のリスク評価Ⅰを実施し、結果を 3 省に報告した。3 省は、この結果を踏まえてリスク評価Ⅱ（化審法の規制対象物質にするか等を判断するための詳細なリスク評価）に着手する 8 物質を選定した。また、平成 25 年度の製造数量等の届出データを用いたリスク評価Ⅰに着手した。
- 過年度にリスク評価Ⅱ着手物質として選定されていた 3 物質について、評価に用いる各種データ（物理化学的性状データ及び環境中半減期データ、製造数量等の届出データ、有害性データ）の精査等を行い、精査したデータに基づきリスク評価の計算を実施し、結果を 3 省に報告した。
- 平成 24 年 6 月の審議会において第一種特定化学物質に指定することが決定された、消費者製品に難燃剤として使用されているヘキサブロモシクロドデカン（HBCD）についてリスク評価を実施し、厚生労働省と連名のリスク評価書にとりまとめた。この評価結果は、3 省の合同審議会にて HBCD の製造・輸入や HBCD を含む製品の輸入等に関する具体的な規制措置を決定する際に参考資料として使用された。
- 優先評価化学物質のリスク評価手法に関する技術ガイダンスについて、平成 23 年度に 3 省に提案した章立てに沿って章ごとに原案を作成し、順次 3 省に確認を依頼するとともに、機構案として公表した。
- 次のように各種ツールの改良やプロトタイプの開発等を行い、リスク評価業務の効率化を進めた。

（例）

- ・平成 24 年度、経済産業省に提案した信頼性基準の改訂案に基づき、評価に用いる性状データのキースタディを選定するためのツールについて改良を行い、リスク評価Ⅰ及び評価Ⅱに活用した。
- ・用途・排出係数に関するデータを管理するためのツールのプロトタイプを開発した。
- ・平成 25 年度までに実施したスクリーニング評価及びリスク評価の結果と評価に利用した各種の情報をデータベースに登録・管理するためのシステムのプロトタイプを開発した。

[平成 26 年度実績要約]

- 以下の化審法リスク評価に係る業務を実施。さらに、初めて、より詳細なリスク評価Ⅱ（3 物質）を実施。

一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数（生態影響、ヒト健康影響）	7,162（7,140、6,816）物質
優先評価化学物質のリスク評価を実施した物質数（評価Ⅰ、評価Ⅱ）	143（140、3）物質

- スクリーニングレベルの評価で大臣指定（優先評価化学物質）されていた塩化ビニルが、機構が実施した詳細なリスク評価Ⅱの結果、指定取消。また、リスク評価の指針（技術ガイダンス）を、関係省庁と調整し機構が中心となり素案を作成。

(2) 新規化学物質の審査等

[中期計画]

- ① 新規化学物質の事前審査・確認に関する各種調査、資料作成等の支援を行う。
- ② 優良試験所確認制度にかかる適合試験施設の査察に関連する技術的支援を行う。
- ③ 化学物質審査規制法所管 3 省が共有する情報についてデータベースの整備を行う。
- ④ 化学物質審査規制法対象物質を明確化するため、告示物質の範囲の特定を行う。また、新たに告示する物質の名称の原案作成を行う。
- ⑤ 国際機関等の活動に積極的に参画するなど、必要な国内外の情報の収集・整理を行い、新規化学物質の審査等に活用する。また、構造活性相関手法など化学物質の安全性等の予測に関する手法の調査、検討を行う。

[平成 23 年度実績要約]

- 審議会資料作成工程等について分解性・蓄積性の分野に特化する等業務適正化を実施。業務量が増大している少量新規化学物質確認業務（31,541 件、前年度比 13%増）及び法改正に伴う新規業務である新規化学物質のスクリーニング評価（78 件）に対応。
- 優良試験所確認制度適合確認申請のあった試験施設について、書面審査を行い、経済産業省と協力して現地査察を実施し、報告書（案）の作成等を行った（3 件）。
- 化学物質審査規制法所管 3 省が共有するデータベースについて、ハードウェアシステムの更新と、それに伴うソフトウェア及びデータの移行を実施した。更新に当たってシステムを最適化することにより維持費を従来の約 1/5 にコストダウンした。また、平成 22 年 3 月から平成 23 年 1 月末までに審議された新規化学物質に係る審査用資料、平成 23 年 11 月末までに中間物等の申出がなされた新規化学物質に係るデータ、有害性情報の報告がなされた化学物質に係るデータについて入力を行った。
- 新規審査判定後 2～3 年経過後に行われていた新規化学物質の公示名称の確定を、新規審査判定時に変更し、前年比 76%増の 400 件の公示名称付与を行った。従来発生していた届出当時の担当者の異動、事業者そのものの倒産によって名称確定が困難となる問題が解決され、届出事業者の事務負担を軽減するとともに、優先評価化学物質と判定された物質の迅速な指定を可能とした。
- 化審法における有害性評価項目である 28 日間反復投与毒性等の予測を支援するためのシステム（反復投与毒性予測支援システム）を世界で初めて開発。国内の関係機関のみならず、OECD の会合でデモンストレーション及び トレーニングセッションを実施、ECHA（European Chemicals Agency：欧州化学物質庁）にトライアルユースを依頼、いずれも高い評価を獲得。今後、開発したシステムで予測した毒性等の結果について化審法リスク評価における有害性評価のための情報として利用を推進。

[平成 24 年度実績要約]

- 新規化学物質の審査資料について、分解性、蓄積性等の試験データ等を精査するとともに、必要に応じてスクリーニング評価を行い、3 省合同審議会資料等を作成し、審議会において説明等を実施した（426 件（平成 23 年度比約 2.0%増））。なお、スクリーニング評価を行った新規化学物質 82 件のうち 1 件が優先評価化学物質として判定された。さらに、分解性及び蓄積性について定量的構造活性相関（QSAR）による予測を行い、審査参考資料として提出し、同審議会にて資料の説明を行った（292 物質）。
- 新規化学物質の審査等に関する審議会相談（88 件（平成 23 年度比約 66%増））、技術相談（405 件（平成 23 年度比約 19%減））について対応した。
- 少量新規化学物質製造等の申出書の内容確認（名称・構造式など）等を行った（33,762 件（平成 23 年度比約 7.0%増））。また、構造式に基づく構造コードの確認を重点的に行う改善を提案し、業務効率化を図

り、確認作業の約 28%の業務量の削減を実施した（12～1 月総業務時間：23 年度約 390 時間→24 年度約 280 時間）。

- 中間物等の申出書類について内容確認等を行った（260 件（平成 23 年度比約 8%減））。
- 化審法に基づき提出された有害性情報報告についてデータ整理を行い、3 省 DB に登録し化審法に基づくリスク評価に関する資料作成支援を可能にした（約 180 件（平成 23 年度比約 7.8%増））。
- GLP²²適合確認申請のあった試験施設について、経済産業省に協力して書面審査を行い、現地査察を実施し、報告書（案）の作成等を行った（4 件）。また、報告書（案）は、経済産業省及び機構の査察官による GLP 事例検討会に諮り、内容について技術面からの精査を行った。
- 平成 24 年 3 月から平成 25 年 1 月末までに審議された新規化学物質に係る審査用資料及び審議会後審査シート、平成 25 年 2 月末までに中間物等の申出がなされた新規化学物質に係るデータ（申出書・確認書等約 370 件、実績報告書約 1,100 件）、有害性情報の報告がなされた化学物質に係るデータ（約 180 件分（23 年度追加報告分約 50 件、24 年度分約 130 件））について同システムへの入力を行った。
- 「国民の声」による化審法と労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）の名称統一の要望を受けて、これまで異なっていた命名ルールに関し、厚生労働省と経済産業省とともに命名ルールの共通化に関する検討に参加し、命名ルール共通化原案を提案して二法の共通化命名ルールの公表（平成 24 年 12 月 28 日）に貢献した。
- 10 月の OECD 現地評価受検に際し、経済産業省に現地評価報告書案や経済産業省品質マニュアル改定案を提出し採用された。評価当日は、3 省を代表してプレゼンし、技術的な議論を主導した結果、適切との評価を受けることができた。
- 化審法の優先評価化学物質のリスク評価への利用のため、QSAR による蓄積性の予測を行い、結果を経済産業省に提出した。

[平成 25 年度実績要約]

- 3 件の GLP 査察のうち、1 件は初めての農薬 GLP との合同査察を行い、通常、試験施設がそれぞれ 2 回（各 2～3 日間）受けていた査察を合同で 1 回（3 日間）にすることで、試験施設側の負担軽減を図った。
- 「国民の声」による化審法と安衛法の名称統一の要望を受けて、厚生労働省と経済産業省とともに命名ルールの共通化に関する検討に参加し、機構が命名ルール共通化原案を提案して二法の共通化命名ルールをまとめた（平成 25 年 12 月 10 日）。また、安衛法の新規化学物質の告示名称について化審法の名称と整合を図るため、厚生労働省と調整し、196 件の確認を行った。

[平成 26 年度実績要約]

- 以下の化審法の新規化学物質の審査業務を実施。さらに、新規審査の合理化を実現。

新規化学物質の事前審査・確認に関する資料案作成件数 （通常新規、少量新規化学物質、中間物）	36,549 件 (391、35,953、205)
化学物質の公示名称原案作成件数	489 件

- 新規審査の合理化について、イオン性化合物、有機化合物の蓄積性審査に係る評価手法や基準、少量中間物制度に係る申請書類を策定。

²² GLP: Good Laboratory Practice 優良試験所基準。化学物質の各種安全性試験の信頼性を確保する手段として、OECD において昭和 56 年に採択された。化学物質審査規制法では、昭和 59 年 3 月に導入し、平成 12 年 3 月に改正した。

イオン性化合物の蓄積性審査	試験期間：約6か月 → 約1か月	試験費用：約700万円 → 約100万円
有機化合物の蓄積性審査	試験魚数：約4割減	試験費用：約700万円 → 約450万円
少量中間物制度	申請書類：約1/4 約25頁 → 約6頁	

(3) 立入検査等

[中期計画]

化学物質審査規制法における経済産業大臣の指示に基づく立入検査等については、これを的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

[平成23年度実績要約]

- 43件の立入検査を実施。口頭指摘事項の件数は401件であった。
- 284件の中間物等申出書の確認を実施（新規の申出200件、変更の申出83件、修正の申出1件）。指摘事項の総件数は、3678件であった。

[平成24年度実績要約]

- 経済産業大臣の指示を受けて、3省と共に、中間物／輸出専用／閉鎖系用途の確認に係る事業所に対して立入検査を33件実施した。その際、立入検査の準備作業の効率化を図り、立入検査人員を2人→1.3人/1事業所に削減した。これにより旅費も90万→60万に削減（約30%）した。また、全ての報告書について細部にわたってチェックを行い、報告期限内に経済産業省に提出した。この報告を踏まえ、経済産業省で問題点の対処方針の検討・事業者への改善要求が行われた。
- 改正化審法の施行に伴い、立入検査等実施要領の改訂を実施し、3省と協力して立入検査計画を策定した（35件）。
- なお、立入検査は法に基づく行政権限の行使に該当するため、業務の性格上、民間委託・標準処理期間の設定・手数料の徴収は行っていない。

[平成25年度実績要約]

- 経済産業大臣の指示を受け、中間物／輸出専用／閉鎖系用途の確認に係る事業所に対して立入検査を35件（前年度33件）実施した。

[平成26年度実績要約]

- 化審法に基づく立入検査を実施した。（中間物：30件、少量新規：14件）

2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進

[中期目標]

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関しては、事業者から届出のあった化学物質排出移動量等についての集計等に加えて当該データ等の整理、解析等を行うとともに、国内外の情報の収集、整理を行い、事業者の化学物質の自主的な管理の改善、国民の化学物質の安全に関する理解の深化、国における適正な化学物質管理施策を支援する。

また、届出にあたり二次元コードの利用等を促進し、届出事業者の利便性の向上及び電子化処理等に係る業務の一層の効率化を図る。その際、電子的に処理可能な届出の割合が全届出の 50%を超えるものとなるように努める。

[中期計画]

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の執行等を支援するため、以下の業務を行う。

① PRTR 制度（注）において届出対象事業者から届出のあった化学物質排出移動量等について電子計算機への記録、集計等に加え、当該データ等の整理、解析等を行い、事業者の化学物質の自主的な管理の改善、国民の化学物質の安全に関する理解の深化、国における適正な化学物質管理施策を支援する。その際、PRTR 届出作成支援プログラムを利用した入力情報の二次元コード化による処理業務の簡素化・合理化を進めるとともに、入力チェック機能の充実等により、事業者の事務負担を軽減させ、利便性を向上させる。また、当該プログラムの効果的な普及方法について検討する。

注：Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。

- ② 事業者からの電子届出の割合が、第三期中期目標期間の終了までに全届出の 50%を超えるように努める。
- ③ 国際機関等の活動へ積極的に参画することなどにより、必要な国内外の情報の収集・整理を行い、事業者の自主管理の促進に活用する。

[平成 23 年度実績要約]

- 平成 23 年度の総届出件数は、36,491 件（平成 22 年度 38,141 件）であった。
- 平成 23 年度届出データについて、排出量データに対する震災の影響について解析を行い、経済産業省に報告した。また、平成 22 年度実施した化学物質使用実態調査結果をもとに、化学物質の管理方法と排出量削減との関係について解析し、自治体主催の講演会でその結果を事業者に紹介し自主管理の推進支援に努めた。
- 経済産業省、自治体等主催の講演会等で電子届出利用の呼びかけ、ダイレクトメール等の周知活動を実施した。その結果、電子届出率が 52.8%（対前年度 3.2%増）へと向上、中期目標の 50%を超えて達成している。
- また、平成 22 年度に開発した PRTR²⁴届出データを二次元コード化する機能を搭載した書面届出書作成支援プログラムの普及を推進。その結果、二次元コード付き書面の届出率が 20.4%を占め、電子、磁気を含めたデジタル情報として処理可能な届出の割合が、平成 22 年度の 51%から 75%（電子：52.8%、磁気：1.6%、二次元コード付き書面：20.4%）へ飛躍的に向上した。

²⁴ PRTR: Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。

- 二次元コードの導入により、書面届出書の処理については、従前の 18.5%のコストダウンを実現。
- 政令改正による届出物質数（延べ 249,301 物質、対前年比 15.4%増）の増加や東日本大震災に伴う自治体への届出期限の延期（延期期間内の届出：約 4,500 件、全届出の約 12%）があったにもかかわらず、二次元コードプログラムの周知や迅速な集計処理に努めた結果、年度当初の予定より半月早い 3 月中旬までに公表可能とした。
- さらに、平成 23 年度届出からの政令改正に伴う物質の変更、ユーザーの要望を踏まえた排出量マップと濃度マップの同時比較表示やグラフ表示、地図の詳細化などの改修を行い、平成 24 年 4 月 1 日から公開を行う予定。
- 平成 23 年 10 月に開催された PRTR タスクフォース会合に参加し、海外の PRTR 制度の動向に係る情報収集を行うとともに、我が国の PRTR の実施状況についての資料を作成し、情報を提供し、会合の内容について経済産業省に報告した。

[平成 24 年度実績要約]

- 平成 24 年度の届出件数 36,638 件（平成 23 年度届出件数 36,491 件）について、届出データを集計し、国から提供された裾切り推計及び非点源推計結果を合わせた公表用データ等を作成した。
- PRTR 届出作成支援プログラムにより作成された 2 次元コード付き書面届出書は、書面届出の 16,434 件の内、約 45%に当たる 7,312 件（届出全体の 20.0%）であり電子届出（53.7%）と磁気届出（1.5%）とを合わせて届出全体の約 75%（平成 23 年度は約 75%）が電子的に処理可能な届出となり、高い状況を維持した。
- 書面による届出書の電子化については、全ての書面届出書を一括外注する方式から 2 次元コード無しの書面届出書の電子化のみを外注する方式に変更したこと、及び進捗管理ツールを構築し管理を行ったことにより、約 1,000 万円減の大幅なコスト削減を図った。
- 事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問い合わせは約 1,100 件、PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせは約 5,400 件あったが、的確に対応した。
- 政令改正により平成 23 年度の届出から新たに対象となった物質に関する質問をとりまとめた Q&A、省令改正（平成 24 年 4 月 20 日公布）に対応した SDS の Q&A、PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムについても、これまでに掲載されていない問い合わせに関する Q&A を追加公開した。
- 自治体主催の講演会で、PRTR 届出作成支援プログラムの広報や政省令改正に伴う届出の注意点等に関する講演を行うとともに、ホームページの提供情報の更新を迅速に行うなど普及啓発を行った。ホームページへのアクセス数は、約 222 万ページであった。更に、自治体担当者向けに、機構主催の自治体職員に対する PRTR 事務処理講習会の開催や、国が行う講習会の講師（6 回）を行った。
- PRTR 届出数減少要因調査及び化学物質の排出削減対策取組事例調査を実施し、23 年度公表データを用いた年度比較報告書を作成、ホームページから公表し、24 年度公表データを用いた年度比較等の解析を開始した。なお、化学物質の排出削減対策取組事例は事例集としてホームページから公開し、国からの PRTR データ等の公表に併せて紹介された。また、前年度に表示機能を強化したシステムによる平成 23 年度 PRTR データの PRTR マップをホームページから公開した。
- 平成 24 年度の PRTR 届出において、電子届出は、普及・啓発活動の継続実施により、全体の約 54%（19,657 件）となり、中期目標を達成した前年度（約 53%（19,269 件））の水準を維持した。また、更なる電子的に処理可能な届出の拡大のため PRTR 届出作成支援プログラム Web 版の開発を開始した。
- 平成 24 年 9 月に開催された PRTR タスクフォース会合に参加し、海外の PRTR 制度の動向に係る情報収集を行った。参加国から自国の PRTR 制度の運用の参考とするために日本の状況について質問があったため説

明し、情報の提供を行った。なお、会合の内容について経済産業省に報告した。

[平成 25 年度実績要約]

- 化管法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行った。
- PRTR 届出データについては、データの内容の確認及び必要な電子化等を行いファイル記録システムに入力した。PRTR 届出データの内容の確認については、疑義照会の選定ルールを改善し、集計結果や環境への影響に関する精度を維持しつつ、照会件数を前年度の 3,400 件から 700 件まで削減し、確認作業の効率化を図った。
- 上記効率化により発生したリソースを使って、PRTR 届出データを用いた過年度との比較（9 年間）報告書を前年度より 4 か月早くホームページから公表するとともに、排出削減量の大きい自治体と連携して事業所における化学物質排出削減の取組を調査（新規）し、他の事業者の参考となるよう公表した。
- 普及・啓発活動の継続実施によって、平成 25 年度の PRTR 届出において、電子届出は全体の約 56%（前年約 54%）、電子的に処理可能な届出率（電子（約 56%）＋磁気（約 1%）＋二次元コード付き書面（約 20%））は約 77%（前年約 75%）と非常に高い利用率であった。更に、電子的に処理可能な届出の拡大のため PRTR 届出作成支援プログラム Web 版を開発した。また、PRTR 届出作成支援プログラム Web 版の普及や電子届出利用促進のためのダイレクトメールを約 2 万事業者に配布した。

[平成 26 年度実績要約]

- 化管法における PRTR データの集計・解析を実施（35,974 件）。
- 大気中の化学物質濃度の情報を詳細化。1km 単位のメッシュ表示を新たに開発し、地域の工場や沿道周辺のより細かい濃度状況を公表。
- 2014 年 10 月 OECD 会合において議長からの要請に応じ、データ活用の世界的先進事例として PRTR マップを紹介し、参加国から高く評価。

3. 化学兵器に係る国際約束の担保

[中期目標]

化学兵器の不拡散強化という国際的な流れを踏まえ、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律に基づく法執行・支援業務を的確に実施する。

[中期計画]

- ① 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）における経済産業大臣の指示に基づく国際機関による検査等への立会い及び立入検査等に的確に対応する。特に、増加している立会い等について、迅速に実施・報告する。
- ② 国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への事前調査、実態調査を行う。
- ③ 化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析能力の向上を図るため、分析訓練を実施する。
- ④ 国際機関及び各締約国の動向の調査により常に最新の関連情報の入手に努め、分析方法、検査実施方法の整合性の確保を図る。

[平成 23 年度実績要約]

- 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）第 30 条第 5 項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む。）については、同条第 6 項に基づく経済産業大臣の指示に従い、14 件について実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した（内訳は、表 2 剤 3 件、表 3 剤 0 件、有機化学物質 11 件）。
- 化学兵器禁止法第 33 条第 4 項に基づく立入検査等については、同条第 5 項に基づく経済産業大臣の指示に従い、37 件実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。特に、特定物質の廃棄を含む立入検査（8 件）においては、NITE の化学物質に対する知見、分析の経験等の専門性を生かし、経済産業省に正確な助言を行うことにより、全て適切に対応した。
- 事前調査については、経済産業大臣の指示に従い、13 件についての的確に実施し、国際機関による検査の円滑な実施に貢献した。実態調査については、経済産業大臣の指示に従い、4 件についての的確に実施し、その結果を速やかに経済産業省へ報告した。
- 検査等立会いの場で訓練（オンザジョブトレーニング）を実施するとともに、勉強会を実施し、職員の育成・対応能力の向上を図った。
- 経済産業省を経由して分析方法に関する最新情報を入手し、業務マニュアル（OPCW 作業標準書）を改正した。

[平成 24 年度実績要約]

- 化学兵器禁止法第 30 条第 5 項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む。）については、同条第 6 項に基づく経済産業大臣の指示に従い 19 件実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。その内訳は、表 2 剤 1 件、表 3 剤 1 件、有機化学物質 17 件であった。
- 化学兵器禁止法第 33 条第 4 項に基づく立入検査等については、同条第 5 項に基づく経済産業大臣の指示に従い 9 件実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。
- なお、立入検査は法に基づく行政権限の行使に該当するため、業務の性格上、民間委託・標準処理期間の設定・手数料の徴収は行っていない。
- 事前調査については、経済産業大臣の指示に従い、18 件を的確に実施し、国際機関による検査の円滑化に貢献した。
- 実態調査については、経済産業省の指示に従い、10 件を的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。
- 対抗分析²⁵マニュアル改正の検討を室員全員で行い、対抗分析実施方法に反映させると共に、新たに配属された職員に対し分析訓練を実施し、室としての分析対応力を向上させた。
- 国際検査で行われる現地分析のマニュアル（OPCW 作業標準書）を基に、対抗分析マニュアルの改正を行い、業務実施に反映させた。

[平成 25 年度実績要約]

- 化学兵器禁止法第 30 条第 5 項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む。）については、同条第 6 項に基づく経済産業大臣の指示に従い 24 件実施し、その結果を速やかに経済産業大

²⁵ 対抗分析：国際査察団が実施する事業所での試料採取分析に対し、立会い側も同じ方法で分析を行い査察団による分析データを検証すること。

臣に報告した。

[平成 26 年度実績要約]

- 化学兵器禁止法に基づく国際検査等への立会い（25 件、うち分析付き 2 件）、及び立入検査（8 件）を実施。
- 年 2 回（初）の分析付き検査要求に対し、現地で検査団と同じ環境のもと並行して対抗分析を実施。

4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

(1) 化学物質の安全性等の情報の整備提供

[中期目標]

化学物質の安全性等の情報について、国内外におけるリスク評価結果等を収集、整理し、国民、事業者等に対する情報提供の強化を行うとともに、国際的な情報基盤の整備に対応する。

その際、技術進歩に伴い利用が進められるナノ材料や新たな化学物質、製品経路による化学物質のリスク評価手法等の課題について、関係機関の研究動向を踏まえて、調査、検討を行う。

[中期計画]

- ① 化学物質の物理化学的性状、ハザード情報、暴露情報、国内外におけるリスク評価結果などに関する情報を効率的に収集・整理を行い、化学物質総合情報提供システム（CHRIP）等を通じて国民、事業者、行政機関等に提供する。
- ② 国内外の化学物質管理に関する情報の調査等を行い、その結果を踏まえて、情報提供のあり方の検討や CHRIP 等の情報基盤の整備を行う。
- ③ 化学物質管理情報の整備、提供に係る国際整合性の確保等のため、必要な国内外の情報の収集・整理を行うとともに、国際機関等の活動に積極的に参画し、e-ChemPortal（注）に機構が整備しているデータベース構造の情報を提供するなど、国際情報基盤整備に対応する。
注：a Global Portal to Information on Chemical Substances 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム（IFCS）による 2003 年の採択を受け、経済協力開発機構（OECD）が 2007 年に構築を開始した、加盟国や国際機関が有する既存化学物質のハザード情報などに関するデータベースを一括して検索できるポータルサイト。
- ④ 技術の進歩に伴い利用が進められるナノ材料の安全性や製品経路による化学物質のリスク評価手法等の課題について、独立行政法人産業技術総合研究所や経済協力開発機構（OECD）での研究動向などを踏まえて、調査、検討を行う。

[平成 23 年度実績要約]

- 化審法における事業者の円滑な届出等を支援するため、CHRIP における MITI 番号と CAS 番号との関連づけ情報の整備や、既存情報の更新、維持を実施。
 - ・化審法規制等対象物質情報の追加。
 - ・NITE 内評価委員会で審議が終了した毒性試験結果の CHRIP への追加（62 物質）。
 - ・GHS 分類情報の更新、追加、英語化の推進（日本語、英語、計延べ 1,996 物質）。
 - ・分解性、蓄積性、生態毒性の情報の追加（日本語 514 データ、英語 3,895 データ）。
 - ・CHRIP におけるベトナム共和国の規制化学物質情報の追加。
- 積極的な広報として、講演会での使用方法の説明、様々な手段（業界紙、メルマガ、ダイレクトメール）

を利用した広報を実施。

- 上記活動の結果、CHRIP のアクセス数 1,068 万ページ（平成 22 年度 1119 万ページ）。規制化学物質等のリストのダウンロード数 16,637 件（平成 22 年度 19,289 件）を達成。
- 顧客満足度調査を実施したところ、満足及びやや満足と回答している事業者が平成 22 年度の約 62%から約 77%に増加した。
- CHRIP の情報提供項目等の検討を行うため、中国、韓国両政府と化学物質管理情報の調査に向けた調整を行った。また、台湾については、化学物質管理制度やデータベースの整備状況などの調査を行った。
- ナノ物質に関する情報については、各種検討会等に参加するとともに、米国におけるナノ材料の届出に関する調査を行い、経済産業省などへ情報提供を行った。

[平成 24 年度実績要約]

- CHRIP についてはアウトソーシングの促進（検証業務等の追加）による効率化を図りながら、10 回の更新を行った。
- CHRIP の閲覧数は平成 23 年度と同程度の約 975 万ページであった。また、更新内容については、ホームページやメールマガジンから情報提供をするとともに、業界紙を通じた情報提供を行った。また、講演会等（事業者向け 1 回、海外研修生向け 5 回）において使用方法の説明を行うとともに、PRTR 届出事業者へのダイレクトメールにパンフレットを同封して送付するなどにより利用の促進を図った。
- CHRIP に掲載する信頼性ある毒性試験情報を充実させるために、経済産業省が実施した毒性試験結果について、専門家からなる評価委員会を開催し、59 物質について審議した。また、平成 23 年度までに審議した 58 試験データのうち、公開準備が完了した 33 試験データについて CHRIP に掲載を行い、来年度の公開に向けて 90 試験データについて英訳を行った。
- GHS 情報については、国が行った GHS 分類結果（日本語）200 物質を追加公開した（累計 2,618 物質）。また、英語版は既に公開している 1,412 物質の分類結果に加え、新たに 520 物質を追加するための翻訳を行った。閲覧数は年間約 112 万ページであった。
- J-CHECK²⁷（日本語版）については、70 試験データを追加し、延べ 5,227 試験となった。英語版は、IUCLID 形式に翻訳した分配係数試験、濃縮度試験、生体影響試験合わせて 494 試験データを掲載し、延べ 4,483 試験データとなった。閲覧数は、約 259 万ページであった。
- J-CHECK は、第三者改ざんの影響で 9 月 17 日から一時停止した。セキュリティ対策及び改修を行った上で英語版は 1 月 31 日に復旧、日本語版はシステム改修後 4 月初旬に公開の予定。なお、日本語版で提供していた既存点検報告書及び Japan チャレンジデータなどの主な情報については別途 HP に掲載し、一時停止の影響を軽減するための対策をとった。
- 「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針（平成 24 年 4 月 3 日閣議決定）に基づき、経済産業省から急遽依頼のあった安衛法と化審法の既存化学物質の確認の簡易化を目的として CHRIP に安衛法における名称公表化学物質（延べ CAS ベースで 10 万物質）の掲載を行った。安衛法名称公表化学物質の CHRIP への掲載にあたっては、厚生労働省から提供された約 6.2 万物質のデータから誤りや検索性データへの適正化など 1 万件に近いデータの修正を行い、厚生労働省に確認を行った上で、より正

²⁷ J-CHECK：Japan Chemicals Collaborative Knowledge Database 化審法を所管する 3 省が化学物質の安全性情報を広く国民に発信するため共同で作成したデータベース。3 省が有する試験データ等を公開。

確なデータにして掲載を行った。²⁸

- CHRIP の情報提供項目等の検討を行うため、韓国政府機関と意見交換を行うとともに化学物質管理情報の調査を行った。中国については、中国化学物質登録センター（CRC）の既存化学物質について情報収集を行った。
- 経済産業省が進めているアジアの化学物質情報基盤の構築を支援するため、日本・ASEAN 経済産業協力委員会（AMEICC）会議等に参加すると共に、JICA、HIDA）主催のリスク評価手法セミナー（タイ、ベトナム、マレーシア）に講師を派遣し、我が国の化学物質情報基盤や化審法リスク評価手法などの情報提供を行った。さらに、経済省と共にタイ及びベトナム政府との政策対話に出席（11 月、12 月）し機構の化学物質管理に関する役割を説明するとともに今後の協力について意見交換を行った。
- OECD において国際情報基盤整備を推進している Global Portal 会合に参加し、e-ChemPortal への対応のため、J-CHECK（英語版）に追加した物質へリンクするためのデータを提供した。また、OECD IUCLID ユーザグループ専門家パネル会議（電話会議を含む）に参加し、次期 IUCLID6 開発等に関わる情報収集及び検討を行った。
- 経済産業省からの緊急の要請により、ナノ物質管理に関する検討会に関連して、抗菌・消臭スプレーからのナノ銀粒子のリスク評価を迅速に行い、経済産業省に報告した。

[平成 25 年度実績要約]

- CHRIP については、アウトソーシング、入力データ項目の整理や工程削減などデータ更新業務の効率化を図りながら、8 回の更新を行い、約 88,000 件の情報の追加及び約 18,000 件の修正を行った。
- CHRIP の閲覧数は平成 24 年度から約 10%増の約 1,074 万ページであった。
- CHRIP に掲載する信頼性ある毒性試験情報を充実させるために、経済産業省が実施した毒性試験結果について、平成 24 年度までに審議した 107 試験データについて英訳も行って CHRIP に掲載を行った。
- GHS 情報については、国が行った GHS 分類結果（日本語）162 物質を追加公開した（累計 2,758 物質）。また、英語版も 520 物質を公開し、累計 1,990 物質となった。さらに 371 物質について翻訳を行った。閲覧数は前年度から約 7%増の約 120 万ページであった。
- 平成 24 年度調査等の結果を踏まえ、CHRIP の情報提供については、GHS 情報の検索を CHRIP に統一することによってユーザーの利便性を向上させるとともに、厚生労働省等の要望を受けて「職場のあんぜんサイト」のモデル SDS へリンクを追加するなどの改修を行った。
- 海外における日本企業の化学物質管理を含めた企業活動の利便性等や国内におけるリスク管理に基づいた化学物質管理等に資するため、産業界から要望の強いアジアの法規制情報についてタイの規制化学物質情報や化審法に基づく製造・輸入量の情報を新たに追加するとともに、化審法届出不要物質を英訳し掲載するなどこれら新たな情報として約 73,000 件の情報を追加した。
- 経済産業省が推進する「アジアンサステイナブルセーフティ」構想の一環としてアジアの化学物質情報基盤の構築を支援するため、日本・ASEAN 経済産業協力委員会（AMEICC）会議等に参加、経済産業省が開発を進めている ASEAN 各国の化学物質法規制等情報を共有するための ASEANDB について協力を表明。CHRIP の表示機能を拡充する対応案が歓迎されたことから、次期 CHRIP の仕様に追加した。この他、JICA、HIDA

²⁸ 同じ化学物質であるにも関わらず、3 省の共管である化審法と厚労省の所管である安衛法で名称が異なっている物質があり、両法における登録状況の照合が困難であったが、CHRIP で両法の登録状況を同時に確認できるように既存化学物質情報を一元化した。

主催のリスク評価手法セミナー（タイ、ベトナム、インドネシア）に講師を派遣し、我が国の化学物質情報基盤や化審法リスク評価手法などの情報提供を行った。

- 経済産業省がタイ及びベトナム政府と締結した MOC に基づく政策対話等に参加（11 月、3 月等）し機構の化学物質管理に関する役割を説明するとともに今後の協力について意見交換を行った。この一環としてベトナム化学品庁の長官を含めた幹部職員等に対して機構の保有する化学物質データベース構築などに関する技術協力を 5 回にわたり行った。これらによって、企業に負担の大きい欧州型ではなく負担の少ない日本型の化学物質管理制度採用の方向性に寄与した。
- 平成 25 年 6 月の審議会において第一種特定化学物質に指定することが決定された、消費者製品に難燃剤として使用されているヘキサブロモシクロドデカン（HBCD）についてリスク評価を実施し、厚生労働省と連名のリスク評価書にとりまとめた。この評価結果は、3 省の合同審議会にて HBCD の製造・輸入や HBCD を含む製品の輸入等に関する具体的な規制措置を決定する際に参考資料として使用された。（再掲）

[平成 26 年度実績要約]

- 化学物質の安全性等に係る国内外情報（有害性、法規制等）の収集、整備、提供等を実施（データベースの更新回数：10 回）。
- 機構が日 ASEAN ケミカルセーフティ DB の恒久的運用機関となることが決定し、システム開発に着手。アジア域の化学物質管理情報を機構から一元的に提供するネットワークの体制を構築。さらに、韓国、台湾の法施行支援機関との連携（MOU 締結）により、機構から国内事業者への情報提供を開始。

(2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備、提供

[中期目標]

また、化学物質のリスク等について、受け手の側のニーズ等を踏まえながら、国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進のため、支援を行う。

[中期計画]

国民、事業者、行政機関等の化学物質のリスク等に係る相互理解を支援するため、ホームページへの掲載、講演、研修等への講師派遣、パンフレットの配布等の方法を用いて、化学物質の安全性情報やリスク評価情報の提供を行うとともに、わが国のリスクコミュニケーションの現状やこれら関係者のニーズを踏まえながら、情報提供の手法を検討する。

[平成 23 年度実績要約]

- 事業者における化学物質管理やリスクコミュニケーションの推進を支援するため、リスクコミュニケーションの方法や事例に関する資料等をホームページに追加。
- 自治体等が主催する講演会等において（参加者は、事業者が主）、ホームページから提供している PRTR マップやリスク評価体験ツールを活用したリスクコミュニケーションの方法等に関する講演を実施（全国で計 16 回）。
- 自治体職員に対し、NITE 主催の PRTR データ活用セミナーや、経済産業省主催の研修での講演を通じて、PRTR データに基づくリスクコミュニケーション等について説明を実施。
- 製品中の化学物質について解説した「身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ」に、新たに第 6 巻「家庭用衣料品」を追加し公表するとともに、既存のシリーズ（5 種類）についても改訂版を公表。
- NITE が主催する消費生活センター等とのブロック会議（全国 6 カ所）において、化学物質のリスク評価について解説した「化学物質を上手に付き合うために - 化学物質のリスク評価 -」を利用し、化学物質管

理への理解の増進を図った。

[平成 24 年度実績要約]

- 事業者におけるリスクコミュニケーションや化学物質管理の推進を支援するため、リスクコミュニケーションの方法や事例に関する資料及び化学物質管理に関する資料をホームページに追加するとともに、ホームページ利用者へのアンケートを実施した結果、要望が多かった「リスクコミュニケーション国内事例」の内容を充実させるために、事業者が取り組んでいるリスクコミュニケーションの詳細について調査を実施し、その結果をホームページから公開した。
- 自治体等が主催する講演会等において（参加者は、事業者が主）、ホームページから提供している PRTR マップやリスク評価体験ツールを活用したリスクコミュニケーションの方法等に関する説明を行った（全国で計 10 回）。
- 自治体職員に対し、機構主催の PRTR 事務処理講習会や、経済産業省主催の研修での講演を通じて、PRTR データに基づくリスクコミュニケーション等について説明を行った。
- 製品安全センターが主催する消費生活センター等とのブロック会議（全国 6 か所）において、最近の化学物質に関する話題を題材として、ホームページから提供している情報を活用し、化学物質管理の正しい考え方について解説し、化学物質管理への理解の増進を図った。

[平成 25 年度実績要約]

- 事業者や自治体等のリスクコミュニケーションのための情報の整備、提供等を着実に実施。

[平成 26 年度実績要約]

- 事業者や自治体等のリスクコミュニケーションのための情報の整備、提供等を着実に実施。

【化学物質管理分野】

主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
設定なし	—	—	—	—	—	—

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
予算額（支出額）（千円）	7,415,375 の内数	8,417,379 の内数	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数
決算額（支出額）（千円）	6,993,351 の内数	7,309,699 の内数	7,706,062 の内数	17,452,832 の内数
経常費用（千円）	1,283,861	1,183,639	1,139,677	1,379,375
経常利益（千円）	1,205,949	1,190,666	1,143,133	1,374,422
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—
従事人員数（各年度 1 月 1 日時点の常勤職員数）	397 の内数	408 の内数	407 の内数	422 の内数

I-3. バイオテクノロジー分野（第三期中期計画の I. A-3 に相当）

[中期目標]

バイオテクノロジー分野における社会的リスクとしては、遺伝子組換え生物を含む微生物を産業利用する際の安全性確保に係るリスク、有用生物遺伝資源の安定供給に係るリスク、生物多様性の確保に係るリスクを想定する。これらの社会的リスクを低減し、安全性を確保した産業利用の促進を図るため、機構は、中核的な生物遺伝資源機関としての立場から、その有する微生物の分類・同定技術やゲノム解析技術等を活用し、その業務を着実に実施するものとする。

[自己評価：A]

平成 23 年度から平成 25 年度の評定は、経済産業省独立行政法人評価委員会において、5 段階評価(AA, A, B, C, D)により平成 23 年度は A (4 点)、平成 24 年度は A (4 点)、平成 25 年度は A (4 点) とされた。また、平成 26 年度の自己評定は A (4 点) とした。したがって、これら 4 カ年の平均として、第 3 期中期目標期間の自己評定は A (4.00 点) とした。

以下、平成 23 年度から平成 25 年度の評定に係る経済産業省独立行政法人評価委員会の業務実績評価、及び平成 26 年度の自己評価を示す。

[第 3 期中期目標期間を通じて達成した実績]

○バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保

遺伝子組換え生物等の産業利用におけるカルタヘナ法の執行・支援業務として、経済産業大臣の指示に基づく立入検査及び遺伝子組換え微生物の使用に係る申請書の事前審査を確実に実施した。平成 26 年度において、これまでの業務実績に基づき、事前審査対象の範囲拡大、申請書の簡素化等について安全性を確保した制度の運用改善・見直しを経済産業省に提案した。NITE からの提案については、産業構造審議会製造産業分科会バイオ小委員会において審議され、NBRC の有する微生物や遺伝子に関する高度な知見やこれまでの NITE での審査実績にも鑑み了承された。これにより、多くの案件について審査期間が大幅に短縮(1 か月程度)されることとなった。

○生物遺伝資源の産業利用促進に向けた取組み

産業上重要な微生物等の生物遺伝資源の収集・保存・提供を確実に実施した。加えて、NBRC の有する生物遺伝資源や分離・分析技術を活用し、地域の活性化や中小・ベンチャー企業を含む支援事業を新たに開始した。また、こうしたバイオテクノロジーを活用した地域の中小企業・ベンチャー支援事業については、政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の参考事例として取り上げられ、地域ブランド商品などの製品開発を推進し、バイオテクノロジー産業の発展に貢献しただけではなく、実際に商品化されるなど NBRC の業務成果の社会実装につながった。

○海外生物遺伝資源に対するアクセス・ルートの確保

生物多様性条約に基づいた海外生物遺伝資源へのアクセスをするため、アジア諸国と二国間協力における共同事業やアジア地域における生物遺伝資源の保存と利用促進を目的とする多国間の協力体制（アジアコンソーシアム）における活動等を実施した。これらの事業により、相手国からの信頼と合意に基づき我が国企業が海外の生物遺伝資源にアクセス・ルートが確保された。この結果、生物多様性条約に基づいた我が国企業による生物遺伝資源を用いた新商品の開発が実現し、業務成果の社会実装がなされた。

また、生物多様性条約名古屋議定書の動向について、国際法研究者を交えて研究会を開催するとともに、各国の対応状況について情報収集を行った。特に EU 規則に関し、欧州委員会で策定されつつある施行規則について、問題点、課題等について意見書を提出した。

○特許微生物に係る寄託業務

特許法施行規則及びブダペスト条約等に基づく寄託機関として、寄託者にとってより一層信頼性の高い実施体制を構築するため、平 25 年 4 月、独立行政法人産業技術総合研究所の特許生物寄託センターを、生物遺伝資源機関を有する NITE に一元化した。この際、一元化に伴い業務量が増大したが、特許出願者に不利益を与えることなく適切に業務を遂行し、我が国唯一の特許微生物寄託機関として特許行政に著しく貢献した。

そのほか、平成 23 年度から平成 26 年度の業務実績は以下のとおりである（経済産業省独立行政法人評価委員会での報告内容及び平成 26 年度業務実績の要約）。

1. バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保

[中期目標]

バイオテクノロジーの産業利用の促進の観点から、その基礎となる安全レベルの質的向上等を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の執行・支援業務の高度化を図る。また、微生物によるバイオレメディエーション利用指針に基づく事業者が行うモニタリング等に対する技術的支援を実施する。

有害物質の分解や除去等汚染土壌の浄化のために環境に導入する微生物のリスク評価に係る手法の開発等を行う。

[中期計画]

バイオテクノロジーの産業利用における安全レベルの質的向上等を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援や、微生物によるバイオレメディエーション利用指針（以下「バイレメ指針」という。）の執行・支援を適切に実施するため、以下の業務を行う。

なお、法の執行・支援を行うにあたり、微生物を産業利用する際のリスク評価に関する知見が未整備な部分については、外部研究機関との連携により評価手法の開発を行う。

(1) 遺伝子組換え生物等の産業利用におけるカルタヘナ法の執行・支援業務

[中期計画]

① 申請書類の事前審査等の審査支援

鉱工業利用を目的としたカルタヘナ法における申請書類の技術的な内容の確認等の事前審査を行う。また、同法に係る GILSP（優良工業製造規範） 遺伝子組換え微生物の告示改正原案の作成及び普及啓発を行うとともに、事業者からの照会に対する対応、過去に大臣確認された申請書類のデータベース化を行う。

② 立入検査等による事後の確認

カルタヘナ法における経済産業大臣の指示に基づく立入検査等については、これを的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

③ カルタヘナ議定書締約国会合への活動に対する協力等

国が行うカルタヘナ議定書締約国会合への活動に協力するとともに、必要な国内外の最新の科学的知見等の情報を収集・整理し、上記の審査支援、立入検査等の業務に活用する。

[平成 23 年度実績要約]

- 事業者から提出される遺伝子組換え生物等の鉱工業利用を目的とした申請書類の審査の運用が平成 23 年度から変更されたことに伴い、申請者用のマニュアルを更新するとともに、経済産業省が作成したチェックリストに基づき、遺伝子組換え微生物の使用に係る申請書 83 件の事前審査を行った。
- 事前審査を導入したことにより、従来最短 3 か月程度掛かっていた申請から大臣確認までの期間が 1 か月で確認できるようになり、また、随時申請内容の確認が受けられるようになったため、申請事業者の円滑な事業実施に貢献した。
- また、事業者からの事前相談 11 件（平成 22 年度 2 件、平成 22 年度比 5 倍）、電子メールによる問い合わせ 34 件（平成 22 年度 4 件、平成 22 年度比 8 倍）、電話による問い合わせ 47 件（平成 22 年度 20 件、平成 22 年度比 2 倍）にも対応するとともに、これまで経済産業省が行ってきた審査資料作成に関する説明を、平成 23 年度からは新たに NITE が実施した（大阪 1 回、東京 2 回）。
- 経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物リスト³¹の改正については、経済産業省からの依頼を受けて、リストの改正業務を実施した。
- 経済産業大臣の指示に基づく立入検査を確実に実施。前年度 2 倍以上の件数に対応（平成 22 年度：4 件→平成 23 年度：10 件）。
- 過去に経済産業大臣の確認を受けた申請書類のデータベース化については、当初予定通り、平成 15 年度から平成 16 年度までに経済産業大臣の確認を受けた申請書類 237 件についてデータの入力を行った。
- 経済産業省が実施する「カルタヘナ議定書リスク評価とリスク管理に関する調査検討委員会」へ参加し情報収集を行うとともに、技術的内容についての意見を提出した。

[平成 24 年度実績要約]

- 平成 23 年 6 月末より開始した事前審査スキームに基づき、GILSP 相当の遺伝子組換え微生物の使用に係る申請書 61 件（平成 23 年度 83 件）の事前審査を行った。
- 産業構造審議会での審議が必要と判断された申請 11 件については、申請書の技術的内容の事前確認を実施し、産業構造審議会において申請の説明を行うことにより、審査の支援を行った。また、事業者からの事前相談 11 件（平成 23 年度 11 件）、電子メールによる問い合わせ 38 件（平成 23 年度 34 件）、電話による問い合わせ 52 件（平成 23 年度 47 件）にも適切に対応するとともに、カルタヘナ法説明会において審査資料作成に関する説明を行った。
- 経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物リストの改正については、経済産業省からの依頼を受けて、リストの改正業務を微生物に関する知見を持つ NITE が初めて実施した。新規追加候補の宿主・ベクター・挿入 DNA について、名称の確認と安全性評価を実施し、作業結果については、学識経験者より構成された「GILSP 告示原案作成委員会」（2 回開催）において助言を得た後、告示原案を作成し、経済産業省へ提出した。また、平成 21～23 年度の 3 年間の国の審査結果について、効率的に精査、作業することにより、その告示改正案を作成し、産業構造審議会での審議及び経済産業省による告示改正手続きを支援した。
- 過去に経済産業大臣の確認を受けた申請書類のデータベース化については、平成 17 年度から平成 19 年度及び平成 23 年度に経済産業大臣の確認を受けた申請書類 356 件について、データの入力を行った。

³¹ GILSP 告示に掲載された遺伝子組換え微生物は大臣確認申請が不要になるため、当該告示を拡充することは事業者の負担軽減に繋がる。

- 経済産業大臣からの指示に基づき、法令遵守状況の確認のための立入検査 12 件（平成 23 年度実績 10 件）を実施し、その結果を経済産業大臣に報告した。なお、立入検査は法に基づく行政権限の行使に該当するため、業務の性格上、民間委託・標準処理期間の設定・手数料の徴収は行っていない。
- 立入検査を適正、かつ、円滑に実施するために、立入検査員の品質の斉一化及び能力向上を図る目的で、講習会を 3 回、バイオプラントの見学を 1 回及び立入検査員連絡会を 3 回開催した。
- 平成 24 年 10 月にインドで開催した第 6 回カルタヘナ議定書締約国会合（COP-MOP6）に参加し、情報収集及び議事録作成等により現地の政府団のサポートを行った。また、経済産業省が実施する「カルタヘナ議定書リスク評価とリスク管理に関する調査検討委員会」へ参加し情報収集を行うとともに、技術的内容についての意見を提出した。

[平成 25 年度実績要約]

- GILSP 相当の遺伝子組換え微生物の使用に係る申請書 228 件（平成 24 年度 61 件）の事前審査を行った。
- 第二種使用³³の申請手続きについては、申請者の利便性向上を目的として、合併申請（複数の申請書を一つにまとめて申請すること）の運用を開始するとともに、申請マニュアルの更新及びよくある問い合わせをまとめた Q&A の公開を行った。これらの内容については、カルタヘナ法説明会において説明を行った。また、新たな審査手法の検討を行うために、有識者によって構成された「カルタヘナ法第二種使用等運用改善検討委員会」を 3 回開催し、新たな審査手法案を作成した。
- 経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物リストの改正については、経済産業省からの依頼を受けて、リストの改正業務を実施した。新規追加候補の宿主・ベクター・挿入 DNA について、名称の確認と安全性評価を実施し、作業結果については、学識経験者によって構成された「GILSP 告示原案作成委員会」（1 回開催）において助言を得た後、告示原案を作成し、経済産業省へ提出した。
- 経済産業大臣からの指示に基づき、法令遵守状況の確認のための立入検査 12 件（平成 24 年度実績 12 件）を実施し、その結果を経済産業大臣に報告した。

[平成 26 年度実績要約]

申請に関する事前審査	立入検査	事業者からの照会等への対応
265 件	11 件	82 件

- さらに、事前審査の運用実績に基づき、機構から、安全性の確保を前提とした審査運用の改善・見直し案を経済産業省に提案。新たな審査手続きに基づき、これまでの制度では産業構造審議会での審議が必要であった案件（12 件）を機構において事前審査。

事前審査の対象範囲の拡大による審査期間の短縮	最大 12 か月 → 約 1 か月
申請簡素化による申請書の削減	約 1/10（約 2400 頁 → 約 220 頁）

³³ 第二種使用：施設、設備その他の構造物の外の大気、水又は土壌中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する意図をもって行う使用等であって、そのことを明示する措置その他の主務省令で定める措置を執って行うもの。

(2) 微生物による有害物質の分解等におけるバイレメ³⁴指針への執行・支援業務

[中期計画]

バイレメ指針における申請書類の技術的な内容の確認を行うとともに、バイレメ指針の事業者におけるモニタリングについても技術的支援を行う。

[平成 23 年度実績要約]

○微生物によるバイオレメディエーション利用指針（以下「バイレメ指針」という。）の解説や過去の申請書を利用し、内部向け勉強会を定期的実施する等、申請書類の技術的な内容の確認を行う上で必要な情報等の整理を行った。また、沖縄県の依頼を受けて、「微生物を活用した汚染土壌の浄化処理技術開発事業」における審査委員として審査に参画した。

[平成 24 年度実績要約]

○平成 24 年 3 月に解説が改正された微生物によるバイレメ指針に沿ってバイレメ株 3 株の指針適合性評価（大臣確認）に必要な菌株の分類学上の位置付け、人や動植物に対する病原性に関する情報、有害物質の産生性に関する情報、菌株の好適生育環境、分解生成物や分解経路に関する情報等、必要とされる情報の洗い出しを行い、大臣確認に必要なそれらの情報を取りまとめて産構審・中環審合同会合で概要を紹介した上で、部会の意見を反映させた申請書を作成するために必要なデータを収集した。申請を行う予定の株は、バイレメ産業支援のため、一般の事業者が使用可能な状態に整備していく予定。

○前年度に引き続き、沖縄県の依頼を受けて、「微生物を活用した汚染土壌の浄化処理技術開発事業」における審査委員として審査に参加し、モニタリングについて技術的支援を実施した。

[平成 25 年度実績要約]

○開発した分解菌についてバイレメ指針の適合性評価（大臣確認）に必要な情報（菌株の分類学上の位置付け、菌株の好適生育環境、ヒトや動植物に対する病原性、有害物質の産生性、分解生成物や分解経路等に関する情報）の取得に加え、平成 24 年度開催の産構審・中環審合同部会の意見を反映させた申請書を作成し、経済産業省へ提出した。

[平成 26 年度実績要約]

○事業者に対するバイレメに関する技術的助言を実施（6 回）。

³⁴ バイレメ：バイオレメディエーションの略。微生物や植物等の生物が持つ化学物質の分解能力、蓄積能力などを利用して土壌や地下水等の汚染浄化を図る技術のこと。

(3) 微生物利用の際の適切なリスク評価の実現に向けた取組み

[中期計画]

有害物質の分解や除去等汚染土壌の浄化のために環境に導入する微生物のリスク評価を適切に実施するため、環境に導入する微生物を有害菌（病原菌・日和見感染菌）と確実に区別する手法の開発、及び環境に導入する微生物が微生物生態系に与える影響評価手法の開発を行う。また、微生物の拡散防止に関する基礎的なデータ収集を行い、リスク評価に活用する

[平成 23 年度実績要約]

- カルタヘナ法の適正な執行、バイレメ指針の適正な運用に必要な、微生物利用の際の適切なリスク評価の実現に向け、レギュラトリーサイエンスに係る業務を本格化。
- 産業利用株の安全性評価手法の開発として、MLST 法³⁵を開発。MLST 法について国際学会で発表し大きな反響となった。
- 遺伝子組換え体の開放系利用におけるゲノム情報に基づく安全性評価手法開発に着手。
- 遺伝子組換え微生物の収去・検出マニュアルを作成し有効性を確認。

[平成 24 年度実績要約]

- 有害菌³⁷・有害遺伝子に係る既知情報収集・整備については、植物防疫法によって定められた検疫有害動物に属する細菌、日本植物病害大辞典や日本植物病名データベースに記載のある病原細菌及び海外のデータベースにある国内の主要農作物に対する病原菌といった、植物の病原性に関する微生物についてリストアップを実施した。
- 有害菌を区別するためのゲノム情報・指標遺伝子の収集・整備については、ヒト/動物/植物病原菌及び日和見感染菌に該当する菌株並びにその類縁菌に該当する 100 属 317 種の NBRC 株 (400 株) についてゲノムを抽出し、その中から 167 株についてシーケンシングを実施した。また、3 属 (Acinetobacter, Burkholderia, Comamonas) 52 種について、種・株レベルで有害菌を区別するための判定手法 (MLSA 法³⁸) の開発を目的に、その判定指標となる遺伝子候補としてハウスキーピング遺伝子³⁹を取得した。さらに、指標遺伝子を簡便に検出するための PCR 法を用いた手法の開発を実施し、プロトコールを作成した。開発した手法はオーソライズするための論文化に向け、必要なデータの整備を行った。
- 収集・整備した技術情報及び指標遺伝子を元に、環境中から頻りに検出される Acinetobacter 属の MLSA 法について、公開用データを作成した。
- 遺伝子組換え体の開放系利用における安全性評価手法の開発として、前年度の検討結果、開発対象となった Pseudomonas 属 2 株 (低塩素化ダイオキシン分解菌並びに類縁な多剤耐性菌) のゲノム解析を行った。また、Pseudomonas 属の多剤耐性株について文献調査を行い、前年度ヒト病原遺伝子を中心に作製した Pseudomonas 属の有害遺伝子リストに薬剤耐性遺伝子および植物病原遺伝子を追加し、本有害遺伝子を指標として開発対象株や比較対象株についてゲノム情報に基づく安全性評価を実施した。

³⁵ MLST:Multi Locus Sequence Typing (複数遺伝子の配列の差異により生物を分類する高解像度な分類手法)

³⁷ 有害菌:ヒト/動物/植物病原菌及び日和見感染菌のこと。

³⁸ MLSA 法 (multilocus sequence analysis):種レベルでの分類が可能な複数の遺伝子の DNA 塩基配列に基づく分子系統解析法。

³⁹ ハウスキーピング遺伝子:エネルギーの代謝や細胞機能の維持のために、多くの組織や細胞中に共通して常に働き続けている遺伝子のこと。

- 組換え体として世界で広く使用されている Pseudomonas 属 KT2440 株変異株(薬剤耐性遺伝子に変異が入った株)のリシーケンスを実施し、薬剤耐性遺伝子に変異が入ると環境中で優占化する現象を発見し、共同研究先と合同で発表し、環境バイオ学会ポスター賞を獲得した。
- 物質循環の指標となる微生物として、窒素循環(硝化・脱窒)に関与する微生物を対象とし、その代謝経路、関連酵素遺伝子、モニタリング手法(PCR法)についての文献調査を行った。
- 次世代シーケンサーと Real-time PCR を組み合わせた環境中の有害菌を効率的に検出する技術を開発した。さらに開発した技術を用いてバイレメ現場から採取したサンプルの安全性評価を行い、当該現場を保有する事業者や自治体へ報告しバイレメの安全性について理解を得ることができた。
- 遺伝子組換え微生物の土壌、排水、舗装面への環境漏洩時の収去・検出標準作業手順書を作成し、漏洩した微生物の環境中での消長を経時的に把握するためのモニタリング手法を整理した。この作業手順書に基づき、組換え大腸菌を用いた実証試験を行い、その結果を作業手順書に反映させた。

[平成 25 年度実績要約]

- 平成 24 年度までに作成した有害菌(ヒト/動物/植物病原菌及び日和見感染菌)のリストに、海外(ドイツ)における有害菌の情報(ヒト/動物/植物病原菌及び日和見感染菌)を追加した。さらに、作成したリストの公開に向けて菌株の属名等の分類の見直しを行いホームページ上から公開した。
- 平成 24 年度開発した Acinetobacter 属の MLSA 法について、公開用解析データを完成させ公開した。また、開発した MLSA 法については日本微生物分類研究会にて発表を行った。

[平成 26 年度実績要約]

- 環境に導入する微生物の評価手法に必要な技術情報の収集・整備を実施。

有害菌と区別するための評価	複数の遺伝子配列を用いて微生物を区別する方法の開発及び高度化を実施(4属)
生物生態系に与える影響の評価	環境中に存在する微生物集団の組成を解析する新たな手法を開発し、検証を実施

2. 国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

[中期計画]

我が国の生物遺伝資源の産業利用を支えるために、長期的に安定して生物遺伝資源の提供が行われる必要があることから、知的基盤の整備を担う中核的な生物遺伝資源機関としての機能を強化する。そのため、以下の事業を行うことにより、ユーザーの利便性を高めるとともに、企業等における生物遺伝資源の利用を支える。

(1) 国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

[中期計画]

代替エネルギー、環境修復、健康等の産業に利用される株、各種検定指定株、参照試験に用いられる分類学的基準株等の産業利用上重要な微生物等の生物遺伝資源を収集、保存し提供する。併せて、最新の科学技術に基づく分析・評価技術により、先進的知見の創出に努めるとともに、菌株の安全性や産業利用上有用な機能等を調査して情報提供を行う。

また、提供体制の整備として、微生物等の生物遺伝資源に関する国全体の提供体制を整備するため、JSCC オンラインカタログについて、日本微生物資源学会に所属している機関に対して当該カタログへの参加を働き

かけ、微生物の機能情報、遺伝子配列情報等検索可能な項目の詳細化等のためのデータベース構造の見直し等を行う。アジア地域においては、機構が中核となり発足したアジア地域における生物遺伝資源の保存と利用促進を目的とする多国間の協力体制（ACM⁴²）を強化・推進する。この枠組みを活用して構築したアジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワーク（ABRCN）の参加機関を拡大する。さらに、経済協力開発機構（OECD）が提唱した国際的な生物遺伝資源機関ネットワーク（GBRCN）の認証制度の枠組み構築活動に積極的に参加する。

このほか、国全体として、長期的に安定して微生物等の生物遺伝資源の提供等が行われる必要があることから、関係機関との意見交換や連携等を進め、セキュリティの確保等の必要な取組みを行う。

[平成 23 年度実績要約]

- これまでに実施した国内外からの生物遺伝資源の収集の結果、平成 23 年度末で約 8 万の微生物を保存。世界トップクラスの保存数となっている。
- NBRC 株の分譲実績は平成 22 年度並みを維持するとともに、スクリーニング株については分譲数の大幅増加を達成。分譲実績全体としては、学会や展示会における積極的な広報活動等の結果、前年度比約 40%増加の 27,607 株となった。
- 収集・保存実績
 - ・NBRC 株：3,393 株（前年度比 82%増、制限付き寄託の割合向上）
 - ・スクリーニング株：1,480 株（確実な国内外菌株の保存）
 - ・微生物 DNA：16 個（微生物ゲノムに注力）
- 提供実績
 - ・NBRC 株：8,764 株（平成 22 年度比：件数 6%増、株数 2%減）
 - ・スクリーニング株：18,843 株（平成 22 年度比：株数 83%増）
 - ・DNA：385 個（平成 22 年度比：全体で 11%減の中、ゲノムは 69%増）
- 海外資源国より、産業有用な微生物を入手
 - ・タイ：バイオ燃料生産用酵母、食品由来乳酸菌、医薬品候補物質生産半水生菌・植物内生菌
 - ・モンゴル：医薬品候補物質生産放線菌、食品由来乳酸菌・酵母
 - ・ベトナム：バイオ燃料生産用糸状菌、食品由来酵母
- ユーザーニーズに応じた情報付加による NBRC 株の質の向上
 - ・NBRC 株売上げ上位を占める薬局方指定株の性状調査を完了。平成 24 年度データ公開予定。
 - ・抗生物質に代表される医薬成分などに応用されている化合物の生合成経路にかかわる遺伝子クラスター情報を網羅的に集約した放線菌の二次代謝合成遺伝子のデータベースを公開。
 - ・環境修復に利用される揮発性有機化合物（VOC）分解微生物など環境産業や冬虫夏草など食品・医薬産業に用いられる微生物などをリスト化し、ホームページで公開した。
- 飛行時間質量分析装置を利用して 600 株以上のデータを取得し、ライブラリを作成することにより、一部の微生物について品質管理に応用が可能となった。
- 生物遺伝資源の保存方法、培養方法等に関する様々な情報を利用者に提供するため、メールマガジンを隔月で配信した。現在の登録会員数は約 1,340 人（22 年度末より約 240 人増）。
- 利用者から要望のある微生物の基本的な取扱いに係る実験講習会を 2 度開催し、微生物の利用促進を図った。

⁴² ACM:The Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources: 微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジアコンソーシアム

- 国内のバイオ産業団体、各地域のバイオクラスター、大学、研究所等との連携を図りつつ、イベントや国際学会での発表・展示やホームページ、雑誌、新聞等のメディアを利用した広報活動を国内外で行い、NITE が保有する生物遺伝資源の種類や性質、提供しているサービス等様々な情報の利活用を促進した。
- 国内生物遺伝資源機関とのネットワークの構築
 - ・日本微生物資源学会(JSCC)参加 22 機関中、新たに岐阜大学、東京農業大学及び山梨大学の 3 機関のデータを JSCC 統合オンラインカタログに追加するとともに、NITE を含め 4 機関のデータを更新する準備を行った。
- アジア諸国との生物遺伝資源機関(BRC)ネットワークの運用
 - ・日本・中国・韓国・タイ・フィリピンの 9 機関によるアジア統合データベース (ABRCN) を着実に運用した。
 - ・世界微生物株保存連盟(WFCC)の世界微生物データセンター(WDCM) が推進する世界微生物カタログ (GC) プロジェクトへの協力に同意し、NBRC が提供している微生物に関する情報を提供した。
- GBRCN 枠組み構築への貢献
 - ・生物遺伝資源機関ネットワーク (GBRCN) 実証プログラムに参加し、同プログラムの認定制度の検証を着実に実施した。

[平成 24 年度実績要約]

- 国内外から産業利用上重要な微生物として、エネルギー関連菌（脂質生産菌、アセトン・ブタノール生産菌等）、バイレメ菌、抗生物質生産菌、病原微生物（日和見菌）、基準菌株等を新たに収集し、668 株を NBRC 株として登録するとともに、8,084 株の微生物、333 クローン 118 ゲノム DNA の分譲を行った。
- DNA の提供数は 451 個（平成 25 年 3 月末時点、平成 23 年度比：全体 17%増、ゲノムは 37%増）であった。
- 技術的な動向に伴うニーズの変化を踏まえ、微生物クローンのみならずゲノムの提供を行っていることの効果が見られ、ゲノム分譲が 2 年連続で前年度比 35%以上増（23 年度 67%増、24 年度 37%増）と大きく増えた。
- MALDI TOF-MS⁴³を利用して取得した 600 株以上の解析データをライブラリ化し、細菌等について品質管理に応用することで、品質管理の高度化・効率化を図っている。
- 収集・保存実績
 - ・ NBRC 株： 668 株（制限付き寄託の割合向上）
 - ・スクリーニング株： 4,368 株（確実な国内外菌株の保存）
 - ・微生物 DNA： 159 個（ヒト Gateway エントリークローン®中心）
- 提供実績
 - ・ NBRC 株： 8,084 株（前年度比：件数前年度並み、株数 8%減）
 - ・スクリーニング株： 21,682 株（平成 23 年度比：件数 40%増、株数 15%増）
 - ・ DNA： 451 個（前年度比：全体で 17%増、ゲノムは 37%増）
- 海外資源国より、産業有用な微生物を入手
 - ・タイ：バイオ燃料生産用酵母、キシロース資化性菌
 - ・モンゴル・ベトナム：有用酵素生産用糸状菌・放線菌・細菌・酵母、食品由来乳酸菌・酵母

⁴³ MALDI TOF-MS：タンパク質などの高分子を測定可能なマトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析計。

○生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

問い合わせや要望の多い株に下記のような情報を付加した。

- 黄色ブドウ球菌のコアグララーゼ生産能の分析や、大腸菌の培養性状調査、糸状菌の孢子形成に関する培養条件など、ユーザニーズの高い各種検定指定株の情報に関する試験を行い、順次情報の公開を行った。
- 乳酸菌のうち糖の資化性が異なるものを利用したいとの要望があり、乳酸菌 20 株について、糖資化性の情報を取得し、ホームページで公開を行った。
- 酢酸菌の産業利用のために生育温度の異なるものを利用したいとの要望があり、酢酸菌 20 株について、生育温度特性のデータを取得した。
- 特定微生物試験（局方）に用いられる株のうち、Vibrio 属菌について、培養性状試験を行った。
- JIS の微生物限度試験等で指定されている NBRC 9455 について、継代回数や培地による孢子形成能の変化を調べ、メールマガジンで公表した。
- 環境修復への利用が期待され、これまで一般に広く公開されていない塩素化エチレンをエチレンまで脱塩素化する Dehalococcoides 菌を日本で初めて分離することに成功し、単離された菌は企業にも興味を持たれ、共同で特許出願を行った（平成 24 年 11 月末）。
- 機構が保有する微生物の産業利用を促進するため、民間企業等と共同提案した微細藻類由来バイオ燃料関係の事業が NEDO 事業「戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業（次世代技術開発）/微細藻類バイオ燃料製造に関する実用化技術強化の研究開発」に採択された。同時に民間企業が設立した「微細藻燃料開発推進協議会(JMAF)」への参画要請を受け、平成 24 年度より参画した。
- 国内生物遺伝資源機関とのネットワークの構築
 - ・ 日本微生物資源学会(JSCC)参加 23 機関中、8 機関の菌株データを公開しているが、平成 24 年度にはそのうち 7 機関についてデータの更新を行った。
- アジア諸国との生物遺伝資源機関(BRC)ネットワークの運用
- 日本・中国・韓国・タイ・フィリピンの 9 機関によるアジア統合データベース(ABRCN)を着実に運用した。
- 世界微生物株保存連盟(WFCC)の世界微生物データセンター(WDCM)が推進する世界微生物カタログ(GC)プロジェクトへの協力に同意し、NBRC が提供している微生物に関する情報を提供した。
- GBRCN 枠組み構築への貢献
 - ・ 6 月にポルトガルで開催された GBRCN 報告会に参加するとともに、欧州 BRC の主要メンバーと会談を行った。
 - ・ GBRCN の活動はドイツ政府の資金援助によって行われてきたが、平成 23 年で資金援助は終了しており、GBRCN の活動自体も当該報告会で終了した。そのうえで EU では、欧州を中心とした新たな BRC ネットワーク活動(Microbial Resource Research Infrastructure (MIRRI))が開始しているため、11 月末にドイツで開催される MIRRI キックオフシンポジウムに参加し、情報収集を行った。

[平成 25 年度実績要約]

- 産業利用を促進するため、地方公共団体と大学とが共同で行っている地域資源由来微生物を活用した地域活性化事業への協力に着手した。具体的には、機構が保有する微生物の収集・保存技術を活用しつつ釜石市と協力し、「釜石はまゆりプロジェクト」における微生物の探索について協力を行った。大学と合同探索を行い、はまゆりから酵母、乳酸菌、糸状菌等を単離した。単離された菌は地域の企業にも食品開発に利用された。
- アジア 3 か国（ミャンマー、ベトナム、モンゴル）と二国間協力による微生物探索を実施。国内外（特に

アジア地域)の様々な環境によって有用機能等の探索源となる微生物(スクリーニング株(RD株))2,185株を保存した。

- 産業利用上重要な微生物として8,019株の微生物、268クローン91ゲノムDNA1セット(ヒトcDNAクローン)の分譲を行った。
- 生物多様性条約(CBD)に則った契約によって提供される海外由来株を含むスクリーニング株について、国内企業及び大学等に新規2,504株を含む12,184株を提供した。
- アノテーション⁴⁵を実施する際のデータベースとして、アノテーション統制用語辞書を科学研究費新学術領域研究事業へ提供した。また、遺伝子産物名の修正・統一に係る作業の均質化及び高度・高速化を行うデータベースとして、アノテーション標準辞書を独立行政法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター統合化推進プログラムへ提供した。
- 論文情報等から既知の微生物の機能に関わる遺伝子情報を収集し、保存している微生物の保有する可能性のある機能について推定するツール「MiFuP(ミファップ)」を構築し、平成26年2月に公開を行った。産業上利用されているもしくは有用と考えられる83の機能について調査し、273株のNBRC株ゲノムについての推定機能を掲載。また、既知の微生物産業利用例や機能について紹介し、微生物産業利用の認知を図るウェブサイト「MiFuP wiki(ミファップウィキ)」についても同時公開した。
- アジアコンソーシアムの運営について、生物資源移転管理タスクフォース(MMT-TF)では、分類学的基準株の移転方法の国際的メカニズムを目指し、名古屋議定書対応の微生物移転多国間メカニズム(第一弾):分類学的基準株の移転を円滑に行うためのスキーム「Network of International Exchange of Microbes in Asia under ACM: NIEMA」を構築し、ACM10及びその他国際会議や国内学術セミナーで発表した。国内外のコレクションや分類研究者が注目しているところであり、このことは生物多様性条約の科学および技術の助言に関する補助機関(SBSTA)のサイドイベントでもアジアの取組みとして報告された。

[平成26年度実績要約]

	新規登録(保存)数	総登録(保存)数	分譲(提供)数
国内外から産業利用上重要な微生物	837株	30,009株	7,526株
有用機能等の探索源となる微生物	3,669株	57,304株	8,014株

- さらに、微生物遺伝子機能検索データベース(MiFuP)の情報を拡充(19機能情報の調査・作成)及び利用促進(平成26年度末のアクセス数が約8.7万ページ/月(年度当初から約1.3倍増加))。
- NBRCの有する生物遺伝資源や分離・分析技術が、地域活性化や中小・ベンチャー支援に活用され、食品等に生えたカビを迅速に検出できる検査キットの実用化や、地域ブランドの確立のため地元の微生物資源を活用した地ビール等の開発に協力。
- 欧州委員会(EC)等から生物多様性条約に関する情報を直接入手し、経済産業省やバイオインダストリー協会等関係機関に提供。加えて、我が国企業が不利益を被る可能性があるEU規則の域外適用条項についてECへ意見を提出。

⁴⁵ アノテーション:ゲノム情報に対する機能性・安全性に関する情報付加を行うこと。

(2) 海外生物遺伝資源に対するアクセス・ルートの確保

[中期計画]

生物多様性条約の発効により入手や利活用が困難となっている海外生物遺伝資源を我が国企業等が容易に利用できる体制を維持・強化するため、アジア諸国との生物多様性条約を踏まえた生物遺伝資源の利用に関する二国間協定（MOU）の締結や共同事業契約（PA）等を通じ、海外生物遺伝資源へのアクセス・ルートの確保を行う。また、中南米、アフリカ等の資源国については、企業のニーズ、政策的必要性等を踏まえ対象国を選定し、資源国それぞれの特有の事情について調査を行う。

[平成 23 年度実績要約]

○アクセス・ルートの確保

- ・モンゴルと協議し、平成 23 年度で終了する MOU 及び PA の平成 24 年度以降の継続について合意。
- ・タイと協議し、アクセスと利益配分に関する名古屋議定書の内容を考慮した、新規の MOU 及び PA の締結について合意。

○途上国への支援事業「眠れる森のび（美・微）生物プロジェクト」開始

- ・インドネシアと実施に向けた MOU を締結し、PA の締結について合意。

○第 8 回 ACM⁴⁷（アジアコンソーシアム）を事務局として支援・協力

- ・マレーシアで開催。計 12 カ国が参加し、ACM 拡大に向けて、メンバーシップ制と ACM 運営指針改定を提案し、承認された。

○アジア諸国との協力関係の発展

- ・ベトナムにおいて、石油系の企業及び大学との合同探索を実施し、産業上有用な微生物を取得。
- ・モンゴルにおいて、初めて大学との合同探索を実施し、新しい利益配分形態を構築。

○新規アクセス・ルートの調査

- ・メキシコのバイオテクノロジー分野の国立学校、メキシコ大学の研究所などから、メキシコのカルチャーコレクション、生物多様性条約、名古屋議定書の対応状況などを聞き取り調査した。
- ・アフリカ地域については、ホームページ上で公表されている報告等を取りまとめ、今後の検討材料とするための資料の作成を行った。

[平成 24 年度実績要約]

○アクセス・ルートの確保

- ・ミャンマーと平成 17 年に中断したプロジェクトの再開について合意し、ミャンマー教育省との間で MOU を、パセイン大学との間で PA を締結した。
- ・平成 25 年度以降の共同事業についてベトナム国家大学ハノイ校（VNUH）と合意し、3 月に MOU、PA の契約を締結した。
- ・平成 24 年度以降の MOU、PA の継続契約を 5 月にモンゴル科学院（MAS）と締結した。
- ・独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人科学技術振興機構の共同事業である地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）において、機構とインドネシア科学院（LIPI）との間で 8 月に PA を締結した。
- ・CBD 名古屋議定書を考慮した新規 MOU についてタイの国家遺伝子工学バイオテクノロジーセンター（BIOTEC）と合意し、10 月に締結した。また、この MOU の下で行う共同事業の PA を 1 月に締結した。

⁴⁷ ACM: The Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources: 微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジアコンソーシアム

- ・国際緊急共同研究・調査支援プログラム（J-RAPID）で採択されたタイ水害関連研究の共同事業を実施するため、PAを締結した。
- ・中国科学院微生物研究所（IM-CAS）と平成24年度以降のMOU契約を10月に締結した。

○新規アクセス・ルートの調査

- ・スリランカの政府窓口（環境省）を訪問し、同国の資源アクセスに関する政策方針の調査と意見交換を行った。大学・研究所を3機関、視察した。
- ・コスタリカ生物多様性研究所（INBio）から2回に渡り、資源アクセスの現状とビジネスモデルの紹介を受け、意見交換を行った。
- ・アフリカ地域については、引き続き情報収集を行うとともに、対象国としての可能性を検討中。

[平成25年度実績要約]

○アジア各国（ミャンマー、モンゴル、ベトナム、インドネシア、タイなど）と二国間による共同事業等を実施。これらの利益配分の一貫としてワークショップを開催したり、微生物の合同探索による人材育成等を行うことによって、海外資源国との連携を強化した。

(例)

・タイ

平成25年度から「微生物資源管理のためのキュレーター⁴⁸育成プログラムに関するプロジェクト」を実施し、微生物管理を担うキュレーター人材育成のためにタイ王国の研究員6名を受け入れた。また、日本産微生物の収集、保有株整理、長期保存方法の検討、品質管理システムの検討が行われた。さらに、NBRC株とするための登録準備、成果の公表の準備がされた。

・ミャンマー

合同探索には企業1社が参加して、10～11月にミャンマーで探索を実施した。また、パセイン大学で大学院生向けの微生物学講義と微生物分離の実習を実施し、人材育成を図った。さらに、2月にミャンマーの研究員2名を招聘し、機構で共同事業を実施した。

[平成26年度実績要約]

○二国間協力関係の維持による海外の産業有用な微生物を入手するとともに、それらを我が国企業等に提供。

(3) 特許微生物に係る寄託業務の一元化

[中期計画]

微生物の産業利用をさらに進める観点から、特許法施行規則及びブダペスト条約等に基づく寄託機関として、生物遺伝資源機関と一体的に運営することにより、寄託者にとってより一層信頼性の高い実施体制を構築するため、独立行政法人産業技術総合研究所の特許生物寄託センターを、生物遺伝資源機関を有する機関に一元化するとともに、利便性の高いものとなるよう特許寄託業務を的確に実施する。その際、生物遺伝資源機関として当該業務との効率化を図るため、施設・設備の共用化、人員の業務兼務等を進めるとともに、既存の利用者への影響、利用者の意向等も踏まえつつ、寄託に係る手数料の見直しを行う。

[平成23年度実績要約]

○特許微生物寄託業務の統合については、関係機関と連携し、一元化に向けた作業を推進した。

⁴⁸ キュレーター：学術的専門知識をもって業務の管理監督を行う専門職のこと。

- ・「特許寄託業務の一元化に向けたアクション・プログラム」を作成。
- ・一元化に関する公表、説明会を実施。
- ・産業技術総合研究所との業務引継の実施。
- ・寄託生物種の範囲の変更。
- ・平成 25 年 4 月に予定されている当該業務のかずさ集約に備え、保管設備の拡充、実験室、事務室の改修等に着手。

○受領件数は 271 件（平成 22 年度 201 件、35%増加、業務開始以来最高件数）。

[平成 24 年度実績要約]

○特許寄託業務の一元化に向けたアクション・プログラムを推進

- ・平成 24 年 4 月 1 日つくばの特許生物寄託センター（IPOD）の業務を独立行政法人産業技術総合研究所（産総研）から継承しつくばにおいて事業を開始。かずさの特許微生物寄託センター（NPMD）とも連携を密にし、IPODのかずさへの移転準備（菌株の移送等）、かずさでの受け入れ態勢の整備、その他一元化に係る諸作業がある中で遅滞なく特許法施行規則及びブダペスト条約等に基づく寄託機関として、微生物の特許寄託業務を実施した。
- ・産総研から事業を継承したことにより業務量が増大したが、限られた人員体制で特許出願者に不利益を与えることなく適切に業務を遂行した。機構ではこれまで扱っていない植物細胞、種子、原生動物について、死滅させることなく保管を実施した。

[平成 25 年度実績要約]

○かずさへ移転し一元化した特許微生物寄託センター及び特許生物寄託センターを一体的に運営し、特許寄託業務を的確に実施。

[平成 26 年度実績要約]

○一元化した特許微生物寄託センター及び特許生物寄託センターを一体的に運営し、特許寄託業務を的確に実施。

【バイオテクノロジー分野】

主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
設定なし	—	—	—	—	—	—

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
予算額（支出額）（千円）	7,415,375 の内数	8,417,379 の内数	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数
決算額（支出額）（千円）	6,993,351 の内数	7,309,699 の内数	7,706,062 の内数	17,452,832 の内数
経常費用（千円）	1,930,912	2,076,940	1,998,404	2,266,307
経常利益（千円）	1,914,520	2,063,166	1,990,991	2,257,441
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—
従事人員数（各年度 1 月 1 日時点の常勤職員数）	397 の内数	408 の内数	407 の内数	422 の内数

I-4. 適合性認定分野（第三期中期計画の I. A-4 に相当）

〔中期目標〕

適合性認定分野における社会的リスクとしては、計量・計測の不正確さが招くリスク、経済のボーダレス化に伴う輸入品の安全性のリスク、技術革新に伴う新技術製品の安全性のリスク、輸出製品の海外規制等に対するリスクを想定する。これらの社会的リスクを低減するため、機構は、製品事故の未然防止、取引の円滑化等に貢献すべく、新たな分野の認定ニーズを含めた社会的要請に積極的に対応する観点から、その業務を着実に実施するものとする。

〔自己評価：A〕

平成 23 年度から平成 25 年度の評定は、経済産業省独立行政法人評価委員会において、5 段階評価 (AA, A, B, C, D) により平成 23 年度は A (4 点)、平成 24 年度は A (4 点)、平成 25 年度は A (4 点) とされた。また、平成 26 年度の自己評定は A (4 点) とした。したがって、これら 4 カ年の平均として、第 3 期中期目標期間の自己評定は A (4.00 点) とした。

〔第 3 期中期目標期間を通じて達成した実績〕

【JNLA】工業標準化法に基づく試験事業者登録制度

○LED の性能を試験する試験事業者について、平成 23 年度に LED 照明製品に関する JIS の制定に参加し、JIS に基づく LED 試験事業者の認定を開始すると共に、LED 製品のエコマーク取得に JNLA 試験結果を活用する道を開いた。平成 24 年度には一般社団法人日本電球工業会及び一般社団法人日本照明器具工業会の委員会に参加し、国際エネルギー機関 (IEA) が主導している LED 照明の品質評価に係る世界的な枠組み (IEA-4E SSL Annex) にて実施している試験所間比較を JNLA 技能試験として活用するための調整や、LED 関係区分拡大要望を受け、JNLA の区分の見直しを実施するとともに、省エネ法トップランナー基準において LED 電球の試験に JNLA を活用することについて、経済産業省との意見交換を実施し、平成 25 年度には、平成 25 年 11 月 1 日付で告示された省エネ法トップランナー基準 (平成 26 年 11 月施行) に対応する試験事業者の登録への対応のため、電気分野における審査での留意事項を取りまとめ、技術情報として公表した。その中には、電球型 LED ランプも含まれており、電球型 LED ランプのエネルギー消費効率の信頼性を確保するための技能試験プログラムの準備を行い、平成 26 年 11 月からの省エネ法トップランナー制度の義務化に適確に対応するため、一般社団法人日本照明工業会 (JLMA) が主催する試験所間比較の結果を技能の証拠として活用し、平成 26 年度末までに 10 事業者登録した。

○特定芳香族アミン⁴⁹の分析を行う試験事業者について、平成 26 年 1 月 22 日付で制定された特定芳香族アミンの分析に用いる国際規格 ISO 24362-1 及び ISO 24362-3 の JIS 化と試験事業者の登録に向け、特定芳香族アミン WG を設置し、技術基準、測定の不確かさガイドの検討を平成 25 年度に開始し、同分析に用いる日本工業規格 JIS L 1940-1 及び JIS L 1940-3 の制定と同日で JNLA 登録申請を受け、登録に必要な技術的適用文書及び不確かさガイドを作成するとともに、審査員研修を実施して審査員を確保した上で、平成 26 年度末まで 3 事業者を登録した。

【JCSS】計量法に基づく校正事業者登録制度

○平成 25 年 6 月に改正され平成 27 年 4 月に施行されると業務用冷凍空調機器のフロンの漏れ量の定期点検

⁴⁹ 特定芳香族アミン：発がん性が認められている又は発がん性の可能性があり欧州等では既に規制されている。現在、国内においても法規制化が検討されている。

が必須となる。この対応のため、計量トレーサビリティが確保されたリーク標準（圧力）の産業界への供給体制を検討するため、JCSS 圧力分科会リーク WG を設置し、次年度の告示改正に合わせた申請受付のための準備を平成 25 年度に開始しこの漏洩検査に用いる漏れ量検出器（リークディテクタ）の校正に用いる標準リークの校正ニーズの増加に対応するため、6 月の告示改正に合わせ、対象計量器を定める規定を改正し申請受付できるようにしたとともに、JCSS 圧力分科会リーク WG を 2 回開催し、適用指針等の検討を行い、案をとりまとめた。

【ASNITE】製品評価技術基盤機構認定制度

- 平成 23 年度に鉄道システムの海外進出を支援するため、設計から製造までを対象とした鉄道システム認証に向け新規認定区分を設定し、平成 24 年 9 月に国内初の認定をした。経済産業省及び国土交通省とも連携・調整しつつ、国内初の認定である旨をプレスリリース・プレスレクを実施した。
- APLAC 及び ILAC の相互承認（MRA）を維持するため、4 年に 1 度の APLAC による再評価を平成 23 年 12 月に受審。その結果、不適合はなく、提示された懸念及びコメントに対する対応を実施し、平成 24 年 6 月の APLAC/MRA 評議会にて、附帯条件なく APLAC/ILAC-MRA の継続更新（試験、校正、標準物質生産者分野）が承認された。
- 製品認証機関を認定する機関としての国際整合性を確保するため、PAC 及び IAF の正式会員の地位を獲得するとともに、相互承認協定（MLA）に参加するための評価準備を行い、PAC-MLA の評価受審について、平成 24 年 4 月までの書類審査後、5 月末に PAC-MLA 現地評価を受審。その後、指摘事項（不適合 4 件、懸念事項 6 件）に係る回答を準備後、評価チームとその内容について検討するとともに、関連してマネジメントシステム文書の改正等を行い、マネジメントの強化を図った。（平成 25 年 5 月の PAC 総会で MLA 署名実現）

そのほか、平成 23 年度から平成 26 年度の業務実績は以下のとおりである（経済産業省独立行政法人評価委員会での報告内容及び平成 26 年度業務実績の要約）。

1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献

[中期目標]

製品事故の未然防止、環境保全、取引の円滑化等のため、工業標準化法及び計量法、消費生活用製品安全法等の製品安全 4 法、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律については、制度の普及等を行いつつ、法執行・支援業務を的確に実施する。その際、海外からの輸入品を含めた製品の事故を防止するために、認証機関が行う安全基準等への適合性について、認定機関としての機構による評価を一層強化する。

また、地球温暖化対策や環境測定等の分野を含めた計量・計測の信頼性確保のニーズ、国際的な試験所認定のニーズ、新規分野での認定ニーズなどに対しては、ニーズ調査や関係者との情報交換等を進め、信頼性の確保、事業者の利便性の向上に留意しながら、迅速かつ的確に認定システムを提供する。

[中期計画]

正確な計量・計測はあらゆる産業の基本となる基盤であり、機構はその基盤を整備し維持しつつ、その基盤に支えられた信頼性の高い試験、認証を実現することにより、輸入品を含む製品の安全性確保や国内外における円滑な取引等へ貢献するために以下の業務を行う。

(1) 法令に基づく認定等

[中期計画]

法令に基づく認定等の業務として、日本工業規格（JIS）試験方法による製品試験結果の信頼性を確保する工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（JNLA）、日本の産業における品質管理や精度確保、国民生活に広く影響を及ぼす基盤としての正確な計量・計測に必要な計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）、及びダイオキシン類等極微量物質の計量データを基に適正な環境保全に貢献する計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）を実施する。

- ① JNLA、JCSS 及び MLAP において、審査案件ごとに審査チームを速やかに編成し、円滑かつ的確に審査を行うとともに、評定委員会を適時開催することにより迅速かつ効率的に認定業務を実施する。
- ② 申請者の利便性を向上し、JNLA、JCSS、MLAP の制度の普及を図るため、ガイダンス文書を作成し公表するとともに、これら制度に係る説明会を開催する。また、認定範囲のニーズや制度を効果的に運用するためのニーズの調査を実施し、その結果に応じて制度に反映する。
- ③ アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）及び国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認（MRA）の要件を維持することを希望する JNLA、JCSS 登録事業者に対し、ISO/IEC17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）等を用いて定期的に検査を行い、MRA 対応認定事業者であることを確認し、国内外に公表する。
- ④ JNLA、JCSS の MRA 対応認定事業者及び MLAP 認定事業者の技術能力を確認するため、技能試験を定期的実施する。また、技能試験業務の効率化のため、外部機関が実施する技能試験を国際基準に適合しているかを評価し、事業者の審査に積極的に活用する。

[平成 23 年度実績要約]

○法令に基づく認定業務の着実な対応により、国際基準による安全・品質の確保に貢献

【JCSS】計量法に基づく校正事業者登録制度

○登録事業所数：245（前年比約4%増）、校正証明書 444,605 件

○（新規・更新）申請：86 件 ○ガイダンス文書の制改正：34 件

○（新規・更新）登録：85 件 ○技能試験及び測定監査：26 件

○定期検査：73 件 ○立入検査：0 件

- ・東日本大震災により影響を受けた登録事業者の被災状況の迅速な確認及び登録の維持に対する調査を実施。
- ・計量計測トレーサビリティへの被災による影響を防ぐため、特例省令の制定に対する積極的な貢献を行い、登録事業者及び JCSS ユーザーの利便を図った。
- ・未登録区分であった体積（マイクロピペット）の登録により、化学分析分野で広く利用される機器の信頼性向上を図った。
- ・自動車産業などのニーズが高かった実用計測器（トルクレンチ）への計量計測トレーサビリティを確立。

【MLAP】計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度

○認定事業所数：111（前年比約4%増）、計量証明書 48,433 件

○（新規・更新）申請：74 件 ○ガイダンス文書の制改正：0 件

○（新規・更新）認定：71 件 ○技能試験：0 件

○フォローアップ調査：12 件 ○立入検査：0 件

- ・更新のピーク年度にあたり、更新審査 74 件を実施。申請者の認定有効期限日に配慮して、きめ細かく評定委員会を開催し審議・処理した。受付けた申請案件は全て標準処理期間（100 日）内に処理した。

- ・75%の審査で外部専門家を活用するとともに、新たに3名の外部専門家を登録。

【JNLA】工業標準化法に基づく試験事業者登録制度

○登録事業所数：201（前年比約4%増）、試験証明書154,983件

○(新規・更新)申請：33件 ○ガイダンス文書の制改正：2件

○(新規・更新)登録：44件 ○技能試験：9件

○定期検査：34件 ○立入検査：4件

- ・以下の技術ガイダンス文書の作成、公表等により事業者の利便性を向上

土木・建築分野における技術情報（新規制定）

化学品分野の不確かさの見積もりに関する文書（新規制定：高分子引張試験）

- ・LED照明製品に関するJISの制定に参加し、JISに基づくLED試験事業者の認定を開始すると共に、LED製品のエコマーク取得にJNLA試験結果を活用する道を開いた。

○APLAC及びILACのMRAを希望する認定事業者に対しては、MRA要件を維持するため認定基準であるISO/IEC17025、ISOガイド34又はISO/IECガイド65の最新版を用いて平成22年度の2.3倍となる107件の定期検査を効率よく実施した。

○認定事業者の技術能力を確認するため、JIS Q17043に基づく技能試験を実施又は外部技能試験の結果を活用した。

【平成24年度実績要約】

○法令に基づく認定業務の着実な対応により、国際基準による安全・品質の確保に貢献

【JCSS】計量法に基づく校正事業者登録制度

○登録事業所数：252（前年比約3%増）、校正証明書452,039件

○(新規・更新)申請：92件 ○ガイダンス文書の制改正：21件

○(新規・更新)登録：89件 ○技能試験及び測定監査：29件

○定期検査：65件 ○立入検査：0件

- ・未登録区分であった「粘度」を登録。粘度計の計量計測トレーサビリティの確立により、食品、医薬品、化粧品、石油関連業界等における品質性能の向上が期待できる。
- ・最高測定能力の確認に時間を要した1件、書類審査での技術能力の確認等に時間を要した2件を除き、標準処理期間（150日）内に処理した。
- ・申請受付92件に対し、非常勤職員を47件及び外部審査員を26件と積極的に活用することにより常勤職員の事務処理時間を確保し、20%程度増加した登録事業者からの変更届出書325件について、迅速にその内容確認を行い、登録証の変更など所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実に実施した。
- ・申請者及び登録事業者の利便性向上を図るため、不確かさの見積りに関するガイド1文書（トルクレンチテスト）を新規に作成し、公表した。
- ・アメリカで開催されたNCSLI（全米標準試験所会議）に参加し、アメリカでのJCSS等の普及、認知度向上に努めた。また、国内においては、JASIS（旧分析展）への出展、インターメジャー（国際計量計測展）への出展、計測標準フォーラムでのポスター発表、外部機関と連携したJCSS説明会の開催、業界紙への記事掲載を通じてJCSSの普及、ニーズの把握に努めた。
- ・登録の手数料については、政令にて定められている。

【MLAP】計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度

○認定事業所数：105（前年比約5%減）、計量証明書：48,022件

○(新規・更新)申請：16件 ○ガイダンス文書の制改正：0件

○(新規・更新)認定：18件 ○技能試験：1件

○フォローアップ調査：25件 ○立入検査：0件

- ・申請者の認定有効期限日に配慮して、平成24年度に更新手続きを完了した18件は全て標準処理期間(100日)内に処理した。
- ・申請受付16件全てに外部専門家を活用した。
- ・認定事業者から158件の変更届が提出され、迅速に変更内容の確認を行い、認定証の変更等所要の処置を行うとともに事業所認定内容の維持管理を確実に実施した。
- ・認定の手数料については、政令にて定められている。

【JNLA】工業標準化法に基づく試験事業者登録制度

○登録事業所数：212(前年比約5%増)、試験証明書198,935件

○(新規・更新)申請：63件 ○ガイダンス文書の制改正：12件

○(新規・更新)登録：44件 ○技能試験：1件

○定期検査：42件 ○立入検査：7件

- ・申請受付から登録までの期間について、全て標準処理期間(150日)内に処理した。
- ・抗菌分野(繊維)で海外日系試験所の初の登録審査を行い、海外展開の支援を行った。
- ・申請受付63件に対し、非常勤職員を40件及び外部審査員を18件と積極的に活用することにより常勤職員の事務処理時間を確保し、ガイダンス文書の改正等を効率的に実施した。
- ・JIS規格の改正情報、区分追加の要望等に対応するため、告示内容を見直し、年2回、6月と12月のJIS情報を基にそれぞれ改正案を作成し、経済産業省に提案して、同省が行う告示改正作業を支援した。直近では平成24年11月22日の登録区分改正告示に反映され、今後も順次、告示改正に反映される予定。
- ・JNLA施行15周年の節目にあたり、今後JNLAの活用が見込まれる工業会、試験機関等の関係者を招き、これまでのJNLA活用成果、産業界での更なる活用を図るための課題、消費者の立場から見た試験所認定制度に対する期待等について有識者の方々にご講演を頂き、JNLAの活用による我が国の産業競争力の強化に資することを目的としたシンポジウムを3月11日に開催した。シンポジウムではアンケート調査を行い、JNLAへの要望等について情報収集を行った。
- ・一般社団法人日本電球工業会及び一般社団法人日本照明器具工業会の委員会に参加し、国際エネルギー機関(IEA)が主導しているLED照明の品質評価に係る世界的な枠組み(IEA-4E SSL Annex)にて実施している試験所間比較をJNLA技能試験として活用するための調整や、LED関係区分拡大要望を受け、JNLAの区分の見直しを実施するとともに、省エネ法トップランナー基準においてLED電球の試験にJNLAを活用することについて、経済産業省との意見交換を実施した。
- ・登録の手数料については、政令にて定められている。

○APLAC及びILACのMRAを希望する認定事業者に対しては、MRA要件を維持するため認定基準であるISO/IEC17025、ISOガイド34の最新版を用いて103件実施した。

○認定事業者の技術能力を確認するため、JIS Q17043に基づく技能試験を実施又は外部技能試験の結果を活用した。

[平成25年度実績要約]

○法令に基づく認定業務の着実な対応により、国際基準による安全・品質の確保に貢献した。

【JCSS】計量法に基づく校正事業者登録制度

- ・全ての案件に対して、標準処理期間(150日)で処理できた。

- ・ 審査 103 件に対し、非常勤職員を 47 件及び外部審査員を 39 件と積極的に活用することによって、常勤職員の事務処理時間を確保し、登録事業者からの変更届出書 260 件について、迅速にその内容確認を行い、登録証の変更など所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実に実施した。
- ・ JCSS 創設 20 周年の節目にあたり、より一層の JCSS の利用促進を目指して、JCSS の活用事例や成果、今後の課題等について有識者による講演と登録事業者による展示会を含む「JCSS20 周年記念シンポジウム」を 12 月 2 日に開催した。事前に様々な手段によって参加を呼びかけた結果、エンドユーザー、工業会、計量関係者など 500 名以上のシンポジウムへの参加があった。特に、中小企業、工業会、地方公設試への参加を働きかけ、JCSS の普及とともに、連携を強化した。
- ・ 改正フロン回収・破壊法への対応のため、計量トレーサビリティが確保されたリーク標準（圧力）の産業界への供給体制を検討するため、JCSS 圧力分科会リーク WG を設置し、次年度の告示改正に合わせた申請受付のための準備を開始した。
- ・ 登録の手数料については、政令にて定められている。

【MLAP】：計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度

- ・ 申請者の認定有効期限日に配慮して、平成 25 年度に更新手続きを完了した 8 件は全て標準処理期間（100 日）内に処理した。
- ・ 認定事業者から 181 件の変更届が提出され、迅速に変更内容の確認を行い、認定証の変更等所要の処置を行うとともに事業所認定内容の維持管理を確実に実施した。
- ・ 申請受付 12 件全てに外部審査員または技術アドバイザーを活用した。
- ・ 個々の審査終了後、事業者に対し審査の満足度に関する調査とともに、MLAP に対する要望調査を行った。その中で、審査員による審査基準の解釈の違いについて意見が提出されたため、審査員連絡会において統一を図った。また、来年度の更新ピークを控え、2 月に審査員・技術アドバイザー連絡会を開催して審査基準の徹底を図った。
- ・ 認定の手数料については、政令にて定められている。

【JNLA】：工業標準化法に基づく試験事業者登録制度

- ・ 全ての案件に対して、標準処理期間（150 日）で処理できた。
- ・ 登録試験事業者からの変更届出書 176 件については、遅滞なくその内容を確認し、登録証の変更等所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実に実施した。
- ・ 平成 25 年 11 月 1 日付で告示された省エネ法トップランナー基準に対応する試験事業者の登録への対応のため、電気分野における審査での留意事項を取りまとめ、技術情報として公表した。その中には、電球型 LED ランプも含まれており、電球型 LED ランプのエネルギー消費効率の信頼性を確保するための技能試験プログラムの準備を行った。
- ・ 平成 26 年 1 月 22 日付で制定された特定芳香族アミンの分析に用いる国際規格 ISO 24362-1 及び ISO 24362-3 の JIS 化と試験事業者の登録に向け、特定芳香族アミン WG を設置し、技術基準、測定の不確かさガイドの検討を開始した。
- ・ 登録の手数料については、政令にて定められている。

[平成 26 年度実績要約]

○法令に基づく認定等について、審査件数は年度計画を上回り、以下のとおり認定業務を円滑かつ的確に実施。

	JNLA	JCSS	MLAP	ASNITE
審査件数（年度計画値）	87(55)	112(90)	83(80)	19
定期検査数	19	57	0	65
変更届出書処理数	193	348	150	119

○26 年度は特に産業界からの認定ニーズや法令改正に伴う認定ニーズに応じて以下の認定業務を実施。

	対象事業者	実施時期と内容	背景
①	特定芳香族アミン試験事業者	試験方法 JIS 検討段階から審査員確保、審査基準作成など体制整備し、JIS 制定と同日で JNLA 登録受付開始、3 事業者を登録	産業界からの試験所認定要望
②	LED 試験事業者	平成 26 年度施行の省エネ法改正に対応するため、JNLA 制度普及と LED 試験事業者拡大を図り、6 事業者を新規登録(さらに 2 事業者準備)	省エネ法改正に伴い JNLA の LED 試験事業者が必須
③	フロンリーク校正事業者	フロンガスの漏洩管理に不可欠なリークディテクタ等について、JCSS の校正対象機器に追加、審査基準、体制を確保して登録受付を開始	平成 27 年 4 月のフロン排出抑制法改正で漏洩管理厳格化
④	混合標準物質校正事業者	水道法改正を見据え、JCSS に混合標準物質も含めて登録申請開始	ユーザーのニーズ、平成 27 年 4 月の水道法改正対応

(2) 法令に基づく認証機関の調査

[中期計画]

工業標準化法、製品安全 4 法及び特定機器に係る適合性評価手続きの結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「特定機器相互承認法」という。）に基づいて認証機関が行う適合性の証明について、安全基準や規格基準への適合性が信頼あるものとして確保されるよう、これら法令に基づき、国内認証機関及び外国認証機関の登録のための調査を厳格かつ的確に行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

[平成 23 年度実績要約]

- 経済産業大臣及び局長からの調査指示により 10 件の JIS 法の登録認証機関の調査を実施。調査結果を大臣等に報告。
- 経済産業大臣からの調査指示により製品安全 4 法の登録検査機関の調査を実施。調査結果を大臣に報告。
- 経済産業省による電気用品安全法の調査業務実施要領策定作業に協力して NITE 案を作成し提案。
- 登録検査機関用の業務実施ガイド作成 WG に参加し、作成に協力。

[平成 24 年度実績要約]

- 工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務
 経済産業大臣及び各経済産業局長から 7 件の調査指示を受け、事業所調査 3 件、書面審査 4 件、工場立会調査 2 件及び試験所立会調査 2 件を実施し、その結果を経済産業大臣又は経済産業局長に報告した。
- 製品安全 4 法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務

経済産業大臣より 13 件（1 件外国事業所）の調査指示を受け、更新のピーク年度であるが確実に実施し、その結果を経済産業大臣に報告した。

[平成 25 年度実績要約]

○工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務

平成 25 年度の調査案件から審査基準が ISO/IEC Guide65 から ISO/IEC 17065 に変更となった本業務について、経済産業大臣及び各経済産業局長から 13 件（うち 1 件外国認証機関）の調査指示を受け、前年度の調査指示 1 件を含め、事業所調査 9 件・15 箇所（工場立会調査 9 箇所並びに試験所立会調査及び模擬試験 11 箇所を含む）及び書面審査 3 件を実施した（事業所調査 2 件は来年度実施予定）。そのうち、事業所調査 6 件及び書面審査 3 件の結果を経済産業大臣等に報告した（事業所調査 5 件は来年度報告予定）。

○製品安全 4 法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務

25 年度の調査案件から審査基準が ISO/IEC Guide65 から ISO/IEC 17065 に変更となった本業務について、経済産業大臣から 6 件（うち 2 件 ISO/IEC Guide65 での調査指示、うち 3 件外国検査機関）の調査指示を受け、これらの調査 5 件・5 箇所（試験所立会調査及び模擬試験 8 箇所を含む）を確実に実施し、4 件の調査結果を経済産業大臣に報告した（来年度 1 件実施予定及び 2 件報告予定）。

[平成 26 年度実績要約]

○工業標準化法及び製品安全 4 法に基づく認証機関に対する調査を 12 件実施。

(3) 法令に基づく認証機関等への立入検査

[中期計画]

JNLA、JCSS 及び MLAP の登録事業者又は認定事業者並びに工業標準化法、計量法、製品安全 4 法及び特定機器相互承認法に基づく登録認証機関等の法令遵守状況確認のため、経済産業大臣からの指示等に基づき、当該事業者等への立入検査を実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

[平成 23 年度実績要約]

○JNLA、MLAP について立入検査を着実に実施。

[平成 24 年度実績要約]

【MLAP】：計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度

認定後約 1 年半を迎える 25 事業所に対してフォローアップ調査を実施した。フォローアップ調査の結果、不適合のあった 10 件については是正を求め、期限内に是正されたことを確認した。

【JNLA】：工業標準化法に基づく試験事業者登録制度

試験所移転の届出に伴う試験施設の確認等を目的として、計 7 件を実施した。

【工業標準化法】

経済産業大臣から 1 件の立入検査の指示を受け、その結果を経済産業大臣に報告した。

○なお、立入検査は法に基づく行政権限の行使に該当するため、業務の性格上、民間委託・標準処理期間の設定・手数料の徴収は行っていない。

[平成 25 年度実績要約]

【JNLA】：工業標準化法に基づく試験事業者登録制度

試験所移転の届出に伴う試験施設の確認等を目的とした立入検査 6 件を実施。

【製品安全 4 法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務】

平成 25 年度は経済産業大臣からの 1 件の立入検査の指示を受け、立入検査を確実に実施し、この結果を経済産業大臣に報告した。

[平成 26 年度実績要約]

○JNLA5 件、電気用品安全法 1 件の立入検査を実施。

(4) 政策的・社会的要請に対応する認定等

[中期計画]

- ① 国民の安全と安心の確保、国内外の取引の円滑化並びにこれらを実現するための社会基盤である計量・計測の信頼性を確保するための政策的・社会的要請に効果的に対応する認定制度である製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）について、迅速かつ柔軟に運用する。新規分野での認定ニーズについては、産業界や試験事業者等の関係者との情報交換や交流を行うことにより、常に技術の動向や標準化・規格化等の動向について調査を行い、その結果に応じて ASNITE において、新規認定分野の認定プログラム開発を行う。特に計量標準へのつながりを証明する校正事業者の認定ニーズについては、JCSS による対応とそれを補完する ASNITE により、適切に対応する。
- ② ASNITE 認定業務において、審査案件ごとに審査チームを速やかに編成し派遣するとともに、評定委員会を適時開催することにより、迅速かつ効率的に業務を実施する。また、申請者の利便性を向上するためのガイダンス文書を作成し公表する。さらに、ASNITE を効果的に運用するため、顧客サービス向上及び認定ニーズ把握のための調査を行い、適切に ASNITE に反映する。

[平成 23 年度実績要約]

- 法令に基づく認定制度では対応できない新たな認定ニーズに迅速・的確に応えるため、製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）による認定を実施。
- 鉄道システムの設計から製造までを対象とした認定プログラムを開発し、国内企業による鉄道システムの海外進出を支援。
- 我が国における IC カードセキュリティ評価制度の構築及び国際規格に基づく暗号モジュール試験認証制度の普及に対応。海外評価機関に依頼していた国際規格に基づく IC カードセキュリティ評価が国内評価機関で実施可能となり、国内企業の海外進出、コスト削減に貢献。また、米国、カナダとの暗号モジュール試験認証制度の相互承認に向け、認定プログラムを開発し、国内企業の海外進出を支援。
- 先端ナノテクノロジー分野での利用が期待されるナノスケール（形状測定器）の新規認定により、ナノ領域までの長さ標準供給体制を整備。
- 計量・計測の信頼性確保のため、放射能・放射線測定に係る試験所認定作業を開始。排出ガス、粉じん、水、土壌、廃棄物の放射能測定、並びに土壌、廃棄物の空間放射線測定に係る試験所認定に向け技術分科会を立ち上げ、認定区分、要求事項等の検討を開始した。
- 東日本大震災に被災した産総研の被災状況の利用者への情報提供により、利用者の特例省令の届け出の要否検討等利便を図った。

[平成 24 年度実績要約]

- 法令に基づく認定制度では対応できない新たな認定ニーズに迅速・的確に応えるため、製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）による認定を実施。
- 法令に基づく認定業務や認証機関の調査等が年々増加する中、外部リソースの活用などにより常勤職員の事務処理時間を確保するなど、これらの業務を効率的に実施することで、常勤職員を投入して ASNITE 認定業務を実施した。なお、認定手数料については、認定に係る政令手数料を基に必要な実費を手数料の額として設定している。
- JCSS 事業者等からの認定ニーズに基づき、前年度認定審査の準備を行い申請を受け付けた ASTM 規格（米国）による一軸試験機の現地校正を認定し、日本企業の海外展開をサポートした。
- JICA プロジェクトに基づき、NIMT（タイ国立研究所）の認定を 5 月に完了し、TISI（タイ国認定機関）への移管を完了した。
- 事業者等からの認定対象範囲拡大の要望を踏まえ、前年度改正した認定対象区分表の範囲拡大審査（医用電気機器及びエネルギースタープログラム⁵¹）を行い、認定を行った。
- 国内におけるスマートカードを含む IC チップ搭載製品⁵²の安全性確保に必要、かつ、今後の同製品の海外展開に貢献が期待される新規 IT セキュリティ先端分野で、国内初のセキュリティ評価・試験機関を認定。国内認証機関（IPA）による、国際スキームに基づく製品認証、登録が可能になった。
- 国内企業支援のため、海外評価機関による IC カードセキュリティ評価から国内評価機関による評価制度の構築及び国際規格に基づく暗号モジュール試験認証制度の米国、カナダとの相互承認に向け、「コモンクライテリア評価ハードウェア（スマートカード等）」、「暗号モジュール試験暗号ハードウェアモジュール」、「システム LSI 侵入テスト」の 3 つの区分を新規に制定した。
- 前年度に鉄道システムの海外進出を支援するため、設計から製造までを対象とした鉄道システム認証に向け新規認定区分を設定し、平成 24 年 9 月に国内初の認定をした。経済産業省及び国土交通省とも連携・調整しつつ、国内初の認定である旨のプレスリリース・プレスレクを実施した。

[平成 25 年度実績要約]

- 法令に基づく認定制度では対応できない新たな認定ニーズに迅速・的確に応えるため、製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）による認定を実施。なお、認定手数料については、認定に係る政令手数料を基に必要な実費を手数料の額として設定している。
- 環境放射能測定に係る認定区分について、平成 25 年 3 月及び 5 月の環境省の公定法（ガイドライン）の改正を踏まえ、独立行政法人国立環境研究所、産業技術総合研究所等の協力を得ながら特定要求事項を制定・公表し、6 月 20 日から当該認定区分の受付を開始した。平成 25 年度は 4 事業者の申請を受付し、4 件全てを認定した。
- 政府のグローバル認証業務支援等政府の政策ニーズに対応した新規業務開拓の可能性を探るべく、また、既存の認証スキームの利用可能性・事業拡大・運営の方向性を検討するため、下記の会合に出席して適宜提案及び情報収集を行った。
 - ・ 経済産業省から三菱総合研究所への委託事業であるグローバル認証基盤研究会に参加した。（3 回）
 - ・ グローバル認証整備事業“再生医療の実用化・産業化に関する研究会”のうち、細胞培養加工施設基準

⁵¹ 米国エネルギースタープログラム：米国環境保護庁（EPA）が運営する省エネルギー促進のための環境ラベリング制度。

⁵² パスポート、運転免許証、ID カード、銀行系カード等広く普及

WG（8回）、細胞加工装置・機器基準WG（4回）に参加した。

- ・ 経済産業省から一般社団法人微細気泡産業会（FBIA）への委託事業であるファインバブルに関する認証システム基盤整備事業において、FBIAが開催する認証事業委員会に参加。（4回）

○大型蓄電池システムプロジェクトチームの活動を開始した。

[平成26年度実績要約]

○法令に基づかない認定ニーズにASNITEで的確に対応。特に、鉄道分野の拡大に向けて体制の整備を開始。

2. 中核認定機関としての信頼性の向上等

[中期目標]

我が国の中核認定機関として、国際規格に適合したマネジメントと透明性を確保し、また、職員の技術的能力を高めること等により、信頼性の向上を図る。

(1) 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関運営

[中期計画]

- ① 国際規格（ISO/IEC17011：認定機関に対する一般要求事項）に適合したマネジメントシステムを維持し、認定に用いられる技術基準等をインターネットを通じて公開すること等により透明性を確保するとともに、年1回の内部監査及びマネジメントレビューや事業者に対する審査・検査の満足度調査を実施し、それらの結果を踏まえて認定機関の運営を改善する。
- ② 技術的信頼性の高い認定機関として、独立行政法人産業技術総合研究所等（以下「研究所等」という。）の外部機関とのネットワークを強化し、高度な技術的専門性を有する審査員の増強を図るため、研究所等の外部機関職員を主な対象とした審査員資格取得に係る講習会、訓練等を実施する。
- ③ 職員の認定機関要員としての資質向上、技術力強化のため、内部研修を実施するほか、研究所等の外部機関、海外認定機関等での研修に参加する。
- ④ 地域機関（APLAC、PAC）及び国際機関（ILAC、IAF）発行のマネジメント及び技術文書の作成及び国際標準化機関（ISO/CASCO）に係る規格作成・改正作業、国内規格（JIS等）策定等に参画し、これらの文書を認定センターのマネジメント文書等に適切に導入することにより、国際レベルでの信頼性を維持する。

[平成23年度実績要約]

- 国際規格に適合したマネジメントシステムを維持するため、マネジメントシステム文書の見直しを行い、53文書を改正、16文書を新規に制定した。
- 審査員への情報提供、最新の技術文書の閲覧等を目的とし、審査員専用ホームページを創設し、情報共有の強化を図った。
- 事業者に対する審査・検査の満足度調査結果136件の内容を分析し、マネジメントシステム、審査手法の改善に活用した。また、分析結果は審査員連絡会で情報提供を行った。
- 業務運営の信頼性確保のため、製品安全4法業務もISO/IEC17011に基づく管理体制に変更し、内部監査及びマネジメントレビューの対象とした。
- 審査員を養成するための審査員研修を開催し、外部試験所・研究所の職員を中心に計8名の審査員を確保した。また、技術専門性を強化するため、新たに62名の技術アドバイザーを確保した。
- 外部講師を招き認定研究会を計3回（技能試験関連国際規格・文書、計量計測分野の最新動向等）開催し、延べ100名の職員が参加し、資質向上、技術力強化を図った。

- 国際／国内規格への整合性の確保等として、APLAC 技能試験の国内事務局として貢献した。
- 国際規格（ISO/IEC 17020、17043、17065 及び 17067、Guide34）の制定・改正に係る委員会に参画し、国内コメントの作成及び JIS 原案作成に貢献した。特に、Guide34 は最終 JIS 原案作成事務局を務めた。
- その他、計量関連国際ガイド委員会（JCGM）会合に委員として出席し、国際技術文書の見直しに貢献した。また、国際エネルギー機関 SSL（LED）分科会主査として作業グループを運営し、LED の国際標準化活動に貢献した。

[平成 24 年度実績要約]

- 国際規格（ISO/IEC17011）に適合したマネジメントシステムの維持と適切な業務遂行のため、また PAC-MLA 評価対応での製品認証機関認定マネジメントシステムの国際統合化のための見直し等、63 文書の改正及び 11 文書の新規制定を行った。（現時点でのマネジメントシステム文書数は 233）。
- 内部監査は年 1 回実施し、JIS 法調査業務（JASC）、製品安全 4 法業務を含む全プログラムについてマネジメントシステムが適切に維持されているかを確認した。内部監査の結果、指摘のあった 33 件の不適合事項及び 9 件の懸念事項に対して速やかに是正し再発防止処置を徹底し改善した。
- 鉄道分野の製品認証機関の認定による鉄道インフラ輸出への貢献について、経済産業省、国土交通省と連携してプレス発表、ホームページ掲載を行った。
- 外部審査員向け研修を 2 回実施し、外部機関職員 25 名が参加した。その結果、計 23 名の技術的専門性の高い外部審査員を確保した。なお、当該研修には 8 名の内部職員が参加している。
- 認定に関する情報提供と審査レベルの平準化を図るため、審査員連絡会を 2 回開催した。第 1 回目は東京、大阪で別々に開催したが、第 2 回目はより効率的、効果的な連絡会とするため、審査員を一堂に集めて東京で開催し、延べ 366 人が参加した。
- 平成 24 年度職員研修計画に基づき、認定プログラム共通の内部研修を計 5 回実施し、認定機関要員としての資質や技術力の向上を図った。
- 国際規格（ISO/IEC17065 及び 17067）の制定・改正に係る国内ミラー委員会及び JIS 化検討委員会に参加し、IAF での両規格の取扱い、移行方針等の国際的動向に係る情報の説明、提供を行った。
- IAF/ILAC 合同総会及び関連会合（MLA 管理委員会、専門委員会、越境認定、製品認証、審査員教育 WG）に参加し、ISO/IEC17065 移行に関する IAF 文書作成提案等積極的に貢献した。また、PAC 総会及び関連会合に参加し、年間活動を通じ、PAC 文書作成等に積極的に貢献した。

[平成 25 年度実績要約]

- 国際規格（ISO/IEC17011）に適合したマネジメントシステムの維持と適切な業務遂行のため、また PAC-MLA 評価対応での製品認証機関認定マネジメントシステムの国際統合化のための見直し等、65 文書の改正、8 文書の新規制定及び 10 文書の廃止を行った。（現時点でのマネジメントシステム文書数は 234）。また、申請・認定事業者に対する要求事項である技術基準文書等は制定・改正後速やかにホームページ上で公開し、透明性を図った（53 件）。
- 認定制度の全体的な運営に関して、認定センター所長に対する助言機関である「認定業務諮問委員会」を開催し、認定センターの運営方針、活動計画、公平性確保の分析結果等を審議し、国際規格に適合した認定機関としての信頼性の維持・向上を図った。
- 平成 24 年度のマネジメントレビュー（所長による業務の見直し）の所見を踏まえ、25 年度は認定センター内に「業務運営体制強化 PT」を設置し、認定業務の事務軽減・効率運営に効果のある検討課題を選定し、

認定プロセスの見直しを実施した。25年度は、認定センター職員からの認定プロセスに係る業務改善提案を踏まえ、①登録証(認定証)作成の事務効率化、②書類審査の効率化、③審査員、委員管理業務の改善の3テーマについて検討を進めた。

- 顧客(申請・認定事業者)の要望を把握し、マネジメントシステムの改善に資するため、個々の審査・検査終了後、事業者に対し審査・検査の満足度に関する調査及び認定機関に対する要望調査を実施した(回答323件、回収率80%)。審査に対する不満等個別対応が必要な事項については、速やかに関係者から状況を聴取し、審査時の応対等の不満の根本原因を調査し必要な措置をとった。また、満足度調査結果は集計、分析を行い、審査員教育に資するために審査員連絡会等で報告するとともに、業務運営改善の必要性の検討材料の一つとしてマネジメントレビューでも報告した。
- PAC/MLAへの加盟、IAF/MLAへの加盟、JCSS20周年記念シンポジウム開催及び特定芳香族アミンについての4件のプレス発表、ホームページ掲載を行った。
- 審査員養成研修を2回実施し、外部機関職員28名が参加した。その結果、計16名の技術的専門性の高い外部審査員を確保した。
- 技術専門性を強化するため、技術アドバイザーを新たに14名確保し、審査員及び技術アドバイザー全体で410名となった。
- 平成25年度職員研修計画等に基づき、認定プログラム共通の内部研修を計8回実施し、認定機関要員としての資質や技術力の向上を図った。(認定研究会6回、新規認定機関要員対象研修2回)
- 平成25年度は特に内部コミュニケーション増強と基礎力強化を意図し認定研究会の開催を強化し、6回(内部職員・客員調査員によるISO/IEC17011の解釈、製品マークの基礎、IECEE/CBスキーム、各認定プログラムの基礎、若手職員による業務改善プレゼンテーション、海外機関の動向等)で、認定センター以外の機構参加者も含め延べ219名の職員が参加した。認定センター職員は認定機関の運営基準であるISO/IEC17011の解釈、機構参加者では共通課題である業務改善テーマに高い関心が寄せられ、次年度の継続開催要望も多く、当初の研究会の開催目的を達成することができた。
- 認定業務リスクへの対応については、これまで蓄積してきた対応事例を基にして重大と考えるリスクを抽出し、それらのリスクと対応策を記した一覧表「認定業務におけるリスクと対応策」としてとりまとめ、職員がいつでも参照できる状態とし、新たなリスクが発生した場合は随時更新を行った。

[平成26年度実績要約]

- 国際規格に適合したマネジメントシステムの維持、国際相互承認の堅持により技術的信頼性の高い認定機関運営を実施。

(2) 国際的信頼性維持・向上等

[中期計画]

- ① APLAC 及び ILAC の相互承認 (MRA) を維持するため、APLAC 評価チームによる再評価を継続的に受審する。
- ② 海外認定機関との協力体制の強化、MRA 自体の信頼性向上及び国際的な地位の維持・向上を目的とし、海外の認定・認証制度等の調査を行うとともに、APLAC 及び ILAC の会議への参加や重要ポストの獲得、MRA 評価員の派遣など、各種国際活動を行う。
- ③ 太平洋認定協力機構 (PAC) 及び国際認定フォーラム (IAF) の相互承認協定 (MLA) に参加して、製品認証機関を認定する機関としての適格性を確保する。さらに MLA 署名後、PAC 評価チームによる評価を受審して、MLA を維持する。
- ④ 国内の認定制度の信頼性及び技術レベルの向上を図るため、機構が事務局を担っている日本認定機関協議会を活用して、国内の認定制度の運営の経験を共有するとともに、国内の認定機関間における人的資源の効率的活用や国際的な場での対応方針の統一を目指すことを目的として、認定・認証等に関する国内外の動向等の情報共有を行う。また、技術情報セミナーにおいて認定・認証制度等の普及、啓発を行う。

[平成 23 年度実績要約]

- APLAC 及び ILAC の相互承認 (MRA) を維持するため、4 年に 1 度の APLAC による再評価を受審。その結果、不適合はなく、提示された懸念及びコメントに対する対応を実施 (24 年 6 月の評議会を経て MRA は維持できる見込み。)
- 4 年前と比べ約 1.4 倍の認定事業者管理を実施しながら、現有リソースで新規に PAC-IAF 相互承認準備と並行的に APLAC 再評価に対応した。
- 海外認定機関との協力強化、国際機関等での地位向上
 - ・ APLAC ニュースを責任編集、発行し、100 を超える海外機関に配付した。
 - ・ APLAC 技能試験委員会議長として、委員会の運営、技能試験報告内容の審査を行い、MRA 自体の信頼性確保に大きく貢献した。
 - ・ 海外 3 認定機関の APLAC/MRA 評価に評価員 (うち 1 件はチームリーダー) として積極的に貢献した。
 - ・ 海外認定機関の審査員を対象とした標準物質生産者認定に関する技術研修を企画、主催し、MRA 署名 2 認定機関から 5 名の参加があった。
- 製品認証機関を認定する機関としての国際整合性を確保するため、PAC 及び IAF の正式会員の地位を獲得するとともに、相互承認協定 (MLA) に参加するための評価準備を行い、申請を行った。なお、平成 24 年 5 月末に PAC 評価チームによる MLA 評価を受審する予定。
- 国際機関への人的・技術的貢献
 - ・ APLAC については、MRA 評議会、総会及び技術委員会等の関連会議に参加するとともに、全ての委員会及び分科会への委員の提供及び各委員会活動への参加、委員会ドラフト案へのコメント提供等を行った。また、ILAC については、認定委員会、総会及び相互承認委員会等の関連会議に参加し、いずれも MRA の信頼性確保に貢献した。
- 日本認定機関協議会 (JAC) の活動
 - ・ 製品認証機関の認定基準として ISO/IEC Guide 65 を採用している他省庁規制当局も含めた WG を開催し、後継規格となる ISO/IEC 17065 の説明、基準解釈の整合化を図った。
 - ・ 認定センターが実施した審査員研修に JAC メンバーから講師を派遣、また JAC メンバーの組織から研修生を受入れ、審査員研修の共催を実施した。

[平成 24 年度実績要約]

- 平成 23 年 12 月に再評価を受審後、平成 24 年 6 月の APLAC/MRA 評議会にて、附帯条件なく APLAC/ILAC-MRA の継続更新（試験、校正、標準物質生産者分野）が承認された。
- APLAC 技能試験委員会議長職を継続確保し、APLAC 技能試験事業を運営管理することで主体的に貢献するとともに、APLAC 技能試験委員会議長として ILAC、欧州認定協議会技能試験会合等に出席し、プレゼンテーションを行う等成果の普及、啓発に貢献した。
- 評価員として海外 3 認定機関の APLAC/MRA 評価（うち 1 件はチームリーダー）を実施し、相互承認評価活動に貢献した。また、ILAC 評価チームリーダーとして 1 人を派遣し、これまでで最多の評価活動への貢献を実施することで、APLAC、ILAC におけるプレゼンスを強化した。
- 年度当初の計画外であるが、ベトナム認定機関からの要請により職員 2 人を派遣し、同認定機関の技術能力開発及び両国機関との関係強化に貢献した。
- JICA プロジェクト「ベトナム電気電子製品認証機関認定研修」研修生 3 人の受け入れに協力し、8 月 27 日から 7 日間の研修に講師 3 人を派遣した。
- PAC-MLA の評価受審について、4 月までの書類審査後、5 月末に PAC-MLA 現地評価を受審。その後、指摘事項（不適合 4 件、懸念事項 6 件）に係る回答を準備後、評価チームとその内容について検討するとともに、関連してマネジメントシステム文書の改正等を行い、マネジメントの強化を図った。（平成 25 年 5 月の PAC 総会で MLA 署名実現）
- 4 月～5 月の IAF 会合（MLA 管理委員会会合、専門委員会会合等）、6 月の PAC 総会及び関連会合に出席し、会合中の審議、文書改正作業に貢献した。また、これらの活動を通じて、認定センターの認知度を高めた。加えて、PAC からの要請により、PAC 加盟機関相互評価に係る評価員候補者の推薦（4 人）を行い、必要な研修を受講し、名簿に登録した。
- APLAC/ILAC 投票案件に対しては、認定センターが国内 3 認定機関（IAJapan、JAB、VLAC）を代表して機関間の調整を行い、APLAC/ILAC に回答する等、日本認定機関協議会（JAC）事務局として主導的な活動を継続した。

[平成 25 年度実績要約]

- 平成 24 年 6 月の APLAC 承認後、課題とされた定期検査の実施周期等については引き続き内部監査等で確認し、国際規格に適合したマネジメントシステムを維持した。
- APLAC 全委員会（技術、教育、広報、技能試験、MRA 評議会）及び ILAC 関係委員会（相互承認、評定、技能試験、広報）への委員登録を継続するとともに各委員会活動への協力（委員会レベルでの指針等文書草案作業等）及び会合に出席し、適宜発言等することによって活動推進し、海外認定機関との協力体制の強化、MRA 自体の信頼性向上及び国際的な地位の維持・向上を図った。
- APLAC 技能試験委員会議長職を継続確保し、APLAC 技能試験事業を運営管理することで主体的に貢献するとともに、APLAC 技能試験委員会議長として ILAC、欧州認定協議会技能試験会合等に出席した。
- 平成 24 年度から引き続き、PAC 評価最終報告書の内容に関して PAC 評価チーム及び PAC 事務局、相互承認委員会等と必要な連絡・調整を行い、6 月の PAC 総会及び関連会合にて PAC/MLA 加盟、また 9 月には IAF/MLA 加盟を果たし、10 月の IAF 総会及び関連会合において署名した。
- 日本認定機関協議会（以下「JAC」という。）の活動において、JAC 傘下の試験所認定機関協議会（以下「JLAC」という）で技術情報セミナーの準備に係る検討など計 7 回の会合を行い、7 月 24 日にセミナーを開催した（195 名参加）。25 年度は「認定で広げよう世界の貿易」をテーマとして ILAC 議長を招聘し、「ILAC 及び世界の認定事情と米国における ILAC/MRA 活用事例」について基調講演を行うとともに、「日本の試験

所・校正機関認定の活用事例」、「ヨーロッパやアジアにおける認定試験所の活用事例」、「試験所・校正機関認定制度に期待するもの」についての講演を行った。

○2月のIAF/ILAC合同広報委員会招聘の際に同委員会議長を招聘して、2月10日に英国認定機関UKASが中心となって調査を行った「認定の経済効果」に関する講演をJACメンバーに対して開催した(51名参加)。

[平成26年度実績要約]

○APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)に技能試験委員会議長として参加し、国際評価活動に審査員を派遣するなど信頼を向上。

○平成26年度は特に、APLAC広報委員会議長及びPAC(太平洋認定協力機構)の製品認証ワーキンググループの主査を獲得。

○さらに湾岸協力理事会認定センター(GAC)と認定分野の協力に関して、日本の関係認定機関のイニシアティブをとって推進。今後の相互承認を念頭に覚書(MOC)を締結。

3. 標準物質に係る情報提供

[中期目標]

標準物質については、試験・校正事業者等に信頼性の高い情報を提供するとともに、標準物質総合情報システム(RMinfo)への情報入力を自ら行うことができる事業者を経費の増大を招くことなく拡大する。

なお、上記業務については、「第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)」において新たな知的基盤整備計画の策定が求められたことを踏まえた所要の検討がなされたため、平成26年3月31日までに当該業務の全部を産業技術総合研究所へ移管する。

[中期計画]

① 標準物質を登録した国際データベース(COMAR)の運営の国内事務局として、登録基準に適合した我が国の標準物質を中央事務局に登録申請するとともに、国際標準物質情報を広く提供する。また、COMAR運営会議に出席して国内の意見を運営に反映させる。

② 標準物質総合情報システム(RMinfo)による情報提供をインターネット等により適切に行うとともに、同システムへの情報入力を自ら行うことができる事業者の拡大を図るための働きかけを行いながら、当該システムの適切かつ効率的な運用管理を行う。

なお、上記業務については、「第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)」において新たな知的基盤整備計画の策定が求められたことを踏まえた所要の検討がなされたため、平成26年3月31日までに当該業務の全部を産業技術総合研究所へ移管する。

[平成23年度実績要約]

○標準物質情報委員会の了承を得た新規認証標準物質及び既登録の認証標準物質で新たに委員会の承認を得た計31件の情報を国際標準物質データベース(COMAR⁵⁵)に登録した。登録総数は1,486件となった。また、登録情報の内容修正などを約250件実施した。

○標準物質情報データベース(RMinfo)のデータ登録事業者(50事業者)に更新情報に関するアンケートを

⁵⁵ COMAR: 標準物質を登録した代表的な国際データベースの略称

送付し、登録内容についての調査を行った。

- 新規登録事業者は2件増の52事業者。登録総数は7,558件（平成22年度7,528件）。
- 初期登録のデータの記載内容について見直しを実施し、約1,000件のデータを修正して、データの信頼性向上を図った（平成22年度422件）。
- 全てのデータ登録事業者（50事業者）に登録情報などを自ら入力することについての事前調査を実施。関心の高い事業者に対して協力についての具体的な依頼を実施した結果、3事業者の協力を得た。

[平成24年度実績要約]

- 11月に標準物質情報委員会を開催し、標準物質情報委員会の了承を得た新規認証標準物質及び既登録の認証標準物質で新たに委員会の承認を得た計64件をCOMARデータベースに新規登録するとともに、136件の変更登録を行った。登録総数は1,483件となった。
- 全てのデータ登録事業者（52事業者）より得た標準物質登録データの更新の有無に関する情報を元に、1,110件のデータ更新を行い、データの信頼性向上を図った。登録総数は7,772件。また、認定センターの働きかけにより、自ら情報入力ができる2事業者については平成24年度のデータ修正等を自ら実施し、その修正内容を認定センターで確認し公表を行った。
- 更なる運用管理の改善を図るため、他の主体への移管を含めた運用管理の見直しについては、経済産業省、産業技術総合研究所及び技術サポート事業者と複数回の打ち合わせを行い調整した結果、平成25年10月に産業技術総合研究所に業務移管することとなった。

[平成25年度実績要約]

- 標準物質に係るデータベース（COMAR及びRminfo）に関して、適切なデータ更新を行った。
- 更なる運用管理の改善を図るため、年度半ばに産業技術総合研究所へ移管されることとなっていたが、その具体的作業内容について経済産業省、産業技術総合研究所及び技術サポート事業者と綿密に打ち合わせを行いながら慎重に作業を実施し、平成25年10月に産業技術総合研究所に業務移管を完了（9月末日をもって機構におけるシステム運用を停止）した。

平成25年度をもって中期目標を達成。

【適合性認定分野】

主要なアウトプット（アウトカム）情報						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終 年度値等）	23年度	24年度	25年度	26年度
設定なし	—	—	—	—	—	—

主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額（支出額）（千円）	7,415,375の内数	8,417,379の内数	9,526,907の内数	22,542,448の内数
決算額（支出額）（千円）	6,993,351の内数	7,309,699の内数	7,706,062の内数	17,452,832の内数
経常費用（千円）	906,139	942,780	964,238	1,173,676
経常利益（千円）	901,344	943,032	966,177	1,169,937
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—

II. 業務運営の効率化に関する事項（第三期中期計画のII. に相当）

[中期目標]

機構は、これまで限られたリソースの下で、業務の見直しを繰り返し進めるとともに、組織全体で高度な専門的人材の複層的活用を進め、内部統制の充実・強化に先駆的に取り組むことにより、効果的、効率的な組織運営に努め、社会的な要請、行政ニーズ等に柔軟に対応することを可能としてきた。

第三期中期目標期間においては、上記II. に掲げる事項を実施するとともに、効率化による経費の削減等を図ることにより、業務運営の効率化に更に取り組んでいくものとする。

なお、その際、業務運営の効率化に努めることへのインセンティブの付与について検討する。

[自己評価：A]

平成23年度から平成25年度の評定は、経済産業省独立行政法人評価委員会において、5段階評価(AA, A, B, C, D)により平成23年度はA(4点)、平成24年度はA(4点)、平成25年度はA(4点)とされた。また、平成26年度の自己評定はA(4点)とした。したがって、これら4カ年の平均として、第3期中期目標期間の自己評定はA(4.00点)とした。

[第3期中期目標期間を通じて達成した実績]

○業務の電子化の推進

NITE 業務・システム最適化計画（平成20年3月31日運営会議決定）に引き続き、NITE-LAN システム最適化計画（平成20年3月31日運営会議決定、平成24年12月改定）を策定し、これに従い国の行政機関の取組に準じた新たなNITE-LAN システムを調達した。新たなNITE-LAN システムでは、これまで各部門において分散運用していた業務サーバを企画管理部情報システム課が管理を行う部門システム用サーバへ集約することにより各部門による情報システムの運用業務を軽減した。さらに、仮想化技術を用いたプライベートクラウドサービスを導入して情報システムの一括管理を実現することにより、企画管理部情報システム課の業務も効率化した。さらに、一般職員に関しては電子申請（ワークフロー）を導入して業務効率化を図り、タブレット型PCを増台（15台→30台）してペーパーレス化を推進するとともに、在席表示機能により電光掲示板を廃止し費用を削減した。

新たなNITE-LAN システムの調達に先立ち、外部からのアクセスを常時(24時間365日)監視を行う仕組みを新たに導入し、これを運用することにより情報セキュリティ対策の向上を図った。また、IT 調達の透明性、公平性の確保を図るため、CIO 補佐官を活用し、情報システム政府調達審査会の中で、調達仕様書の審査等を実施した。

○情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ教育及び情報セキュリティ自己点検：毎年度、全職員を対象とした e ラーニングによる情報セキュリティ教育を実施した。休職・長期出張等のやむを得ない理由により受講できない者を除く全員が年度内に受講した。あわせて、標的型メール訓練を毎年1回以上実施した。また、全職員を対象にWEB アンケート形式による情報セキュリティ自己点検を実施した。休職・長期出張等のやむを得ない理由により実施できない者を除く全員が年度内に実施した。
- ・情報セキュリティ監査：毎年度、情報セキュリティ監査を実施した。
- ・情報管理台帳のアップデート：毎年度、情報セキュリティ管理台帳のアップデートを実施し、脆弱性情報等の発表があった場合には、直ちに調査できる体制を維持した。
- ・経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議への参加：平成25年度以降本連絡会議に出席し、国や

他独法の情報を収集・共有することによって、情報セキュリティインシデントにつながりそうな状況が発生した場合には、直ちに対応が取れる状態を維持したするとともに、機構の情報セキュリティ対策に活用した。

また、平成 24 年 9 月に NITE の公開サーバが不正アクセスされたことを受け、平成 25 年度以降は以下のとおり情報セキュリティ対策を強化した。

- ・不正アクセス対策：24 時間 365 日の不正アクセスに対するリモート監視と日々の脆弱性情報を確認しつつ NITE-LAN システムのセキュリティ向上を図った。
- ・公開サーバの情報セキュリティ診断：毎年度、全ての公開システムの情報セキュリティ診断を実施した。
- ・公開サーバ緊急連絡訓練：公開システムのインシデントを想定し、毎年度緊急連絡訓練を実施した。

そのほか、平成 23 年度から平成 26 年度の業務実績は以下のとおりである（経済産業省独立行政法人評価委員会での報告内容及び平成 26 年度業務実績の要約）。

1. 効率化による経費の削減／人件費の適正化

[中期目標]

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングや外部人材活用等により、業務運営コストを縮減する。

特に、運営費交付金を充当する業務については、業務経費について、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から、第三期中期目標期間中、平均で前年度比 1%以上の削減を行うとともに、一般管理費については、自己評価を厳格に行った上で、同期間中、平均で前年度比 3%以上の削減を行う。

また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。

役職員の給与水準については、手当も含め、国家公務員の給与水準も十分考慮し、その在り方を検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組み状況を公表する。

また、総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で人員について 5%以上の削減を行う取組みについて、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、平成 23 年度までその総人件費改革の取組みを継続する。

[中期計画]

中期目標で示された一般管理費（平均で前年度比 3%以上削減）、業務経費（平均で前年度比 1%以上削減）及び人件費に係る削減目標を達成するとともに、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、運営費交付金の増大を抑制する。

給与水準については、平成 21 年度における対国家公務員指数（年齢勘案 105.2、年齢・地域・学歴勘案 97.6）に鑑み、第三期中期計画期間中においても引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組む、国家公務員に準じた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果や取組み状況を公表する。

これまでも機構は、人的、資金的制約が厳しくなる中、社会的要請や行政ニーズ等に的確に対応していくた

め、アウトソーシングを積極的に進めてきた。今後も、外部委託を行うことによって、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか、引き続き検討を行い、一層の効率化を推進する。

化学物質管理分野については、リスク評価等に必要な情報の整備に際しては、アウトソーシングや外部人材活用などによる一層の効率化を進める。

[平成 23 年度実績要約]

(1) 効率化目標の達成状況

- 第三期中期目標期間の初年度である 23 年度は、22 年度を中期目標期間中の前年度とみなし、両年度の決算報告書における業務経費及び一般管理費の比較を行った。
- 運営費交付金を充当した業務経費については、22 年度 7,019,790 千円に対し 23 年度 5,745,063 千円と対前年度比 18.2%の支出減となり、効率化目標を達成している。
- また、一般管理費については、内部統制及び情報セキュリティ対策の強化に加え、東日本大震災に係る庁舎被害復旧等の対応が重なり、22 年度 919,921 千円に対し 23 年度 923,975 千円と対前年度比 0.4%の支出増となった。
- なお、東日本大震災に係る対応に割いた人件費 (28,382 千円) 及び経費 (3,276 千円) を除けば、23 年度の一般管理費は 892,317 千円と対前年度比 3.0%の支出減となっている。

(2) 給与水準

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、平成 24 年 1 月 1 日の常勤職員数を第一期末(平成 17 年度末)の 94%以下に抑制するという目標の達成に向けて、退職予定者数を踏まえた計画的な人員削減を継続した。その結果、平成 24 年度末の常勤職員数は 397 人となり、平成 17 年度末に比べ 27 人減(6.3%減)となった。

○役職員の給与等の水準の適正化

特定独立行政法人であり、給与法に準じた給与体系を設定している。

○給与等の実績

国の給与体系をほぼ踏襲しているため、国家公務員との比較における水準は適正なものである。

ただし、地域手当の支給率が高い大都市圏に職員が集中しているため、国家公務員等の平均の比較では、若干高めの水準になる傾向がある。

(3) アウトソーシング

これまで、社会的要請や行政ニーズに的確に対応するための業務の効率化を図る観点から、外部委託等を積極的に行っている。今後も、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか、引き続き検討を行い、一層の効率化を推進することとしている。

(製品安全分野)

- 製品事故調査員として全国で、調査能力を有する外部の技術的専門家(製造事業者 OB、消防機関 OB、検査機関 OB 等)を 33 名委嘱し、製品安全業務の事故情報の調査・分析において、外部人材の積極的な活用を図った。

(化学物質管理分野)

- 専門的なスキルを有する非常勤職員と派遣職員を活用することにより、スクリーニング評価、リスク評価に用いる性状データをデータベースなどの情報基盤として整備するために、データ形式を整合(クリーニング)させるための作業マニュアルを作成し、23 年度のスクリーニング評価に用いる性状データのクリーニングを効率的に実施した。

(バイオテクノロジー分野)

○業務の一層の効率化の観点から、実験器具洗浄工程及び微生物培養のための培地作成業務の外部委託を実施した。また、シュードモナス属細菌等 6 菌の塩基配列の決定について、自ら追加実験は行わず、オプティカルマッピングによるゲノム配列の検証実験を外注して、解析期間の短縮とコスト削減を図った。

(適合性認定分野)

○外部審査員を 15 名確保し、22 年度までに確保した外部技術審査員とともに審査に活用した。

(講習業務)

○大都市圏である東京、名古屋及び大阪の受講会場は、同地を勤務地とする近郊の他県在住者の受講が多いという講習需要の実態から、大都市での開催回数を十分確保する一方で、地方都市での受講にも不便を来さないよう開催計画を作成し、安価で利便性のある講習会場を確保する業務をアウトソーシングし、業務遂行の状況についても適宜確認した。

[平成 24 年度実績要約]

(1) 効率化目標の達成状況

○業務経費

運営費交付金を充当した業務経費については、平成 23 年度 5,745,063 千円に対し平成 24 年度 6,118,709 千円と対前年度比 6.5%の支出増となっているが、給与削減特例法による影響 186,960 千円、前中期目標期間繰越積立金財源支出 491,814 千円、IPOD にかかる新規業務費用 109,497 千円及び J-CHECK 改ざん対応 17,134 千円を考慮すると、平成 24 年度の業務経費は 5,687,225 千円となり前年度比 1.0%の支出減となっている。

○一般管理費

平成 23 年度 923,975 千円に対し平成 24 年度 869,435 千円と対前年度比 5.9%の支出減となった。なお、給与削減特例法による影響 45,644 千円、前中期目標期間繰越積立金財源支出 12,359 千円、東日本大震災に係る庁舎被害復旧等 7,081 千円及び J-CHECK 改ざん対応 421 千円を考慮した場合、平成 24 年度の一般管理費は 895,218 千円となり、前年度比 3.1%の支出減となっている。

(2) 給与水準

○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、平成 18 年度から平成 23 年度まで実施した取組みを踏まえ、平成 24 年度から第三期中期計画期間の終了（平成 27 年度末）までの人件費削減の目標設定および実行計画を策定した。

○その目標設定は、第一期末（平成 17 年度末）の 95%以下に抑制した第二期末（平成 22 年度末）の常勤職員数を基本とし、新たに発生する業務または増大が見込まれる業務に対して、人材の効率的・有効活用、最適配置を図ることとする。また、国家公務員に準じた人件費削減に取り組むため、第三期終了時には第二期末の常勤職員数を下回る水準に抑制することとした。

○24 年度はその目標設定に従い取組んだ結果、24 年度末（平成 25.1.1 時点）の常勤職員数は平成 17 年度末に比べ 16 人減（3.8%減）となった。

○役職員の給与等の水準については、特定独立行政法人であり、給与法に準じた給与体系を設定している。

○国の給与体系をほぼ踏襲しているため、国家公務員との比較における水準は適正なものである。ただし、地域手当の支給率が高い大都市圏に職員が集中しているため、国家公務員等の平均の比較では、若干高めの水準（ラスパイレス指数：104.5）になっている。なお、在勤地域・学歴を勘案した場合の水準（ラスパイレス指数：97.2）は国に比べて低いものとなっている。

(3) アウトソーシング

○これまでも、社会的要請や行政ニーズに的確に対応するための業務の効率化を図る観点から、外部委託等を積極的に行っている。今後も、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか、引き続き検討を行い、一層の効率化を推進することとしている。

○これまでも、社会的要請や行政ニーズに的確に対応するための業務の効率化を図る観点から、ゲノム解析の器具洗浄、PRTR法に基づく届出の電子化処理等、化学物質総合管理情報データベース（CHRIP）のデータ更新作業などの外部委託等を積極的に行っている。今後も、外部委託を行うことにより、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか、引き続き検討を行い、一層の効率化を推進することとしている

(製品安全)

○製品事故調査員として全国で、調査能力を有する外部の技術的専門家（製造事業者OB、消防機関OB、検査機関OB等）を40名委嘱し、製品安全業務の事故情報の調査・分析において、外部人材の積極的な活用を図った。

(化学)

○専門的なスキルを有する非常勤職員と派遣職員を活用することにより、スクリーニング評価、リスク評価に用いる性状データをデータベースなどの情報基盤として整備するためのデータのクリーニング、形式の整合化を行い、必要なツールを作成して、24年度のスクリーニング評価、リスク評価を効率的に実施した。

(バイオ)

○業務の一層の効率化の観点から、実験器具洗浄工程及び微生物培養のための培地作成業務の外部委託を実施した。また、シュードモナス属細菌等6菌の塩基配列の決定について、自ら追加実験は行わず、オプティカルマッピングによるゲノム配列の検証実験を外注して、解析期間の短縮とコスト削減を図った。

(認定)

○外部審査員を23名確保し、23年度までに確保した外部審査員とともに審査に活用した。

(講習業務)

○大都市圏である東京、名古屋及び大阪の受講会場は、同地を勤務地とする近郊の他県在住者の受講が多いという講習需要の実態から、大都市での開催回数を十分確保する一方で、地方都市での受講にも不便を来さないよう開催計画を作成し、安価で利便性のある講習会場を確保する業務をアウトソーシングし、業務遂行の状況についても適宜確認した。

(官民競争入札)

○NITE 共通基盤情報システム運用管理業務について、平成26年度に民間競争入札を実施する予定である。

[平成25年度実績要約]

(1) 効率化目標の達成状況

○業務経費

業務経費は、平成24年度6,118,709千円の支出に対し、平成25年度5,979,589千円となっており、対前年度比▲2.3%となった。このため、対前年度比1.0%を超える支出削減となり、効率化目標を達成している。

○一般管理費

一般管理費は、平成24年度869,435千円の支出に対し、平成25年度914,707千円となっており、対前年度比5.2%の支出増となった。しかしながら、この支出金額には平成25年度に当該年度として対応しなければならぬ事案が次のとおり含まれているため、これらを控除した上で対比させることとした。その

結果、平成 25 年度の比較対象となる支出金額は、842,293 千円となり、これらの金額を比較した結果、対前年度比▲3.1%となった。このため、対前年度比 3.0%を超える支出削減となり、効率化目標を達成している。なお、平成 25 年度に対応しなければならなかった案件としては、グローバル認証基盤整備事業、微生物遺伝資源のバックアップ施設整備や本所の施設更新にかかる費用（21,305 千円）、NITE の情報基盤である共通基盤システムの更新にかかる費用（15,832 千円）、広報の拡充を図るため、ホームページの抜本的更新にかかる費用（10,227 千円）、第三期中期目標に掲げられている内部統制の充実・強化に対して、その状況調査等にかかる費用（10,227 千円）などが上げられる。

(2) 給与水準

- 対国家公務員指数に鑑み、平成 25 年度においても引き続き、国家公務員に準じた給与体系及び給与水準を維持することとし、55 歳を超える職員の昇給抑制を行うなど国家公務員の給与水準を十分考慮した給与改定を行った。
- 国の給与体系をほぼ踏襲しているため、国家公務員との比較における水準は適正なものである。ただし、地域手当の支給率が高い大都市圏に職員が集中しているため、国家公務員等の平均の比較では、若干高めの水準（ラスパイレス指数：104.8）になっている。なお、在勤地域・学歴を勘案した場合の水準（ラスパイレス指数：97.6）は国に比べて低いものとなっている。

(3) アウトソーシング

(製品安全分野)

- 製品事故調査員として全国で、調査能力を有する外部の技術的専門家（製造事業者 OB、消防機関 OB、検査機関 OB 等）を 37 名登録し、製品安全業務の事故情報の調査・分析において、外部人材の積極的な活用を図った。

(化学物質管理分野)

- スクリーニング評価、リスク評価を効率的に実施するため、同評価に用いる性状データをデータベース化するためのデータのクリーニングや形式の整合化を行いつつ、必要なツールを作成するなど、引き続き外部人材の積極的な活用を図った。

(バイオテクノロジー分野)

- 業務の一層の効率化の観点から、実験器具洗浄工程及び微生物培養のための培地作成業務の外部委託を実施した。

(適合性認定分野)

- 新たに外部審査員を 16 名確保し、24 年度までに確保した外部審査員とともに審査に活用した。

(官民競争入札等の活用)

- NITE 共通基盤情報システム運用管理業務について、同システムの導入と合わせて平成 25 年度に民間競争入札を実施した。

[平成 26 年度実績要約]

(1) 効率化目標の達成状況

第三期中期目標期間の最終年度である平成 26 年度における効率化による経費の削減状況は、その前年度である平成 25 年度の決算報告書における業務経費及び一般管理費をそれぞれ比較することで示すものとする。

(業務経費)

業務経費は、平成 25 年度 5,980 百万円の支出に対し、平成 26 年度 7,425 百万円となっており、対前年度比 24.2%の支出増となった。しかしながら、この支出金額には、平成 26 年度において対応しなければならない特殊要因が含まれているため、これらを控除した上で対比させることとした。（平成 25 年度の業務経費

については、平成 25 年度の特実要因はなし。)その結果、平成 26 年度の比較対象となる支出金額は、5,907 百万円となり、これらの金額を比較した結果、対前年度比▲1.2%となった。このため、対前年度比 1.0%を超える支出削減となり、効率化目標を達成している。

なお、平成 26 年度に対応しなければならない特実要因としては、給与削減特例法措置期間の終了、人事院勧告への対応、日本再興戦略への迅速対応のための人員確保に伴う人件費の増(446 百万円)や、独法通則法改正により中期目標期間が 1 年間短縮されたこと等に伴う外部委託費、旅費、修繕費の増(372 百万円)、前中期目標期間繰越積立金充当額の増(262 百万円)、施設・設備の故障等に伴う緊急対応(169 百万円)、日本再興戦略への迅速対応や補正予算の緊急対応等新規に必要な業務への対応(159 百万円)等が挙げられる。

(一般管理費)

一般管理費は、平成 25 年度 915 百万円の支出に対し、平成 26 年度 1,156 百万円となっており、対前年度比 26.4%の支出増となった。しかしながら、この支出金額には、平成 26 年度において対応しなければならない特実要因が含まれているため、これらを控除し、平成 25 年度の特実要因を調整した上で対比させることとした。その結果、平成 26 年度の比較対象となる支出金額は、814 百万円となり、平成 25 年度の特実要因の差引き後額 842 百万円と比較した結果、対前年度比▲3.1%となった。このため、対前年度比 3.0%を超える支出削減となり、効率化目標を達成している。

なお、平成 26 年度に対応しなければならない特実要因としては、独立行政法人会計基準の改定に対応した会計システム等の改修、政府全体で取り組んでいるウェブアクセシビリティ達成等級 AA の基準を満たすホームページリニューアルによる増(122 百万円)、施設整備費の増に伴う消費税納付金の増(110 百万円)、給与削減特例法措置期間の終了、人事院勧告への対応、日本再興戦略への迅速対応のための人員確保に伴う人件費の増(48 百万円)、情報セキュリティを強化した共通基盤システム関係経費の増(27 百万円)、前中期目標期間繰越積立金充当額の増(22 百万円)等が挙げられる。

(2) 給与水準の適正化

○対国家公務員(ラスパイレス)指数に照らし、平成 26 年度も引き続き、国家公務員に準じた給与体系を維持した。また、55 歳超の職員の昇給抑制を行うなど国家公務員の給与水準を考慮した給与改定を行い、人件費の削減に努めた。

(役職員の給与等の水準の適正化)

○特定独立行政法人として、国家公務員給与法に準拠した給与体系を設定。

(給与等の実績)

○国に準じた給与体系を採っているため、国家公務員との比較における水準は適正なものである。

(参考 1) 役職員の給与決定に関し特筆すべき事項 業績評価制度：目標管理をベースとし、業務単位で設定した目標の達成度に対する個人の貢献度を評価。業績手当(±10%)に反映している。

(参考 2) レクリエーション経費、その他の法定外福利費及び諸手当について、国との差異はない。

○「役員の報酬等及び職員の給与の水準」は、機構のホームページにおいて公開。

(3) アウトソーシング・外部人材の活用

○製品事故調査員として、調査能力を有する外部の技術的専門家(製造事業者 OB、消防機関 OB、検査機関 OB 等)として約 40 名を登録し、全国での製品安全業務の事故情報の調査・分析において活用。(製品安全分野)

○スクリーニング評価、リスク評価のさらなる効率的な実施のため、性状データをデータベース化するためのデータのクリーニングや形式の整合化をさらに進め、ツールを改良するなどして、引き続き外部人材を活用。(化学物質管理分野)

- 実験器具洗浄工程及び微生物培養のための培地作成業務の外部委託を実施。（バイオテクノロジー分野）
- 新たに外部審査員を 16 名確保し、25 年度までに確保した外部審査員とともに審査に活用。（適合性認定分野）

2. 業務の電子化の推進

[中期目標]

業務・システムの効率化を図るため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成 17 年 6 月 29 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき策定された業務・システム最適化計画を着実に実施する。また、情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

[中期計画]

第二期中期目標期間中に実行した「NITE 業務・システム最適化計画」を踏まえ、さらなる最適化を推進する。また、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図るため、引き続き、情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組む。

[平成 23 年度実績要約]

- 第二期中期目標期間に実施した業務・システム最適化計画の最終評価をとりまとめ、この評価結果を踏まえ、次期業務・システム最適化の方針の検討に着手した。
- IT 調達透明性の確保を図るため、CIO 補佐官を活用し、情報システム政府調達審査会を開催し仕様書の審査等を実施した。平成 23 年度は情報システム政府調達審査会 37 回実施（7 システム）、審査会以外の仕様書審査 60 件、提案書の確認 23 件を実施した。
- 情報システム調達における仕様書作成支援として仕様書のひな形を作成した。
- 情報セキュリティ教育として、全役職員を対象とした e ラーニング研修、セキュリティ対策を推進する職員向けのアクティブラーニング研修、幹部向け研修、新規着任者向け研修を実施した。年度内にいずれかの研修を受講した役職員は 593 名（受講対象者 661 名）で受講率は 89.7%であった。
- NITE の全課室において情報セキュリティ自己点検を実施した。
- システムの重要度等により NITE の保有するシステムの中から 10 システムを監査対象として選定し、監査対象システムの所管課室と利用課室に対して情報セキュリティ監査を実施した。

[平成 24 年度実績要約]

- 機構業務・システム最適化計画に基づき構築した機構の事務共通基盤情報システム（NITE-LAN システム）及び一般管理業務のシステムの安定運用に努め、第二期中期目標期間に実施した業務・システム最適化計画の評価結果を踏まえ、次期業務・システム最適化の見直し方針及び業務・システム最適化計画を策定し、次期 NITE-LAN システムの調達作業を開始した。
- IT 調達透明性の確保を図るため、CIO 補佐官を活用し、情報システム政府調達審査会を開催し仕様書の審査等を実施した。平成 24 年度は情報システム政府調達審査会 31 回実施（13 システム）、審査会以外の仕様書審査 56 件、提案書の確認 13 件を実施した。
- 情報セキュリティ教育として、新規着任者を対象とした講習会、全役職員を対象とした e ラーニング研修を実施した。e ラーニングは職員の役割毎に 3 種類（一般職員向け、管理職向け、システム管理者向け）の内容で実施した。また、e ラーニング研修と併せて標的型メール訓練を実施した。年度内にいずれかの

研修を受講した役職員は 649 名（受講対象者 687 名）で受講率は 94.5%であった。

- 機構の全課室において情報セキュリティ自己点検を実施した。
- 平成 22・23 年度に実施した情報セキュリティ監査における指摘事項への対策実施状況を把握するため、対象となる 15 システムの所管課室に対してフォローアップ監査を実施した。
- 平成 24 年度の情報セキュリティ監査としてシステムの重要度等により機構の保有するシステムの中から 5 システムを監査対象として選定し、監査対象システムの所管課室と利用課室に対して情報セキュリティ監査を実施した。
- 平成 24 年 9 月に発生した J-CHECK への不正アクセス・不正改ざんへの対応として、情報セキュリティ委員会において外部専門家の助言を受け再発防止策を検討し、外部からのサイバー攻撃に対するセキュリティ対策を強化した。具体的には
 - ①侵入検知システム等の強化（IDS/IPS の強化、WAF の導入）
 - ②不正アクセスの 24 時間 365 日監視サービスの導入
 - ③改ざん検知システムの強化
 - ④ソフトウェアの脆弱性情報への対応（バージョンアップ等の対処の徹底、開発アプリケーションの保守契約）
 - ⑤セキュリティ診断の定期的実施をルール化
 - ⑥インシデント発生時の緊急連絡網の整備等を実施した。

[平成 25 年度実績要約]

- 平成 24 年度に策定した次期業務・システム最適化の見直し方針及び業務・システム最適化計画を踏まえて、次期 NITE-LAN システムにおいては、バイオテクノロジーセンターの解析用サーバを除いて、これまで分散していた化学物質管理センターなどのサーバを、企画管理部情報システム課が管理を行う部門システム用サーバへ集約することとし、NITE-LAN システム全体でブレードサーバを使った仮想化技術等によってラックを 17 本から 4 本に集約しつつ、プライベートクラウドサービスを導入することとして、サーバ類の一括管理を行うこととし、年間のシステム費用の削減を行った。
- 情報セキュリティ関連規程の見直し：24 年度に引き続き、情報セキュリティに係る障害・事故等対応規程の改正、障害・事故等対応マニュアル作成ガイドの制定などの規程類の見直し等を実施。その中において、IT 調達時のセキュリティ要件の見直しを行った。
- 不正アクセス対策：不正アクセス遮断システム、Web アプリケーション・ファイアウォール装置による 24 時間 365 日監視を実施し、不正アクセスによる被害を防止した。
- 情報セキュリティ教育：4 月に新規採用職員向けの研修を、9 月下旬～11 月には全役職員を対象とした e ラーニングを実施した。e ラーニングを受講した業務従事者は 653 名（受講対象者 663 名）で受講率は 98.5%であった。また、標的型メール訓練を 3 回（5 月、12 月、2 月）、講演会を 2 回（8 月、2 月）実施した。
- 情報セキュリティ自己点検：10 月～11 月に WEB アンケート形式で実施した。自己点検を実施した業務従事者は 644 名（実施対象者 655 名）で実施率は 98.3%であった。
- 情報セキュリティ監査：機構の基盤システムを利用している 6 支所等と、保有するシステムの重要度に応じて選定した 12 システムを所管する 9 課室に対して情報セキュリティ監査を実施した。
- 公開サーバ緊急連絡訓練：公開 18 システムのインシデントを想定し、平成 25 年度から新たに実施した（4 月、7 月、12 月の 3 回実施）。12 月においては、経済産業省とも連携して訓練を実施した。
- NITE-CSIRT の設置の検討：情報セキュリティインシデントが発生した際に、被害拡大防止、原因調査、対

外対応などの技術的支援を行う組織としての NITE-CSIRT の設置を関係課と検討した。

【平成 26 年度実績要約】

【業務の電子化の推進】

- 業務の電子化を継続的に推進するため、新たに追加する又は置き換えを行う情報システムを積極的に NITE-LAN システムに取り込み、集約を行った。平成 26 年度は、企画管理部(コンテンツマネジメントシステム (CMS))、財務会計システム)、認定センター(認定業務管理 DB)、バイオテクノロジーセンター(バイオ安全審査業務支援システム)の 3 部門 4 システムの集約を行い現時点で集約可能な全ての情報システムを集約した。これにより専門家による包括的な運用が可能となり、運用やセキュリティ維持のためのコストが低減した。また、さらに高度な情報セキュリティ維持も可能となった。
- 一般職員に関しては電子申請(ワークフロー)を導入することにより業務の効率化を図り、タブレット型 PC を増台(15 台→30 台)してペーパーレス化を推進するとともに、新たな在席表示機能の活用により電光掲示板を廃止し費用を削減した。

【情報セキュリティ対策の充実・強化】

機構は平成 24 年 9 月に外部からの攻撃によるホームページの改ざんを受けたが、直後から次の対策を実施。その後、累次の攻撃を防御、再発を防止。

- サイバー攻撃への防御効果を強化するため、Web アプリケーションに特化したファイヤーウォール及び不正な通信を検知・遮断する装置をシステムに導入。
- 外部専門業者には 24 時間 365 日に亘る通信のリモート監視を依頼、実施。
- ホームページ改ざん検知システムを導入、検知。

その後も的確な運用・管理により、平成 26 年 9 月の GNU Bash の脆弱性を用いた攻撃の際には、事前に兆候を検知し、即座に対応。機構への大規模な攻撃の遮断に成功。

この間、不正アクセス等を行おうとする攻撃者の手法は年々高度化するため、常に最新のセキュリティ情報を監視し、セキュリティパッチを適用する等の対応も行う。加えて、対策として平成 26 年度は特に以下の取組みを充実、強化。

- 機構の情報セキュリティに対する意識の向上
- 情報セキュリティインシデントに対する適切な対応能力の維持・向上

○機構の情報セキュリティに対する意識の向上

実施項目	実施時期	業務実績等
情報セキュリティ教育(新規採用職員)	4 月	新規採用職員に対しては全員実施。
情報セキュリティ教育(全職員)	10～12 月	e ラーニングによる実施。e ラーニングの受講対象者は 702 名(常勤職員 416 名、非常勤職員 212 名、派遣職員 74 名)で、休職・長期出張等のやむを得ない理由により受講できない者を除く全員が年度内に受講。
情報セキュリティ講演会	10 月、 2 月	情報セキュリティの有識者による講演会を 2 回実施。
標的型メール訓練	10 月、 2 月	添付ファイルの開封率が 6.3%、6.6%と、25 年度よりも改善し、中央省庁が平成 24 年度に実施した訓練における開封率(14.6%、10.6%)を下回った。

情報セキュリティ自己点検	10～12月	WEB アンケート形式で実施。自己点検実施対象者は 696 名（常勤職員 414 名、非常勤職員 208 名、派遣職員 74 名）で、休職・長期出張等のやむを得ない理由により実施できない者を除く全員が年度内に実施。
情報セキュリティに関する専門知識の向上や最新情報の収集	通年	情報セキュリティに関する専門知識の向上を図るとともに、最新の製品や攻撃手法等に関する情報を収集するため、セキュリティ対策企業等によって行われる技術セミナー等に 17 回参加。
経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議への参加	通年	国や他独法の情報を収集・共有し、情報セキュリティインシデントにつながりそうな状況が発生した場合には、直ちに対応が取れる状態を維持するとともに、機構の情報セキュリティ対策に活用。
情報セキュリティインシデントに関する特異日の注意喚起	通年	満州事変発生日などの情報セキュリティインシデントに関する特異日について、事前に機構役職員に周知し、注意喚起を実施。

○情報セキュリティインシデントに対する適切な対応能力の維持・向上

実施項目	実施時期	業務実績等
公開サーバ緊急連絡訓練	7月	公開 5 システム全ての情報セキュリティインシデントを想定し、7 月末にシステムごとに順次実施。平成 25 年度に比し、公開サーバの停止判断に要する時間を約半分に短縮。
公開サーバのセキュリティ診断	通年	全ての公開システム（18 システム）のセキュリティ診断を実施。
情報セキュリティ監査	12～3月	機構の基盤システムを利用する 5 課全てと、保有するシステムの重要度に応じて選定した情報システムを所管する 5 課室に対して情報セキュリティ監査を実施。
情報管理台帳のアップデート	通年	新規開発のシステムについて追加、改修等により構成に変更のあったシステムについては、適時、項目をアップデート。脆弱性情報等の発表があった際に、直ちに調査できる体制を維持。

【業務運営の効率化に関する事項】

主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
業務経費（決算報告書の決算額、千円）	平均で前年度比 1%以上削減	7,019,790	5,745,063	6,118,709	5,979,589	7,424,710 ^{※1}
一般管理費（決算報告書の決算額、千円）	平均で前年度比 3%以上削減	919,921	923,975	869,435	914,707	1,156,061 ^{※2}

※1 平成 26 年度の特異要因分を除き 5,906,637 千円（-1.2%）

※2 平成 26 年度の特異要因分を除き 813,696 千円

（平成 25 年度の特異要因分を除いた 816,927 千円と比較し-3.1%）

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項（第三期中期計画のⅢ. ～ Ⅷ. に相当）

〔自己評価：B〕

平成23年度から平成25年度の評定は、経済産業省独立行政法人評価委員会において、5段階評価(AA, A, B, C, D)により平成23年度はB(3点)、平成24年度はB(3点)、平成25年度はB(3点)とされた。また、平成26年度の自己評定はB(3点)とした。したがって、これら4カ年の平均として、第3期中期目標期間の自己評定はB(3.00点)とした。

〔中期目標〕

業務の効率的な実施による費用の低減、その他の経営努力により財務内容の改善を図る。

〔中期目標〕

1. 自己収入の増大

機構の多様な事務及び事業の確実な実施を確保するため、運営費交付金以外の外部資金(委託費等)の獲得に努める。また、受益と負担の関係の適正化を踏まえつつ、引き続き、手数料収入等の増加に努める。

2. 保有資産の見直し等

機構が保有する資産について、当該資産を保有し続ける必要があるか厳しく検証し、不要資産があれば、国庫に返納する。また、特許権について、保有する目的を明確にし、これを踏まえつつ、登録・保有コストの削減等を図る。

〔中期計画〕

Ⅲ. 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算(人件費見積もりを含む)(略)

2. 収支計画 より抜粋

業務の効率的な実施による費用の低減、手数料の見直し等による自己収入の増加その他の経営努力により財務内容を改善する。

また、機構が保有する資産について、当該資産を保有し続ける必要があるか厳しく検証し、不要資産があれば、国庫に返納する。さらに、特許権について、保有する目的を明確にし、これを踏まえつつ、登録・保有コストの削減等を図る。

3. 資金計画(略)

Ⅳ. 短期借入金の限度額

・短期借入金の限度額：3,200,000,000円

・想定される理由：

- ①運営費交付金の受入れ遅延
- ②受託業務に係る経費の暫時立替え
- ③電気工事士講習の受者数変動に伴う資金的措置等

Ⅴ. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし

Ⅵ. 前号に規定する財産以外の重要な資産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし

Ⅶ. 剰余金の使途

- ・人材育成能力開発研修
- ・調査研究
- ・学識経験者等の招へい
- ・先行投資(施設備等の購入)
- ・任期付職員の新規雇用
- ・講習関係業務

[平成 23 年度実績要約]

- 経常収益は、約 75 億円（約 97 億円）となり、前年度比約 23 億円の減となった。主な減要因は、手数料等収入が約 1 億円増加した一方、22 年度に運営費交付金債務残を約 11 億円全額収益化していたこともあり、運営費交付金収益が約 19 億円減少、講習関係収入が約 5 億円減少したことによるもの。
- 経常費用は、約 74 億円（約 85 億円）となり、前年度比約 11 億円の減となった。主な減要因は、業務費の外部委託費が約 5 億円、退職手当が約 1 億円、修繕及び保守管理費が約 1 億円、賃貸料が約 1 億円減少したことによるものであり、当期総利益は最終的に約 1.4 億円（前年度 12.0 億円）となった。
- 自己収入に関しては、受託・手数料収入が約 0.6 億円増加した一方、電気工事士関係の講習受講者が少ない年度であり約 5.5 億円減少したため、前年度より約 5 億円の減となった。
- 保有資産は必要なものに限定され、計画的に管理されている。
- 金融資産は保有していない。
- 保有する特許は、16 件（うち 2 件は海外）。いずれも他社との共同特許である。これら特許は防衛特許で、遺伝子や酵素に関して、特定の企業等によって特許が独占され、他の企業が製造できなくなったり、高額のロイヤリティを払うことになったりすることを避けるために保有している。

[平成 24 年度実績要約]

- 経常収益は、約 75 億円（約 75 億円）となり、前年度並みとなった。
- 経常費用は、約 75 億円（約 74 億円）となり、前年度比約 1 億円の増となった。主な減要因は、退職者の増による退職手当が約 70 百万円、外部委託費が約 172 百万円増加した一方で、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律により給与・賞与及び手当が約 179 百万円減少したことによるものである。
- 自己収入に関しては、受託・手数料収入が約 0.2 億円減少した一方、電気工事士関係の講習受講者が前年度より多く約 0.7 億円増加したため、前年度より約 0.5 億円の増となった。
- 保有資産は必要なものに限定され、計画的に管理されている。
- 金融資産は保有していない。
- 保有する特許は、16 件（うち 2 件は海外）。いずれも他社との共同特許である。これら特許は防衛特許で、遺伝子や酵素に関して、特定の企業等によって特許が独占され、他の企業が製造できなくなったり、高額のロイヤリティを払うことになるのを避けるために保有している。

[平成 25 年度実績要約]

- 経常収益は、約 70 億円（約 75 億円）となり、前年度比約 5 億円の減となった。主な減要因は、講習業務を廃止したことにより、講習関係収入がなくなったことによるものである。
- 経常費用は、約 70 億円（約 75 億円）となり、前年度比約 5 億円の減となった。主な減要因は、講習業務を廃止したことにより、業務費用が全体的に減少したことによるものである。
- 自己収入に関しては、受託・手数料収入が約 0.5 億円増加した一方、講習業務を廃止したことにより講習関係収入がなくなったため、前年度より約 4.3 億円の減となった。
- 登山用ロープ依頼検査及び各種認定業務の受益者負担については、法定手数料あるいはそれに準ずる独自の額を設定している。
- 保有資産は必要なものに限定され、計画的に管理されている。
- 金融資産は保有していない。
- 保有する特許は、14 件（うち 1 件は海外）。いずれも他社との共同特許である。これら特許は防衛特許で、

遺伝子や酵素に関して、特定の企業等によって特許が独占され、他の企業が製造できなくなったり、高額
のロイヤリティを払うことになるのを避けるために保有している。

[平成 26 年度実績要約]

- 財務内容は、平成 26 年度財務諸表のとおり。
- 機構の多様な事務及び事業の確実な実施を確保すべく、平成 26 年度は国からは 3 省 1 庁、国以外からは 9 団体の外部資金（委託費等）を獲得した。また、受益と負担の関係の適正化を踏まえつつ、引き続き、手数料収入等の増加に努めた。
- 短期借入金については実績無し。
- 機構が保有する資産は、各事業の目的に沿って有効に活用するとともに、不要財産の国庫納付についても法令に則り適格に対応。
- 機構が保有する特許は、全て企業等との共同特許。これら特許は防衛特許として、遺伝子や酵素に関して、特定の企業等によって特許が独占され、他の企業が製造できなくなったり、高額のロイヤリティを払うことを避けるために保有。平成 26 年度は、機構が保有する特許のうち、2 件については、事業化の見込みがなく、特許維持費用分の財産の損失を抑えるため、共同保有者と協議し、維持更新しないこととしたこと。この結果、保有している特許は 12 件（平成 25 年度:14 件）となった。
- 剰余金については実績無し。

(以下、第三期中期計画のⅧ. その他主務省令で定める業務運営 に相当する事項)

[中期計画]

1. 施設及び設備に関する計画

中期目標の達成のために必要な施設及び設備を適正に整備していく。

(施設の内容) 工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備

(予定額) 総額 34 億円

(財源) 施設整備費補助金

[第 3 期中期実績]

以下の施設整備を実施

年度	施設の内容	金額合計
23 年度	九州支所外壁等改修	27 百万円
24 年度	生物遺伝資源保存施設関連の改修・更新	55 百万円
25 年度	東北支所庁舎復旧／本所・バイオテクノロジーセンター施設整備	512 百万円
26 年度	本所・バイオテクノロジーセンター施設整備／大阪合同庁舎廃止に伴う施設移転整備／グローバル認証期版整備事業費（大型蓄電池）	8,830 百万円

[中期計画]

2. 人事に関する計画（人事及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

(1) 方針

中期目標に基づく新規業務及び業務量の増加に対しては、既存業務の合理化を図ることにより可能な限り配置転換による人員を充てるとともに、外部機関及び外部人材の積極的活用により、常勤職員の抑

制に努める。

(2) 人員に係る指標

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で人員について5%以上の削減を行う取組みについて、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、平成23年度までその総人件費改革の取組みを継続し、計画的に削減する。

(3) その他人事に関する計画

①企画立案機関との人事交流

行政実施機関として政策の迅速・的確な実施のため経済産業省等政策の企画立案機関との人事交流を積極的に行う。

②業績の評価と反映

職員の意欲向上と適材適所の配置の実現を図るため、評価システムを効果的に運用する。

[第3期中期実績]

II. 1. 効率化による経費の削減／人件費の適正化の〔給与水準〕を参照

[中期計画]

3. 積立金の処分に関する事項

第2期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第12条第1項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、①第1期及び第2期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第3期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用、②ファイナンスリース取引及び前払費用等に係る会計処理、③やむを得ない事由により第2期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、④東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のための財源、⑤電気工事士法に基づく講習の業務の財源に充てることとする。

[第3期中期実績]

第3期中期目標期間において、業務の財源に充てた前中期目標期間繰越積立金は以下のとおり。

①第1期及び第2期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、

第3期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用	28,789,678円
②ファイナンスリース取引及び前払費用等に係る会計処理	9,738,072円
③やむを得ない事由により第2期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源	97,843,440円
④東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のための財源	925,178,958円
⑤電気工事士法に基づく講習の業務の財源	54,967,045円

【財務内容の改善に関する事項】

主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度
設定なし	—	—	—	—	—	—

IV. その他の事項（第三期中期計画の I. B. 及びIX. に相当）

〔自己評価：A〕

平成 23 年度から平成 25 年度の評定は、経済産業省独立行政法人評価委員会において、5 段階評価 (AA, A, B, C, D) により平成 23 年度は A (4 点)、平成 24 年度は A (4 点)、平成 25 年度は A (4 点) とされた。また、平成 26 年度の自己評定は S (5 点) とした。したがって、これら 4 カ年の平均として、第 3 期中期目標期間の自己評定は A (4.25 点) とした。

〔第 3 期中期目標期間を通じて達成した実績〕

○機動的な内部組織の構築と人員配置

特定分野にとどまらない先導的業務や課題に対し、分野横断的なプロジェクトチームにより対処した。

例 製品経由の化学物質のリスク評価及び結果の活用

- ・バイオテクノロジーセンターの有する生体分子解析技術の分野横断的活用発がん性芳香族アミン化合物生成要因となる色素含有繊維製品に係る法執行の側面支援対応
- ・化粧品原料の加水分解コムギ及びコチニール色素による重篤なアレルギー（アナフィラキシー）解明のため、市販されている加水分解コムギ 9 品等について原因物質を解析、経済産業省及び厚生労働省へ報告。
- ・家庭用品品質表示法の運用に必要な獣毛繊維鑑別法として、カシミヤ、羊毛、ヤクの 3 繊維について、鑑別及び混用率算定用試験方法を開発し、経済産業省へ成果を報告。試験実施機関に対し技術供与。
- ・消費生活用製品安全法に基づき、製品安全センターと共同で家庭用品による皮膚障害事故の原因究明を実施（平成 23 年度 8 件、平成 24 年度 4 件、平成 25 年度 18 件、平成 26 年度 27 件）。新規アレルギー原因物質を発見。

平成 23 年度から平成 26 年度の業務実績は以下のとおりである（経済産業省独立行政法人評価委員会での報告内容及び平成 26 年度業務実績の要約）。

（以下、第三期中期計画の I. B. 組織・業務運営における取組みの強化 に相当する事項）

1. 内部統制の充実・強化

〔中期目標〕

法令等を遵守しつつ、業務を有効かつ効率的に行い、引き続き、外部からの信頼性を獲得しながら組織のマネジメントを行う仕組みとしての内部統制の充実・強化を図るとともに、政策効果（アウトカム）を意識したマネジメントを強化する組織体制の整備を行う。また、経営陣と職員間における意見交換を積極的に行い、組織目標、具体的な戦略、実施計画等について情報共有を図る。

その際、コスト削減を念頭に、予算の執行管理等を含め、業務全般にわたる管理運営の適正化を一層図るとともに、事業の内部審査や評価について、対外的な透明性を一層確保する。

〔中期計画〕

法令等を遵守しつつ、業務を効果的かつ効率的に行い、引き続き、外部からの信頼性を獲得しながら組織のマネジメントを行う仕組みとして、統制環境、リスク管理、モニタリング等の観点を踏まえた理事長のトップマネジメントによる内部統制を充実・強化するとともに、政策効果（アウトカム）を意識したマネジメントを強化する組織体制の整備を行う。また、経営陣と職員間における意見交換を積極的に行い、組織目標、具体的

な戦略、実施計画等について情報を共有する。

その際、コスト削減を念頭に、予算の執行管理等を含め、業務全般にわたる管理運営の適正化を一層図るとともに、事業の内部審査や評価について、対外的な透明性を一層確保するための方策を検討する。

【平成 23 年度実績要約】

【経営陣の声を職員に届ける】

- 経営陣の生の声を職員に届けるため、イントラに理事長、両理事、監事のブログ頁を設定し、月 1 回のペースで更新した。
- 多くの職員を集め、理事長の年頭訓辞、理事、部門長、次長及び課長の年頭所感を行うとともに、その様子をイントラで公開した。
- 次年度の業務課題、業務の進捗・実績について、理事長が部門長、課室長をヒアリングする理事長ヒアリングを 3 回、職員公開で実施した。
- 理事長、両理事が全国各支所に赴き、地方に勤務する職員との直接意見交換を年 2 回実施した。
- 経営方針等が地方にもタイムリーに届くよう、運営会議の様子をテレビ会議システムを用いて地方支所に配信した。

【職員の業務・課題に対する理解向上】

- 若手職員が、自らが従事している業務をプレゼンテーション、パネルで職員に紹介する「NITE ユースワーキングセッション」を開催した。
- 課題管理シートを見直し、中期目標・計画、年度計画から各課室の課題までが一覧できる様式にした。

【基本理念、行動指針の見直し検討】

- NITE の長期ビジョンや、東日本大震災による環境変化を踏まえ、基本理念の見直しを検討した。
- 広く職員を集め、有識者による CSR についての講演、幹部によるパネルディスカッション等を行い、基本理念を検討する際の意識統一を図った。
- 若手を中心に数チームの検討チームを編成し、NITE の基本理念、行動指針、キャッチフレーズについて検討を開始した。

【第 3 期以降を見据えた課題の洗い出し、課室の課題設定】

- 第 3 期以降を見据えた部門の在り方や理事長ヒアリングにおける 23 年度の業務展開をもとに、部門、課室の課題を設定した。
- 時代の変化に伴う長期ビジョンの見直し検討に向け、NITE が今後対処すべき社会的リスクと、それを踏まえた組織の在り方等について、検討を行った。

【政策効果を意識したマネジメントの強化】

- 第 3 期中期目標期間における成果を的確に捉えるための指標を抽出するために、各業務のアウトカムモデルの見直し及びアウトカムストラクチャリング化の基礎概念整理を行った。

【危機管理の強化】

- NITE の組織文化の向上を図るために、リスク管理委員会（4 回開催）において、業務管理シートに記載された業務リスクを整理分析するとともに、事例研究を行った。
- BCP 素案策定作業として、首都直下型地震による本所・かずさ被災を想定し、各業務優先度設定、対策本部組織定義、初動・暫定対応手順書案を作成し、本格復旧手順書の作成方針を定めた。

【5S (CNN:Challenge for Next NITE) の推進】

- 恒久的な 5S 活動を展開するための PDCA サイクルの稼働について検討するためのプロジェクトチーム (CNN-PT) を立ち上げ、全所的な活動として取組んだ。
- 5S 活動の進んでいる化学物質評価研究機構から講師を招き、NITE 職員向けに講演会を開催。また CNN 活動

の説明会を4回実施し、ポスター作成を通して、CNN活動を職員へ周知定着させた。

○理事長及び両理事がCNN活動の点検を行い、優秀な取組に対する表彰を実施した。

【文書管理の強化】

○法律の施行に併せ、既存の文書管理規程を廃止し、新たに規程を制定した。

○新たな文書管理について、説明会の開催、ハンドブックの作成・配付、e-ラーニング等により職員に周知した。

【震災対応】

○被災した東北支所の復旧では、被害を受けた庁舎の補強に必要な予算を確保するとともに、庁舎が復旧するまでの間も業務を継続するために、臨時事務所の確保、プレハブ仮庁舎の建設等の必要な措置を適切に実施した。

○電力需給逼迫に対応するため、照明の半減、空調の時間短縮、本館及び別館の南側窓ガラスに断熱フィルムの貼付等を行うことによって、NITE全体の電気使用量を22年度と比較して7月は76%、8月は75%、9月は80%に減少させた。

○震災による原発事故に関連して、福島県、経済産業省から要請により、福島市で工業製品の放射線測定への協力をした（5月～9月2人ずつ計24名を現地に派遣。）。

【職員の満足度調査、意識調査】

○全職員を対象（設問109、回答者数504人（95%））に、職員の満足度調査、意識調査（NITE-Q100）を実施し、その結果を取りまとめた。

○課室長を対象とした意識調査を実施しその結果を取りまとめた。

【業務全般にわたる管理運営の適正化等】

○予算編成などにあたり理事長ヒアリングを実施するなど、予算縮減を念頭に置いた予算編成を行っている。

○定期的な予算執行状況の報告を行なわせるなど、予算の適切かつ効率的な執行のための管理を行っている。

○業務管理シートに業務単位の経費を記入し、職員のコスト意識を向上を図っている。

【職員宿舎の見直し】

○かずさにて使用している借り上げ宿舎について、必要性及び最低限度となっているかについての確認を行い、引き続き、必要最低限度の戸数の宿舎のみ継続して保有している。

【平成24年度実績要約】

【経営陣の声を職員に届ける】

○経営陣の生の声を職員に届けるため、イントラに理事長、両理事、監事のブログ頁を設定し、月1回のペースで更新した。

○多くの職員を集め、理事長の年頭訓辞、理事、部門長、次長及び課長の年頭所感を行うとともに、その様子をイントラで公開した。

○次年度の業務課題、業務の進捗・実績について、理事長が部門長、課室長をヒアリングする理事長ヒアリングを2回、職員公開で実施した。

○東京本所以外の事務所に、理事長あるいは理事が各2回以上赴き、勤務する職員との直接意見交換を実施した。

○経営方針等が地方にもタイムリーに届くよう、運営会議の様子をテレビ会議システムを用いて地方支所に配信した。

【職員の業務・課題に対する理解向上】

○機構の全役職員を対象として、若手職員が、自らが従事している業務をプレゼンテーション、パネルで紹介

介する「NITE ユースワーキングセッション」を開催した。

○役員及び部門内職員を対象として、各業務の担当職員が業務の目的、実施内容、成果、課題などについてプレゼンテーション、パネルで紹介する「業務説明会」を合計5日間開催した。

【基本理念、行動指針の見直し検討】

○若手を中心とした検討委員会の設置や職員全体へのアンケート調査を実施するなど、機構全体の取組として基本理念の見直しを行い、新基本理念を決定した。

<新基本理念>

確かな技術と信頼できる情報をもとに、くらしの安全と未来への挑戦を支え続けます。

【第3期以降を見据えた課題の洗い出しや業務改善の検討】

○第3期以降を見据えた部門の在り方や業務改善の検討などについて、理事長ヒアリング等を通じて各部門において実施した。

【政策効果を意識したマネジメントの強化】

○理事長ヒアリングなどの場において、役員と各部門幹部が政策効果を踏まえた業務計画や実績の説明・議論を行うとともに、各部門において政策効果を判断するための具体例の調査を開始した。

【危機管理の強化】

○ホームページ不正アクセスへの対応協議や再発防止を図るために、リスク管理委員会（1回）を開催し機構全体での情報共有や対応策を検討・確認するとともに、外部専門家による役職員の意識向上や最新動向など知識取得のための講習会(1回)を実施した。

○平成23年度に作成したBCP素案について、より実効性のあるものとしての見直し作業を行うとともに、かずさ地区において首都直下型地震を想定した初動対応などについての机上訓練などを実施した。

【5S (CNN:Challenge for Next NITE) の推進】

○前年度に引き続き、恒久的な5S活動としてのCNNプロジェクトを、先進的な取組の機構全体での横展開、業務改善への発展をテーマとして全所的な活動として取組んだ。

○理事長及び両理事がCNN活動の点検を行い、全職員に向けた発表会を開催し広く成果について周知するとともに、優秀な取組に対する表彰を実施した。

【文書管理の強化】

○公文書管理規程の運用マニュアルを作成し、職員がよりの確に文書管理が実施出来る環境整備を行うとともに、e-ラーニングの実施による職員への周知を行った。

【震災対応】

○被災した東北支所の復旧では、庁舎補修・改修のための設計などを行い、計画の適切な実施に努めた。

○電力需給ひっ迫に対応するため、照明のLED化の推進や全所的な不用時消灯の励行の取組、空調の時間短縮等を行うことによって、機構全体の電気使用量を22年度と比較して7月は21%、8月は24%、9月は25%減少させた。

【職員の満足度調査、意識調査】

○平成23年度に実施した職員の満足度調査、意識調査（NITE-Q100 全職員を対象（設問109、回答者数504人（95%））の活用状況のフォローアップ調査を行うとともに、職員の意識向上策や業務改善策の検討への使用を各部門に励行した。

○調査結果は、「マネジメント情報の職員への周知方法の検討」「業務フローの改定検討」「契約事務改善のための職員アンケート実施」の端緒として活用された。

【業務全般にわたる管理運営の適正化等】

○予算編成などにあたり理事長ヒアリングを実施するなど、予算縮減を念頭に置いた予算編成を行った。

○予算執行管理シートを新たに作成し、理事長ヒアリングなどにおいて報告を行わせるなど、予算の適切かつ効率的な執行のための管理を行った。

○業務管理シートに業務単位の経費を記入し、職員のコスト意識の向上を図った。

【対外的な透明性の確保】

○コンプライアンス診断を開始。今後、業務実施ルールなどについての妥当性などについて調査を行う予定。

【職員宿舎の見直し】

○かずさにて使用している借り上げ宿舎について、必要性及び最低限度となっているかについての確認を行い、引き続き、必要最低限度の戸数の宿舎のみ継続して保有している。

【法人のミッション達成に向けたリスク要因とそれへの対応】

「危機管理対応」「技術の維持継承と向上」を最優先に掲げ、それへの対応としてそれぞれ以下を実施した。

○危機管理対応

セキュリティ対策の強化（ホームページ改ざんを踏まえた対応を含む）（IX. その他業務運営に関する重要事項参照）、BCP 素案の見直しと訓練の実施、自家発電装置用燃料保存タンクの増設などのインフラ整備

○技術の継承と向上

人材の流動化（2. 戦略的な人材の確保・育成参照）、技術戦略室の設置（3. 機動的な内部組織の構築と人員配置参照）

【平成 25 年度実績要約】

【基本理念、スローガンとともに、行動指針を改定】

○分野の長や若手、中堅職員等と議論を行い、機構全体の取組として平成 25 年 4 月に基本理念、スローガンの見直しを行い、更に、行動指針も見直しを行い、それぞれ決定。行動指針は、平成 26 年 1 月の理事長による年頭訓示の際に全職員に披露した後、外部向けにはホームページに掲載し、機構職員のあり方を広く示したとともに、内部向けにはイントラネットへの掲載や基本理念、スローガン及び行動指針をまとめたポスターを各部署に配布、掲示、更には、職員証の裏面に掲示し、機構職員の日々の業務の拠り所としている。

<基本理念>

確かな技術と信頼できる情報をもとにくらしの安全と未来への挑戦を支え続けます

<スローガン>

安全とあなたの未来を支えます Safety and your Future with NITE

<行動指針>

1. 誠実で責任ある行動をとります
2. 熱意と誇りを持ち、より価値の高い成果を追求します
3. 最新の科学技術を活用し、得られた成果を社会に還元します

【経営陣の声を職員に届ける】

○経営陣の生の声を全職員に届けるため、様々な施策を実施。

（例）理事長、理事等が分野の長等に対して、次年度の業務課題、業務の進捗・実績についてヒアリングを 2 回行うとともに、その様子を全職員に公開。

【危機管理の強化】

○特許寄託株の誤廃棄への対応協議や再発防止を図るなどのために、リスク管理委員会（3 回）を開催し機構全体での情報共有や対応策を検討・確認し、実施した（リスク評価の実施と業務マニュアルの改訂など）。

【5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰け）活動としてのCNN（Challenge for Next NITE）プロジェクトの推進】

- 恒久的な5S活動としてのCNNプロジェクトを、先進的な取組の機構全体での横断的な展開や業務改善への発展をテーマとして全所的な活動として取組み、平成25年度は時間管理に焦点を当てて活動を行った。
- CNNプロジェクトの結果、役員自らが活動の点検を行い、全職員に向けた発表会を開催し、広く成果について周知するとともに、優秀な取組を行ったメンバーに対して表彰を行った。

【対外的な透明性の確保】

- 全ての常勤職員に対してコンプライアンス意識調査を実施。潜在的なコンプライアンスリスクを洗い出し内部に公表した。

【職員宿舎の見直し】

- かずさで使用している借り上げ宿舎について、必要性及び最低限度となっているかについての確認を行い、引き続き、必要最低限度の戸数の宿舎のみ継続して保有している。

（法人のミッション達成に向けたリスク要因とそれへの対応）

- 「危機管理対応」「技術の維持継承と向上」を引き続き最優先に掲げ、それらへの対応としてそれぞれ次の事項を実施した。

「危機管理対応」

- ・ 上記（危機管理の強化）の項目に記載。

「技術の維持継承と向上」

- ・ 部門横断的に職員が参加し、現状の業務や体制にとらわれず、「将来の日本のため何をもって貢献すべきか」を前提なしで議論し、広い視野や視点で自ら考え提案や行動する取組を実施したことで、このようなことが実施出来る人材の育成を図った。
- ・ 業務の根拠となる政策や背景について、職員自ら情報の収集、整理、分析を行うことによって、機構の役割やその意義、政策の立案根拠などについて認識することによって、今後の機構業務を検討するためのマインドの構築を図った。
- ・ 上記の取組を実施するためのバックキャスト的思考による検討方策などについての文献査読や意見交換、レポートの作成と幹部職員への報告会の開催や各業務部門への情報共有を実施した。
- ・ 外部の有識者との意見交換やヒアリングを14回実施するなど、外部とのネットワークを構築した。

[平成26年度実績要約]

【経営陣の声を職員に届けるための取組み】

- テレビ会議システム等も活用し、全職員を対象とする理事長の年頭訓辞、理事の年頭所感
- 理事長、理事等による各分野の長等に対するヒアリング（職員に公開）：4回
役員と各分野の幹部が政策効果を踏まえた業務計画や実績の説明・議論、予算執行状況の確認、及び予算縮減を念頭に置いた予算編成に係る議論。平成26年度は機動的に開催。
- 地方支所等への経営方針等の共有（役員等と職員との直接対話、運営会議へのテレビ会議システム参加）

【機構のミッション達成に向けたリスク要因への対応】

（危機管理の強化）

- リスク管理委員会（2回）を開催し、機構全体での情報共有や対応策のあり方を検討・確認し、リスク評価の実施、業務プロセスの改善策等により政府調達案件手続きに係るコンプライアンス遵守及び透明性を確保。

（技術の維持継承と向上）

- 「将来の日本のため何を持って貢献すべきか」について、現状の業務や体制にとらわれず、業務の一環と

して、部門横断的に職員が参加し、広い視野や高い視点で自ら考え提案、行動する取組みを実施。

○行政執行法人化プロセスなどを通じて、業務の根拠となる法令、政策や背景について、職員自らが情報の収集、整理、分析を行うことによって、機構の役割やその意義などについて認識。今後の機構のあり方、業務内容を検討するための意識の向上及び人材育成を図った。

○NITE 長期ビジョン 2030 作成において、特にシナリオ・プランニングやバックキャスト的思考による検討方策を新たに導入し、文献査読や意見交換、作成レポートなどを基に幹部役職員への報告会、意見交換などにより、部門横断的、地方支所等との一体的なマネジメントの仕組みと基盤を提案。

○心の健康づくり計画を策定し、病休からの復職のための独自プログラムを開発、9人復職するなど想像以上の成果をあげた。

【5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰け）活動としての CNN（Challenge for Next NITE）プロジェクトの推進】

○恒久的な 5S 活動として、平成 26 年度は行政執行法人化を見据えた残存課題の整理に焦点を当てて、業務グループ単位のボトムアップの議論のプロセスを経た諸活動を実施。結果については、役員自らが活動の点検を行い、全職員に向けた発表会を開催し、広く成果について周知。

【行政執行法人型移行に向けた対応】

○独立行政法人通則法の改正により平成 27 年度から行政執行法人型の法人に移行することに伴い、中期目標期間が 1 年間短縮され業務量が増える中で新制度に基づく対応を円滑に行うため、部門横断的な行政執行法人化準備プロジェクトチーム（PT）を編成し対応した。具体的には、事業計画の策定にあつては経済産業省の各政策原課等の関係部局との綿密な調整を行いつつ、全体の方向性や作業方針等の検討や情報共有を、PT を活用して実施。並行して、NITE 業務に関連した深い知見を有する外部有識者で構成する「NITE 評価・計画諮問会議」を設置し、有識者からの意見を積極的に取り込む体制を整備。これらの取組みにより年度内に滞りなく事業計画案を策定し、経済産業大臣の認可を受けた。また、法改正及び新規分野の立ち上げに伴う組織改編に対応した内部規程の見直しや、単年度管理に対応した事業執行フローや実施体制・人員の検討、業務方法書に盛り込むべき監査・ガバナンスの検討等の必要となる課題を洗い出し、PT 内にワーキンググループを設置して適確に対応。

○さらに、単に行政執行機関としての役割に留まらず、広い視野や視点を持ち自ら考え政策提言できるような組織を育成することを目的に、50 歳未満の全職員で構成された 45 チームが、機構を取り巻く客観的状況を分析しつつ、メガトレンドなどの要素を使用してシナリオ・プランニングの手法により日本の未来像を想定し、そこからバックキャスト的思考で NITE の今後の方向性、取り組むべき技術などを導きだし、45 通りの長期ビジョン案を作成した。

（参考）＜NITE 長期ビジョン 2030～経済産業通商政策上のリスクへの対応～＞

製品の安全、信頼、並びに環境・エネルギーについて、技術上の価値に関する情報を創出し、伝統産業・文化の観点を含めた評価基準を開発するとともに、国際展開を進め、豊かで誇りの持てる社会の形成に貢献する。

【内部監査の実施】

○監査室は、重点監査事項を検討し、策定した年度監査計画に基づいて、年 2 回に分け本部組織及び地方組織の全ての部署に対して契約事務、資産管理、個人情報保護管理、法令等（内部規程を含む）の遵守状況について、実地に内部監査を実施。その際、監事及び会計監査人と常に連絡、調整を行い、効率的な監査に努め、機構内の内部統制上の課題を指摘し、理事長の指揮の下、必要な改善を指示。

2. 戦略的な人材の確保・育成

[中期目標]

機構が「信頼される機関」として存続するため、技術的専門性を有する人材を戦略的に確保し、育成するとともに、新しい社会的要請、行政ニーズ等にも対応できるよう、専門分野の複層化につながる取組みを一層進める。また、これらの人材を支援する管理部門についても、組織の信頼性の確保と維持向上、健全な組織運営を行っていくため、人材の育成を強化する。

その際、組織が学び、組織に学ぶという、ダイナミックかつインタラクティブな組織運営に留意するとともに、職員一人一人の能力や意向を考慮し、計画的に必要な教育・研修を積極的に実施するとともに、自己啓発型研修の重点化、外部研修の充実を図ることに留意する。

[中期計画]

機構が「信頼される機関」として存続するため、技術的専門性を有する人材を確保・育成するとともに、新たな社会的要請、行政ニーズ等にも対応できるよう、専門分野の複層化につながる取組みを一層進める。また、これらの人材を業務支援する管理部門（法務・コンプライアンス、財務・会計、個人情報保護・情報セキュリティ等）についても、組織の信頼性の確保と維持向上、健全な組織運営を行っていくため、人材の育成を強化する。

その際、組織が学び、組織に学ぶという、ダイナミックかつインタラクティブな組織運営に留意するとともに、職員一人一人の能力や意向を考慮し、計画的に自己啓発型研修の重点化、外部研修の充実を行い、必要な教育・研修を積極的に実施する。

[平成 23 年度実績要約]

【キャリアパスの運用】

○長期ビジョンの策定を踏まえて見直した横断的キャリアパスの考え方をもとに、40 歳以下の職員に対してキャリアパス人材育成コース希望調書及び専門スキル調査に基づき人事面談を行い、本人のキャリアパスに係る希望のほか、専門の複層化や業務経験の多様化を踏まえつつ、その結果を 24 年度の人事異動に活用した。

○人事異動の検討に際しては、部門間の調整を図るため計画課長等連絡会議を活用するとともに、全所的な人材育成含めた審議する場として人事評価委員会と選考審査委員会を統合し、人事委員会を設置した。

【人事交流】

○人材の育成及び活用、組織運営の活性化を図るため、以下の組織と人事交流を行った。

- ・経済産業省：出向 13 名、受入 13 名
- ・産業技術総合研究所：出向 1 名、受入 1 名
- ・NEDO：出向 1 名

【外部専門家の人材登用】

○社会・行政ニーズの変化に対応した業務の高度化を図るため、専門性の高い人材（常勤職員 1 名、任期付研究員 2 名）を公募により選考採用した。また、産総研から専門性の高い研究者を受入れた。

【職員研修】

①階層別研修

各階層別研修の終了後、理事長自らが当該研修のテーマ、カリキュラム内容に沿ったミニ講演を行い、受講者と意見交換を行うとともに、受講者からレポート提出を行った。

- ・新規採用職員研修：17 名

- ・中堅職員研修：主任、主査級職員向け各級の人材像に合わせた「タイムマネジメント研修」「プレゼンテーション研修」等8研修を実施（延べ114名受講）。
- ・管理職研修：新任管理職対象研修 フォローアップを含め2回開催（11名受講）
既任管理職対象研修 48名、新任専門官対象研修 7名

②共通研修

英語研修 13名 情報セキュリティ研修 64名 文書管理研修 312名

③分野別研修

専門技術習得等のために、NITE内外の110の研修に273名が受講した。

- ・JNLA技術研修、製品安全技術継承研修などNITE独自に7の研修を企画し実施した（延べ158名受講）。
- ・バイオ政策研修、化学物質総合評価管理研修など各省庁、外部専門機関等が主催する78研修に参加した（延べ208名受講）。

また、国内外3機関への長期（6か月以上）の派遣研修に3名が参加。

④国際会議等への参加

国際会議等への積極的参加を促し、55件の国際会議等へ137名（うち若手30代以下職員35名）、39件の海外調査に93名（うち若手30代職員20名）が参加した。

⑤NITE内部の教育訓練等

全体では60種類の内部教育が270回行った。主な内容は以下のとおり。

- ・バイオ分野→論文（英文）セミナー、微生物の分類学に関する教科書（英文）の輪読会等
- ・化学分野→OECD化学品合同会合・ECHAとのSoI締結の報告・産業界における化学物質管理の取組（JIPS等）等
- ・認定分野→JCSS等チーム会合
- ・製品安全分野→製品安全基本研修

また、専門性の高いOB職員を再任用し、OJTのほか内部講習会等により、積極的に技術伝承を図った。

⑥チャレンジ課題の提案

NITEにとって将来役立つと思われる知識の習得について加点方式によるチャレンジ課題の提案・設定を推奨し、職員から96件の提案・申請があった。うち、能力開発研修として9件について費用補助を行った。

⑦メンタルヘルス対策の学習機会の増加、試し出勤制度の導入

職員向け講習会を実施し、セルフケアを含めたメンタルヘルス対策についての学習機会を増加。試し出勤制度を導入し、申込のあった3件について良好な職場復帰に貢献した。

【人事評価制度の適性かつ効果的な運用】

- 各部門評価者と企画管理部長等による評価調整会議（3月～4月）により評価者の評価基準の調整を図った。
管理職研修（6～7月）では、評価調整会議での実例をベースに事例研究を行い、評価者のスキルアップを図った。
- 評価結果の昇給等処遇への反映においては、労働組合との協議を行い、複数年度の評価を使い、公平に昇給に反映させる仕組み（ポイント制）を導入した。

[平成24年度実績要約]

【キャリアパスの運用】

- 横断的キャリアパスの考え方をもとに、40歳以下の職員に対してキャリアパス人材育成コース希望調書及び専門スキル調査を実施。従来、各センターで実施していた非管理職（5級以下）職員の人事面談の実施

主体を人事担当部署に変更することにより、専門の複層化や業務経験の多様化を踏まえた人材の流動化のための分野横断的な人事異動案を策定し、平成 25 年度の人事異動に反映した。これにより、管理部門を含めた分野を越えた機構一体としての人事配置を行ったほか、研修、適切な人員配置、ジョブローテーションの推進等により人材育成の強化を図った。

【人事交流】

○人材の育成及び活用、機構の組織運営の活性化を図るため、次の組織と人事交流を行った。

- ・ 経済産業省：出向 9 名、受入 9 名
- ・ 独立行政法人産業技術総合研究所：受入 1 名
- ・ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構：受入 1 名

【外部専門家の人材登用】

○社会・行政ニーズの変化に対応した業務の高度化を図るため、専門性の高い人材（常勤職員 9 名、任期付研究員 2 名）を公募により選考採用した。

【職員研修】

①階層別研修

- 各階層別研修の終了後、理事長自らが当該研修のテーマ、カリキュラム内容に沿ったミニ講演を行い、受講者と意見交換を行うとともに、受講者からレポート提出を行った。
- ・ 新規採用職員研修：16 名
- ・ 中堅職員研修：主任、主査級職員向け各級の人材像に合わせた「企画力強化研修」「ロジカルシンキング研修」等 6 研修を実施（延べ 76 名受講）。
- ・ 管理職研修：新任管理職対象研修 フォローアップを含め 2 回開催（9 名受講）
- ・ 既存管理職対象研修：45 名・新任専門官対象研修 7 名

②共通研修

- ・ 英語研修 10 名
- ・ 情報セキュリティ研修（新任用）54 名
- ・ 情報セキュリティ研修（eラーニング）606 名
- ・ 情報セキュリティ研修（標的型メール訓練）585 名
- ・ 文書管理研修 454 名

③分野別研修

- 職員の分野別研修を機構内外の技術専門系 107 の研修、業務支援系 37 の研修、企画マネジメント系 8 の研修を実施し、キャリアコース別に人材育成を図った。
- 人事院が主催する研修 課長級研修、係長研修等のキャリアアップのための研修に 3 名が参加した。
- また、国内外 3 機関への長期（6 か月以上）の派遣研修に 3 名が参加。

④国際会議等への参加

- 国際会議等への積極的参加を促し、70 件の国際会議等へ 213 名（うち若手 30 代以下職員 83 名）、49 件の海外調査に 86 名（うち若手 30 代職員 28 名）が参加した。

⑤機構内部の教育訓練等

- 全体では 46 種類の内部教育を 288 回行った。主な内容は次のとおり。
バイオ分野→論文（英文）セミナー、菌類に関するセミナー等
化学分野→勉強会

- ・ 米国 TSCA におけるリスク評価と管理
- ・ 有害性評価支援システム統合プラットフォーム (HESS⁵⁷) の概要
- ・ 室内空気汚染と室内暴露評価
- ・ 化審法における MITI 番号と CAS 番号の確認作業の実際等
認定分野→JCSS 等チーム会合、認定研究会
製安分野→製品安全全体勉強会、技術力継承研修、内部業務発表会

また、専門性の高い OB 職員を再任用し、OJT のほか内部講習会等により、積極的に技術伝承を図った。

⑥チャレンジ課題の提案

○機構にとって将来役立つと思われる知識の習得について加点方式によるチャレンジ課題の提案・設定を推奨し、職員から 53 件の提案・申請があった。うち、能力開発研修として 2 件について費用補助を行った。

⑦メンタルヘルス対策の学習機会の増加、試し出勤制度の導入

- 職員向け講習会を実施し、セルフケアを含めたメンタルヘルス対策についての学習機会を増加させた。
- 試し出勤制度を導入し、申込のあった 3 件について良好な職場復帰に貢献した。

【人事評価制度の適性かつ効果的な運用】

- 各部門評価者と企画管理部長等による評価調整会議(3月～4月)により評価者の評価基準の調整を図った。管理職研修(6～7月)では、評価調整会議での事例をベースに事例研究を行い、評価者のスキルアップを図った。
- 職務行動評価 WG を設置し、ポイント制の見直し、評価票の見直し等について検討し、被評価者、評価者の負担軽減となる評価票の見直し、専門官への評価の委任については、平成 24 年度評価から実施した。

【平成 25 年度実績要約】

【キャリアパスの運用】

○横断的キャリアパスの考え方をもとに、40 歳以下の職員に対してキャリアパス人材育成コース希望調書及び専門スキル調査を実施。従来、各センターで実施していた非管理職(5 級以下)職員の人事面談を平成 24 年度に引き続き人事担当部署が主体となって実施することによって、専門の複層化や業務経験の多様性を踏まえた人材の流動化のための分野横断的な人事異動案を策定し、平成 26 年度の人事異動に反映した。これによって、管理部門を含めた分野を越えた機構一体としての人事配置を行ったほか、研修、適切な人員配置、ジョブローテーションの推進等によって人材育成の強化を図った。

【若手職員の能力開発】

○1. 内部統制の充実・強化の(法人のミッション達成に向けたリスク要因とそれへの対応)の「技術の維持継承と向上」を参照。

【職員研修等】

○多様な研修等を実施し、職員の能力向上を図った。

(例)

- ・ 階層別研修

各階層別研修の終了後、理事長自らが当該研修のテーマに沿って講演を行い、講演で提示された課題

⁵⁷ HESS: Hazard Evaluation Support System Integrated Platform の略。有害性評価支援システム統合プラットフォームのこと。化学物質間のデータの比較や分子構造などにより、化学物質の分類を行うことで未試験化学物質の反復投与毒性の評価を支援するシステム

に対して受講生のグループによるワークショップや発表を行った。また、「文章力向上トレーニング研修」「会議でのコミュニケーション力強化研修」の2研修については複数の階層共同で実施し、グループ研修による教育的効果の向上を図った。(2研修合計80名受講)

・チャレンジ課題の提案と実施

機構にとって将来役立つと思われる知識の習得を行うチャレンジ課題の設定について、職員から延べ97件の提案・設定があり、これらを日々の業務に加えて行った。

【平成26年度実績要約】

【NITE Working Session for Youthの開催／分野間連携・融合】

○多様なキャリアパスを活かして活躍する職員のイノベティブな経験談を若手職員に紹介し、自らのキャリアパスの検討、異動希望に反映するための理解を深めた。これにより、部門横断的的事业プロジェクトチームが組織しやすくなり、部門間交流の活性化につながった。また、人事異動による人材の流動化を図り、分野間連携・融合が図られた。

○平成26年度中に発足した部門横断的的事业プロジェクトチームは次のとおり。

・行政執行法人化準備PT：NITE 全部門参加、単年度目標・計画・予算等の適確な実施、平成27年3月まで

・行政執行法人化準備PTの下4つのワーキンググループの設置

①単年度管理型事業執行WG：NITE 全部門参加、業務執行計画・投資計画・調達計画の作成と管理方法の検討、平成27年3月まで

②規程見直しWG：NITE 全部門参加、法令変更等に関するNITE内全規程の見直し、平成27年3月まで

③体制・人員WG：NITE 全部門参加、NITEの雇用サイクルの検討と計画の策定、平成27年2月まで

④監査・ガバナンス検討WG：NITE 全部門参加、監事機能強化・内部統制対応の検討、平成27年2月まで

・2014年IEC東京大会出典及びテクニカルビジット対応PT：NITE 全部門参加、IEC大会の協賛団体として技術展示会やテクニカルビジットの協力を行う、平成27年3月まで

・業務執行能力開発PT（継続）：NITE 全部門参加、「業務執行基本マニュアル」の修正と普及、平成27年1月まで

・単年度管理型会計事務のあり方検討PT：NITE 全部門参加、会計事務と部門を含む調達事務の整理と課題解決、平成26年12月まで

・大型蓄電池システムPT：評価施設のニーズ把握と国際標準テーマの検討、平成27年3月まで、以降継続

【分野横断的キャリアパスの運用】

○分野横断的キャリアパスの考え方をもとに、40歳以下の職員に対してキャリアパス人材育成コース希望調書及び専門スキル調査を実施。従来、部門ごとに実施していた非管理職（5級以下）職員の人事面談を、機構として統一的、一体的に実施。専門分野の複層化や業務経験の多様化を踏まえた人材の流動化のための部門横断的な人事異動案を策定し、平成27年度の人事異動に反映した。これによって、管理部門を含めた部門を越えた機構一体としての人事配置を行った。その他、研修、適切な人員配置、ジョブローテーションの推進等によって人材育成の強化を図った。

【外部機関との人事交流による専門人材の維持・更新・向上】

○人材の育成及び活用、機構の組織運営の活性化を図るため、次の組織と人事交流を行った。

・経済産業省：出向13名、受入10名

・独立行政法人産業技術総合研究所：受入1名

○ほか、民間企業において専門的な知識経験を有する若手・中堅人材の活用、OECD への長期職員派遣（1名）や、米国環境保護庁（EPA）への長期の派遣研修（1名）を行うなど、機構の業務成果を活用し得る産業界や、各国規制に関わる国際機関との連携を強める契機とした。

【社会・行政ニーズの変化に対応した人材採用】

○戦略的技術分野における評価技術の開発及び認証基盤の整備をはじめ、社会・行政ニーズの変化に対応した業務の高度化を図るため、公募によって専門性の高い人材（常勤職員8名、うち戦略的技術分野関連5名）を選考し、採用した。

○新規採用では、これまでの東京及び大阪での募集に加え、新たに「モノ作りの中心地」である名古屋での募集を初め、獲得が難しい電気分野と機械分野の新人を採用することができた。

【仕事と家庭の両立・女性職員の採用、登用拡大】

○育児休業取得率100%、育児休業取得職員の離職ゼロを達成。また、企画管理部幹部に女性を登用するなど、成果をあげた。

【若手職員の能力開発】

○単に行政執行機関としての役割に留まらず、広い視野を持ち自ら考え政策提言できる人材を育成することを目的に、部門横断的な若手職員から構成する技術戦略室を継続。NITEを取り巻く客観的状況を分析しつつ、メガトレンドなどの要素を使用してシナリオ・プランニングの手法により日本の未来像を想定し、バックキャストにより機構の今後の方向性、取り組むべき技術などの導き出す手法について、支所も含めた全職員に向けて説明。

さらに、その成果を若手職員からのボトムアップによるNITE長期ビジョン2030策定につなげ、50歳未満の全職員で構成された45チームが、45通りの長期ビジョン案を作成し幹部に提出した。

NITE長期ビジョン策定の過程において、若手職員を中心に企業、業界団体を往訪する意見交換などの深掘りが行われ、若手職員と産業界との交流の契機となった。

【キャリアアップのための職員研修の設計・実施】

○職員の実態に応じた研修の設計、実施及び多様なキャリアアップ機会の確保のため、次の取組みを実施し、職員の能力向上を図った。

例1：階層別研修

各階層別研修の終了後、理事長自らが当該研修のテーマに沿って講演を行い、講演で提示された課題に対して受講生のグループによるワークショップや発表を行った。

特に初級及び中堅職員研修として、新たに主任級となった職員向けに「論理的コミュニケーション研修」を実施（16名受講）、また、新たに主査級となった職員向けには「問題解決とコミュニケーション強化研修」を実施（19名受講）

例2：長期派遣研修

国内外3機関への長期（6か月以上）の派遣研修に3名が参加。

例3：国際会議等への参加

国際会議等への積極的参加を促し、99件の国際会議等へ206名（うち若手30代以下職員74名）、15件の海外調査に39名（うち若手30代職員12名）が参加。

例4：チャレンジ課題の提案と実施

機構にとって将来役立つと思われる知識の習得を行うチャレンジ課題の設定について、職員から延べ79件（うち、14件について費用補助）の提案・設定があり、これらを日々の業務に加えて行った。

3. 機動的な内部組織の構築と人員配置

[中期目標]

機構の各分野における専門家の流動化を図り、連携等を一層推進し、組織の活性化を図るとともに、機構の役割を果たす上で最適な内部組織を構築する。

また、製品事故に係る調査を限られた資源で迅速かつ効率的に行うため、地域の関係機関等と密接な連携を図り、業務を的確に実施できる体制を確保するとともに、最も効率的な体制となるよう、高度な燃焼業務への特化や地域拠点の業務量の変動に応じた人員配置による一層の平準化を図る。

[中期計画]

機構の各分野における専門家の流動化を図り、連携等を一層推進し、組織の活性化を図るとともに、国民の安全・安心の確保、産業活動における信頼性と安全性を確保する上で最適な内部組織を構築する。

また、製品事故調査に関する現地調査、事故品確保といった初動調査を限られた資源で迅速かつ効率的に行うため、地域の関係機関等と密接な連携を図り、業務を的確に実施できる体制を確保するとともに、最も効率的な体制となるよう、高度な燃焼業務への特化や地域拠点の業務量の変動に応じた人員配置による一層の平準化を行う。

[平成 23 年度実績要約]

○若手職員が自らが従事している業務について、広く職員に紹介する「NITE ユースワーキングセッション」を開催するなどして、職員の各分野の業務内容についての理解を深めることにより、人事異動による人材の流動化を計画するとともに、技術的知見、設備等の一体的活用に着手した。

○EU などにおいて衣料品への使用規制などの措置が取られているが、我が国においては使用などに係る規制はない状況であった、環境中の微生物によって人体に有害なアミン類を生成することが判明しているアゾ染料やアゾ顔料などに使用されているアゾ系化合物(有害芳香族アミン化合物)に関し、その化学構造、リスク情報及び環境中での生成情報等について、これまでの業務において蓄積した技術力と情報を用い、部門間連携による協力体制を構築し調査・とりまとめを行い、経済産業省及び厚生労働省に提供した。結果、経済産業省及び厚生労働省において、NITE からの提供情報に基づき、経済産業省から注意喚起が、厚生労働省から使用に係る自主基準が通知としてそれぞれ発出された。

NITE 各部門における役割分担は次のとおり

- ・製品安全部門：有害芳香族アミン化合物情報の調査

皮膚障害事故の原因究明などの業務において蓄積した、化合物の構造特定技術や、染料・顔料に関する各種情報を活用

- ・化学物質管理部門：発ガンリスク情報の調査

化合物の有害性評価やリスク評価業務、さらには、情報提供業務において蓄積した、国内外の化合物の有害性やリスク評価結果及びその手法に関する各種情報を活用。

- ・バイオテクノロジー分野：微生物による芳香族アミン生成情報の調査

プロテオーム解析業務などにおいて蓄積した、有害物質生産タンパク質の解析技術などを活用。

○北関東支所において、燃焼技術に特化し、製品事故の原因究明のための初動調査等を本所に一元化するべく、プロジェクトチームを立ち上げ、原因究明の実施体制、高度な原因究明に必要な燃焼試験技術を明確にした上で、施設・設備の整備、実現性等について検討を行い(検討会を7回実施)、理事長に対し検討結果を報告し、高度な燃焼試験を実施する製品安全部門の部署として、平成 24 年 4 月 1 日に燃焼技術センターに改組した。(重大事故の約 70%、非重大事故の 40%以上が発火燃焼に関わる事故。これら事故について、原因不明件数の減少が喫緊の課題。当該支所で実施していた初動調査等の業務は、本所(東京)

に一元化。)

- 地方支所においては、業務量に応じた人員を配置しているところであるが、引き続き効率的・効果的な体制となるよう、毎年、製品安全担当者会議等において、業務量の平準化の観点から見直しを実施することとしており、平成24年2月に同会議を実施し、各支所の業務量が平準化していることを確認した。
- 関係機関（消防、経済産業省、NITE）と効果的・効率的な連携の在り方を検討した結果、消防庁から全国の消防本部に通達が発出された。（平成23年6月23日）
- 消防庁及び警察庁から通達が発出された後は、NITEの協力要請に対し、情報提供、合同調査が適切に実施され、製品事故調査のための初動調査が迅速かつ効果的に行われている。
- 特許寄託機関の統合については、関係機関と連携し、統合に際しての諸問題の解決を図り、一元化の基本方針である、「特許寄託業務の一元化に向けたアクション・プログラム」（以下「アクション・プログラム」という。）を策定した。
- 本アクション・プログラムに沿って、NITEの下における二機関の運営開始（平成24年4月1日を予定）に向けた諸作業（寄託生物種の範囲の検討、手数料改定の検討、産業技術総合研究所特許生物寄託センター（以下「AIST-IPOD」という。）でのNITE職員の技術習得、AIST-IPOD施設・設備の管理方法、一元化に関する業界説明会の開催等）を実施した。並行して、AIST-IPOD保管株を受け入れるため、かずさの施設整備に着手した。
- 施設・設備の共用化、人員の業務兼務については、特許微生物寄託センター（以下「NPMD」という。）職員全員に生物資源課の業務を兼務させ、NPMD実験室において生物資源課の業務を行うことにより、施設・設備の共用及び人員の業務兼務推進を図ることとした。

[平成24年度実績要約]

- 若手職員が従事している業務について、広く職員に紹介する「NITE ユースワーキングセッション」を平成23年度に引き続き開催するとともに、役員及び部門内職員を対象として、各業務の担当職員が業務の目的、実施内容、成果、課題などについてプレゼンテーション、パネルで紹介する「業務説明会」を開催するなどして、職員の各分野の業務内容についての理解を深めるとともに、その成果をみつつ人事異動による人材の流動化を計画・実施するなど、技術的知見、設備等の一体的活用を進めた。
- 分野横断的に先端的な評価等の技術開発・調査を担当する組織として「技術戦略室」を設置し、さらなる機構業務の高度化や多様な行政ニーズなどに対応出来るための技術力の整備の検討を開始した。なお、これらの実施により将来的に機構の各業務の中核的な役割を担う人材育成にも直結すると考えている。
- 国民生活センターとの業務提携に基づく事故原因究明のための分析依頼の実施にあたり、バイオテクノロジー分野で実施しているタンパク質解析業務に用いる技術や試験設備も活用し、迅速かつ正確な分析を行い、事故原因となった物質を推定した。

具体的には、

事故製品：ムートンブーツ

- ・ 事故概要

当該製品を使用していた消費者が皮膚障害の症状を消費者センターに訴え、国民生活センターを通じて、機構と国民生活センターの業務提携に基づき、機構に対して皮膚障害原因物質の推定に係る分析依頼が成された。

- ・ 機構における役割分担

- ・ 製品安全センター： 国民生活センターとの窓口及び事務処理、過去の皮膚傷害事故の原因特定などに係る技術的知見の活用、分析結果などを踏まえた事故原因の推定など

- ・ バイオテクノロジーセンター： 微生物が産生するタンパク質を特定する技術及び情報やそのために使用する分析機器などの試験設備の提供。
- 地方支所においては、業務量に応じた人員を配置しているところであるが、引き続き効率的・効果的な体制となるよう、毎年、製品安全担当者会議等において、業務量の平準化の観点から見直しを実施することとしており、平成 25 年 3 月に同会議を実施し、各支所の業務量が平準化していることを確認した。
- 特定部門にとどまらない先導的業務や部門間横断業務に関し、業務上の緊急性が高い案件について、組織横断的なプロジェクトチームを編成し、課題の解決を進めている。
- ・ 燃焼実験施設 PT（リチウムイオン電池の発火再現や燃焼事故時の有毒ガス分析等設備・装置）
 - ・ NITE-LANPT(情報セキュリティ対策や業務効率化を目指した、機構情報基盤設備の更新)
 - ・ 財務会計システム PT(監査法人からのアドバイスに対応した新財務会計システムの構築)
- 地方自治体との連携による新型インフルエンザおよび高病原性インフルエンザ変異株、薬剤耐性株等の早期検出、検査診断系の改良および流行把握に関する研究(厚生科研費)を行った。
- 具体的には、
- ・ 国立感染症研究所から要請のあったインフルエンザウイルスのゲノム解析 279 株を実施し、解析データを提供。
 - ・ インフルエンザの次世代型シーケンサー（イルミナ MiSeq）による全セグメント解析手法の検討実験を 18 株について実施、基本的な手法の開発を実施し、問題点等の洗い出し、データ処理手法についての検討を行った。
 - ・ 重症例や変異や薬剤耐性について監視するとともに、解析を通じ流行株の変遷をとらえ、感染研にデータ提供を行った。
- プロテオーム解析法を用いたカシミア繊維の新鑑別法の開発を行い、TOF-MS 及び LC-MS/MS で選び出した特異ペプチドを選定、合成し、定量分析法を開発した。また、試験用標準ペプチドを提供可能とした。また、カシミア繊維の試験方法に関する標準化委員会に機構で開発した定性・定量法を紹介し評価を受けるとともに、国際規格としての標準化については他の方法によるものが先行していたが、関係団体との意見交換の結果、開発した定量分析法は今後の有望な試験方法であるとの試験団体、業界団体から評価を受けた。
- 小麦タンパク質加水分解物を含有した石鹼の使用者が全身性のアレルギー「アナフィラキシーショック」を発症する事例が報告され、社会問題となっている。しかし、小麦タンパク質加水分解物が強力なアレルギー反応を示す原因が解明されていないため、対策が取れない状況となっている。そこで、原因究明のため、石鹼に含まれる小麦タンパク質加水分解物をプロテオーム解析した。その結果、水溶性の高分子量ペプチド断片が生成していることが判明した。なお、それらについては、動物実験等により、事故原因を確定する試験が実施され、強いアレルギー性を示すことが明らかになっている。また、それらのペプチド断片が塩酸処理により、生成することを明らかにした。得られた成果は経済産業省などに提供を行った。なお、今後それらは薬事法技術基準の策定などに活用される予定。

[平成 25 年度実績要約]

- 若手職員が自らが従事している業務について、広く職員に紹介する「NITE ユースワーキングセッション」を平成 24 年度に引き続き開催するとともに、役員及び部門内職員を対象として、各業務の担当職員が業務の目的、実施内容、成果、課題などについてプレゼンテーションで紹介する「業務説明会」を開催するなどして、職員の各分野の業務内容についての理解を深めるとともに、その成果をみつつ人事異動による

人材の流動化を計画・実施するなど、技術的知見、設備等の一体的活用を進めた。

- 平成 25 年度補正予算で我が国の産業競争力の強化のために予算措置されたグローバル認証基盤整備を業務の中心とする「先端技術評価センター（仮称）」及び製品安全センター本部移転のための施設整備費を迅速に執行するため、先端技術評価センター準備室を設置し、短期間で施設建設のための官報公示を行った。
- 機構の新たな業務である大型蓄電池システムにかかる新国際標準化テーマの発掘及び具体的な提案業務の検討を行うため、分野横断的なプロジェクトチームを設置し、既存の大型蓄電池施設や専門家から情報収集を行うなど具体的な活動を開始した。
- 平成 24 年度補正予算で日本経済再生に向けた緊急経済対策のため予算措置された生物遺伝資源のバックアップ機能の充実・強化において、千葉県木更津市に新たに施設整備と業務開始のためのプロジェクトチームを設置し、施設整備への着手と次年度からの事業開始の準備作業を開始した。
- 社会的リスクの低減のため、関係する分野や関係省庁と連携をとりながら業務を実施し、それぞれにおいて成果を上げることができた。

（例）

- ・生体分子解析技術を活用した製品生体障害事故解析の実施（製品安全部門とバイオテクノロジー部門の連携）

製品安全センターの依頼に基づき、灯油の劣化状態を先端生体分子解析技術を応用したペトロリオミクス解析によって、15 試料について測定し劣化状態解明に貢献した。

- ・発がん性芳香族アミン化合物の微生物反応による生成の確認及び変換率の測定（関係省庁との連携）

諸外国では、発がん性芳香族アミン化合物を生成する色素含有製品が法令等で規制されており、日本でも有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律によって、規制の導入が検討されている。これらは皮膚上の皮膚存在菌の反応によって、生成するとされているが、実態は不明のままである。また、樹脂やその他の加工剤からも、生成が懸念されている。これらを明らかにするため生体分子分析技術による試験を実施した。結果として、色素、樹脂及び樹脂モノマーの代謝生成物の検出、代謝反応を解明した。解析結果は、経済産業省繊維課を通じ厚生労働省へ提供され、法令の改正手続きに用いられ、行政施策に反映された。

【平成 26 年度実績要約】

【NITE Working Session for Youth の開催】

- 多様なキャリアパスを活かして活躍する職員の経験談を若手職員に紹介し、自らのキャリアパスの検討、異動希望に反映するための理解を深めた。これにより、部門横断的の事業プロジェクトチームが組織しやすくなり、部門間交流の活性化につながった。

（以上、2. 戦略的な人材の育成・確保 【NITE Working Session for Youth の開催／分野間連携・融合】から再掲）

【分野横断的、組織一体的な取組み】

- 特定分野にとどまらない先導的業務や課題に対し、機構の能力を最大限に活用し、新たな政策ニーズに対応するため、分野横断的、組織一体的な取組みを実施。

例 1：化学物質管理と製品安全との共同プロジェクトの創成、推進

製品安全センターが受理した事故情報等のうち、製品から検出された 3 物質（ホルムアルデヒド、イソホロン、ジフェニルメタンジイソシアネート）について、化学物質管理センターが製品事故時のリスク評

価及び一般消費者のリスク評価を実施した。このリスク評価結果は、製品安全センターの事故原因究明に活用するとともに、これらのリスク評価を通じてリスク評価手法の改良や事故調査における情報収集のあり方等について化学物質管理センター及び製品安全センターの共同プロジェクトチームによる検討を行った。

例 2：部門間分野横断的活用による厚生労働行政への反映

経済産業省からの要請を受け、バイオテクノロジーセンターの有する生体分子解析技術を用いて以下を実施した。

- ・化粧品原料の加水分解コムギ及びコチニール色素による重篤なアレルギー（アナフィラキシー）解明のため、市販されている加水分解コムギ 9 品等について原因物質の解析を行い、経済産業省及び厚生労働省へ結果を報告した。特に加水分解コムギに関する結果については、医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）（旧薬事法）に基づく医薬用部外品原料規格の改正案に盛り込まれた。
- ・家庭用品品質表示法の運用に必要な獣毛繊維鑑別法として、カシミヤ、羊毛、ヤクの 3 繊維について、鑑別及び混用率算定用試験方法を開発し、経済産業省へ成果を報告した。また、法運用に係る試験実施機関に対し技術供与を行うとともに、貿易、海外取引への活用を踏まえた英文論文作成を実施した。さらに、国際的に利用できるようにするため、国内 ISO 関係団体への技術紹介及び ISO 国際会議において新規格制定（規格提案国、イタリア、日本）への活動を実施した。
- ・消費生活用製品安全法に基づき、製品安全センターと共同で家庭用品による皮膚障害事故の原因究明を 27 件実施した。その結果、新しいアレルギー原因物質を発見（3 物質）及び含有理由を明らかにした。化学物質管理センターへ情報提供するとともに、学会発表予定である。

例 3：バイオテクノロジーと化学物質管理との一体的な法執行の支援

平成 25 年度にバイオテクノロジーセンターの有する生体分子解析技術を用いて解析した結果を厚生労働省に提供したことにより、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令（規制対象物質の指定）が改正された（平成 27 年 4 月 8 日公布・平成 28 年 4 月 1 日施行）、発がん性芳香族アミン化合物生成要因となる色素含有繊維製品に係る法執行の側面支援対応として引き続き以下の対応を行った。

- ・政令改正が円滑に進むように、バイオテクノロジーセンターでは、平成 25 年度実施事業の内容を経済産業省、業界団体へ委員会等（審議会 1 回、業界委員会 5 回）を通じて継続して説明を実施した。
- ・対象物質を繊維から検出する試験方法を定めた日本工業規格 JIS L 1940-1 及び JIS L 1940-3 について、認定センターにおいて同試験に対応する JNLA 登録申請受付の準備に迅速に対応し、両規格が制定された平成 26 年 6 月 20 日付けで受付を開始した（詳細は I-4. 適合性認定分野 1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献（1）法令に基づく認定等 の JNLA 関連実績を参照）。
- ・上記政令の法令協議において、政令指定物質名称案が薬事・食品衛生審議会での審議時の物質構造を正確に反映していないと考えられた 3 物質について、化学物質管理センターから経済産業省を通じて厚生労働省に意見（修正案）を提出した結果、機構の意見どおりの名称にて政令指定された。

例 4：バイオテクノロジーを活用した化審法生分解機構試験の運用改善に向けた調査

化審法生分解度試験の運用改善に向け、バイオテクノロジーセンターがバイレメ事業で開発した生態系影響評価技術を用いて現行の化審法汚泥（OECD TG 301C）と下水処理場汚泥および環境水の菌叢解析を実

施した（平成 26 年度化学物質安全対策 化学物質の評価手法に関する調査・検討事業、一般財団法人化学物質評価研究機構からの再委託）。

OECD TG 301C で用いる化審法汚泥と一般下水処理場の活性汚泥・環境水の菌叢⁵⁸（30 サンプル）を比較することで、現行の化審法分解度試験の微生物学的な問題点を初めて明らかにした。化審法汚泥の微生物多様性が一般下水処理場汚泥や環境水などに比べ低いこと、化審法汚泥の培養維持期間の長期化に伴い多様性は著しく減少していることを明らかにした。また、化審法汚泥（OECD TG 301C）の培養前の菌叢は家庭排水を多く受け入れている処理場汚泥の菌叢に類似していることを明らかにし、我が国における TG 301F 法の導入の合理性を示した。

4. 契約の適正化

[中期目標]

随意契約について、一般競争入札への移行を徹底するとともに、競争入札等に際し実質的な競争を確保するため、新規事業者が参加しやすい環境及び条件の整備を一層進め、一者応札・一者応募の減少を図る。

その際、情報提供の充実・透明性の確保、入札公告の早期化、入札参加要件の緩和等による入札参加者の利便性向上を図るとともに、高額な物品調達等の契約については、一者のみが応札した場合には、第三者で構成する契約監視委員会の意見を踏まえて入札手続きをやり直す制度を導入するなど、契約における実質的な競争の確保に向けた取組みを強化することに留意する。

[中期計画]

随意契約について、一般競争入札への移行を徹底するとともに、競争入札等に際し実質的な競争を確保するため、新規事業者が参加しやすい環境及び条件の整備を一層進め、一者応札・一者応募の減少を図る。

その際、情報提供の充実・透明性の確保、入札公告の早期化、入札参加要件の緩和等による入札参加者の利便性を向上させるとともに、高額な物品調達等の契約については、一者のみが応札した場合には第三者で構成する契約監視委員会の意見を踏まえて入札手続きをやり直す制度を導入するなど、契約における実質的な競争の確保に向けた取組みを強化することにより、調達コストを削減する。

[平成 23 年度実績要約]

○随意契約の競争入札等への移行の徹底、競争入札等における実質的な競争性確保等、契約の適正化推進により経費を節減。

① 随意契約の公募への移行（競争入札等への移行）を推進した。

② 競争入札等における複数者応札による実質的競争性の拡大を図るため、平成 22 年度に引き続き以下の取組みを実施した。

- ・ 情報提供の充実（全ての役務契約について入札説明会を実施、調達予定情報のホームページ公開等）
- ・ 入札参加者の利便性向上（入札公告ホームページによる入札説明書のダウンロードによる配布、複数箇所による同時説明会及び入札・開札の実施）
- ・ 入札参加ランクの緩和
- ・ 高額調達において一者応札・応募の場合には入札手続きやり直しを実施
- ・ 入札説明書等ダウンロード事業者のうち、入札不参加だった事業者からの聞き取り調査 等

⁵⁸ 菌叢（きんそう）：ある特定の環境で生育している微生物集団のこと。

さらに、平成 23 年度は、以下の取組みを実施した。

- ・品質向上対策の検討材料とするため、契約履行品質評価を実施
 - ・契約事務の品質向上の検討材料とするため、職員の契約ルール等の理解度、契約手続き等の満足度調査を実施
 - ・競争性のない随意契約のうち、電力供給及びガス供給契約を競争入札へ移行
- ③ 契約監視委員会において、平成 22 年度及び平成 23 年度 12 月末までに締結した随意契約及び競争入札等における一者応札・応募案件の点検を引き続き実施した。また、内部監査においても、一者応札・応募案件の点検を重点項目の一つとして実施した。
- ④ 契約の透明性の確保を図るため、NITE との契約において一定の関係を有する場合にあっては、落札者への再就職の状況や、取引の状況に関する情報を公表する取組みを平成 23 年 7 月より開始した。
- ⑤ 公益法人等に対する会費の支出について
公益法人への支出を伴う事業が NITE の業務に必要なものとなっているかの確認について、適切に実施するよう職員に周知するとともに、平成 24 年度以降の支出に当たって、審査体制充実のための方策の検討を実施した。

[平成 24 年度実績要約]

- 随意契約の競争入札等への移行の徹底、競争入札等における実質的な競争性確保等、契約の適正化推進により経費を削減
- ①随意契約の公募への移行（競争入札等への移行）を推進した。
- ②競争入札等における複数者応札による実質的な競争性の拡大を図るため、以下の取組みを実施した。
- ・情報提供の充実（全ての役務契約について入札説明会を実施、調達予定情報のホームページ公開等）
 - ・入札参加者の利便性向上（入札公告ホームページによる入札説明書のダウンロードによる配布、複数箇所による同時説明会及び入札・開札の実施）
 - ・入札参加ランクの緩和
- ③競争入札等における実質的な競争性を確保するため、高額調達において一者応札・応募の場合には入札手続きやり直しを実施した。
- ④契約履行品質を向上させるため以下の取組みを実施した。
- ・入札説明書等ダウンロード事業者のうち、入札不参加だった事業者からの聞き取り調査
 - ・契約相手先の契約履行品質調査を実施
 - ・総合評価落札方式の適用範囲を拡大
 - ・指名停止措置の厳格適用、低入札価格調査制度の活用
 - ・調達マニュアル、仕様書作成マニュアルの整備
- ⑤環境配慮契約法への対応及び更なる随意契約の見直しを実施した。
- ・電力供給の競争入札（裾切り方式）による調達、ガス供給の競争入札による調達
- ⑥契約の適正性、透明性を向上させるための取組み
- ・四半期毎に契約監視委員会による一者応札・応募及び二年連続一者応札・応募の次回調達事前点検及び公益法人との契約、会費等の支出の点検を実施し、ホームページで公表
 - ・監事監査及び内部監査でも随意契約及び一者応札・応募契約、公益法人への支出を重点的に点検

[平成 25 年度実績要約]

- 随意契約の競争入札等への移行の徹底、競争入札等における実質的な競争性確保等、契約の適正化推進により経費を削減。
- ①随意契約の公募への移行（競争入札等への移行）を推進した。
- ②競争入札等における複数者応札による実質的な競争性の拡大を図るため、以下の取組みを実施した。
 - ・ 情報提供の充実（全ての役務契約について入札説明会を実施、調達予定情報のホームページ公開等）
 - ・ 入札参加者の利便性向上（入札公告ホームページによる入札説明書のダウンロードによる配布、複数箇所による同時説明会及び入札・開札の実施）
 - ・ 入札参加ランクの緩和
- ③競争入札等における実質的な競争性を確保するため、高額調達において一者応札・応募の場合には入札手続きやり直しを実施した。
- ④契約履行品質を向上させるため以下の取組みを実施した。
 - ・ 入札説明書等ダウンロード事業者のうち、入札不参加だった事業者からの聞き取り調査
 - ・ 契約相手先の契約履行品質調査を実施
 - ・ 総合評価落札方式の適用範囲を拡大
 - ・ 指名停止措置の厳格適用、低入札価格調査制度の活用
 - ・ 調達マニュアル、仕様書作成マニュアルの整備
- ⑤環境配慮契約法への対応及び更なる随意契約の見直しを実施した。
- ⑥契約の適正性、透明性を向上させるための取組みを実施した。
 - ・ 四半期毎に契約監視委員会による一者応札・応募及び二年連続一者応札・応募の次回調達事前点検及び公益法人との契約、会費等の支出の点検を実施し、ホームページで公表
 - ・ 監事監査及び内部監査でも随意契約及び一者応札・応募契約、公益法人への支出を重点的に点検

[平成 26 年度実績要約]

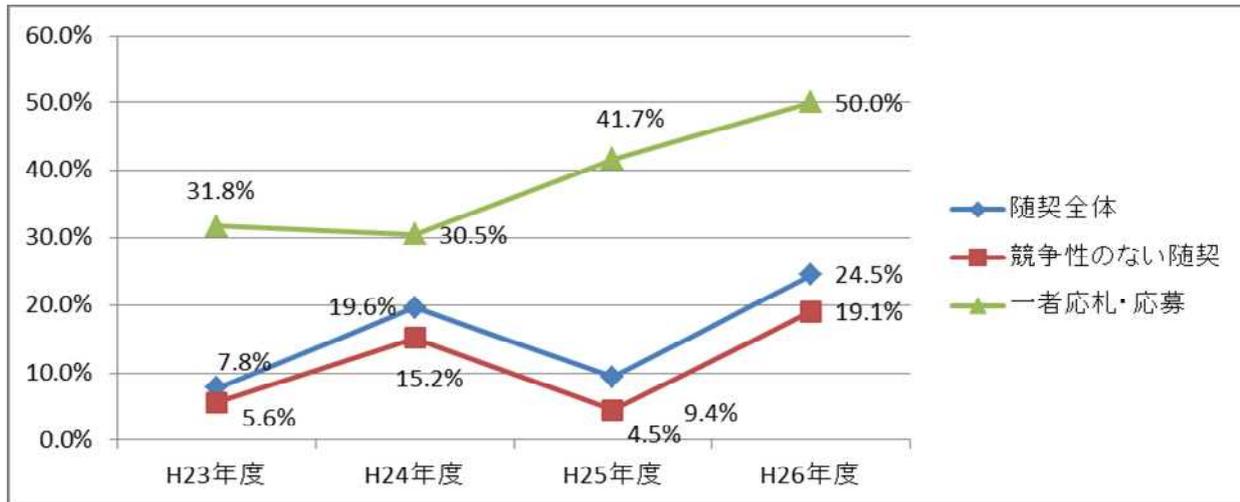
【契約の適正化に係る取組み】

- 随意契約の競争入札等への移行の徹底、競争入札等における実質的な競争性確保等、契約の適正化推進により経費を削減。
- ①随意契約の公募への移行（競争入札等への移行）を推進した。
- ②競争入札等における複数者応札による実質的な競争性の拡大を図るため、以下の取組みを実施した。
 - ・ 情報提供の充実（全ての役務契約について入札説明会を実施、調達予定情報のホームページ公開等）
 - ・ 入札参加者の利便性向上（入札公告ホームページによる入札説明書のダウンロードによる配布、複数箇所による同時説明会及び入札・開札の実施）
 - ・ 入札参加ランクの緩和
- ③契約履行品質を向上させるため以下の取組みを実施した。
 - ・ 入札説明書等をダウンロードした事業者のうち、入札不参加だった事業者からの聞き取り調査
 - ・ 総合評価落札方式の適用範囲を拡大
 - ・ 指名停止措置の厳格適用、低入札価格調査制度の活用
 - ・ 調達マニュアルの整備
- ④環境配慮契約法への対応及び更なる随意契約の見直しを実施した。
 - ・ 電力供給の競争入札（裾切り方式）による調達、ガス供給の競争入札による調達

⑤契約の適正性、透明性を向上させるための取組み

- ・ 四半期毎に契約監視委員会による一者応札・応募及び二年連続一者応札・応募の次回調達事前点検及び公益法人との契約、会費等の支出の点検を実施し、ホームページで公表
- ・ 監事監査において随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況について監視

(参考 1) 契約全体に占める随意契約、競争入札等に占める一者応札・応募の割合



(参考 2) 第 3 期 契約の状況 (件数)

	競争入札 計	随意契約		合計	随契割合	競争性のない随契割合
		随意契約計	うち競争性のない随意契約			
23 年度	249	21	15 (11)	270	7.8%	5.6% (4.1%)
24 年度	238	22	16 (14)	260	8.5%	6.2% (5.4%)
25 年度	240	25	12 (9)	265	9.4%	4.5% (3.4%)
26 年度	190	32	25 (11)	222	14.4%	11.3% (5.0%)

随意契約等見直し計画の数値

15

6.1%

※ 括弧内の数字は当該年度のみ発生した随意契約を除いた場合の数値である。

(参考3) 第3期 契約の状況 (金額: 千円)

	競争入札 計	随意契約		合計	随契割合	競争性のない随契割合
		随意契約計	うち競争性のない随意契約			
23年度	2,730,527	234,537	194,047 (54,252)	2,965,064	7.9%	6.5% (1.8%)
24年度	1,928,011	2,171,994	2,087,062 (75,912)	4,100,006	53.0%	50.9% (1.9%)
25年度	4,293,059	294,605	57,493 (41,311)	4,587,663	6.4%	1.3% (0.9%)
26年度	2,119,620	13,735,493	3,355,367 (60,766)	15,855,113	86.6%	21.2% (1.8%)

随意契約等見直し計画の数値

89,778

2.9%

※ 括弧内の数字は当該年度のみ発生した随意契約を除いた場合の数値である。

(参考4) 第三期 一者応札・応募の状況 (競争入札、企画競争、公募)

	件数 (件)	一者応札・ 応募割合	金額 (千円)	一者応札・ 応募割合
23年度	255		2,771,017	
うち、1者	81	31.8%	1,072,443	38.7%
24年度	243		2,010,634	
うち、1者	74	30.5%	822,123	40.9%
25年度	252		4,521,055	
うち、1者	105	41.7%	843,080	18.6%
26年度	197		12,494,857	
うち、1者	99	50.3%	11,493,078	92.0%

5. 広報、情報提供の推進

[中期目標]

機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させるため、マスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発信や、各種展示、一般公開、データベース、ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用し、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。

[中期計画]

機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させるため、マスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発信や、各種展示、一般公開、データベース、ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用し、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。

[平成 23 年度実績要約]

(全体)

- 第三期中期目標期間の初年度である平成 23 年度は、広報委員会を設置し、NITE の広報戦略をとりまとめるとともに、アウトリーチタイプの広報を推進し、NITE 全体としての活動を活発化させた。具体的には、当該戦略の下、地域の一員としての本所（渋谷区西原）の一般公開日「第 1 回 NITE フレンドシップデイ」や内部広報と若手職員育成としてのプレゼンテーションとパネルセッションの開催などの広報活動を行うとともに、その内容に関する調査分析を行い、次回開催への足がかりとした。
- また、当該委員会の活動としてホームページ、総合パンフレットなど、各種広報ツールの見直しにかかる検討を開始した。

(製品安全分野)

【マスメディアへの対応】

- 「災害復旧時の製品事故」の記事投げ込み、「扇風機」「エアコン」「カセットこんろ」など、再現実験映像を使った説明会を 11 回開催した。
- 定期プレス説明会で使用した映像（画像）をマスメディアを通じ、国民に提供。平成 23 年度から各支所に地方版資料を作成・添付し報道機関等へ配布。地域に密着した注意喚起の実施が可能になった。
- 新聞による注意喚起 80 回（うち全国紙⁶⁰31 回、地方紙等 49 回）
- テレビによる注意喚起等(放送) 167 回（うち全国テレビ 80 回、地方ローカル放送 87 回）

【講師派遣・展示】

- 業務報告会を 11/16 大阪（ドーンセンター）、11/24 東京（渋谷区文化総合センター）で開催。大阪会場は 301 人、東京会場は 414 人の参加があった。
- 全国の消費生活センター、消費者団体が主催する安全啓発セミナー、消防機関が行う技術研修等に 150 回の講師を派遣し、事故事例などを紹介した。（参加者延べ人数：7, 854 人）
- 主婦連合会・早稲田大学と関西消費者連合会との共同で「知の市場」を東京と大阪で開催、「製品安全対策の基礎知識」について講義（各 15 回）。（受講者：東京 80 人、大阪 15 人）
- 経済産業省主催のセミナー（製品安全セミナー、製品安全点検日セミナー）に計 14 回講師を派遣し、合わせてセミナー会場に事故品を展示して注意喚起した。（参加者延べ人数：約 1, 053 人）
- 各自治体や消費生活センターが主催する「消費生活展」などに全国で 59 件出展した。

⁶⁰ 全国紙：読売、毎日、朝日、産経、日経（5 大紙）をカウント。

【ホームページ・メールマガジン】

- 「身・守りハンドブック 2012」及び「生活安全ジャーナル」（Web 版）を発行した。
- 「事故防止注意喚起リーフレット（4 種類）、注意喚起ちらし（24 種類）、ミニポスター（再現実験映像を含む、14 種類）をホームページに掲載した。
- PS マガジンを毎月第 2 と第 4 火曜日に配信した。（26 回配信、登録者数：7, 846 人）

【その他】

- 小学生の製品安全教育教材として作成した DVD が、（財）消費者教育支援センターの「第 5 回消費者教育教材資料表彰（行政）」優秀賞を受賞し、平成 23 年度 21, 000 枚増刷して教育委員会を通じ小学校に 8, 500 校以上配布した。なお、未配布地域には、現在配布活動中である。

（化学物質管理分野）

【講師派遣・展示】

- 成果発表会を東京（参加者 366 名）及び大阪（参加者 206 名）の 2 会場で開催し、合計 572 名の参加者があった。内容は、職員発表、外部講師による基調講演、ポスターセッション、及びカテゴリーアプローチなどのミニセミナーから構成され、化学物質管理センターの業務成果の普及を行うとともに、個別業務について意見交換を行った。次年度以降の効果的な広報にも活用するため、会場にてアンケート調査を実施した。
- 横浜国立大学や主婦連合会と共同で社会人講座を開講するとともに、内閣府等とシンポジウムを開催するなど、リスク評価をはじめとした化学物質管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。

【ホームページ・メールマガジン】

- 化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、ホームページを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報などについて、最新情報を提供した（約 100 回）。
- メールマガジン「NITE ケミマガ」の配信（電子メールを利用）を通して、毎週、化学物質管理に関するサイトの新着情報、報道発表情報等の情報を提供した。読者は各省庁等において個別に掲載されている化学物質管理に関する最新情報を一括で入手可能である。また、「NITE ケミマガ」を周知するため、講演を行ったセミナー等の会場においてチラシを配付した。登録者数は、平成 24 年 3 月末現在約 3, 100 名となった。

【その他】

- 化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット（約 4, 000 部）や CHRIP パンフレット（約 6, 500 部）及び技術情報誌である CMC レター（約 2, 200 部）等の配付を行い NITE の活動の理解促進に努めた。

（バイオテクノロジー分野）

【マスメディアへの対応】

- 独立行政法人酒類総合研究所との共同プロジェクトである清酒酵母きょうかい 7 号のゲノム解析について、共同でプレスリリースを行った。

【講師派遣・展示】

- 国内のバイオ産業団体、大学、研究所等との連携を図りつつ、国際学会を含む学会やイベント、市民フォーラムでの発表・展示やインターネットを利用し、訴求対象やトピックスを明確にして NITE の保有する生物資源の分譲や海外探索等の広報活動を行い、保有菌株の利用促進を図った。
- 平成 23 年 6 月末からの遺伝子組換え生物等の産業利用におけるカルタヘナ法の第二種⁶¹審査における審査

⁶¹ 第二種（使用）：施設、設備その他の構造物の外の大気、水又は土壌中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する意図をもって行う使用等であって、そのことを明示する措置その他の主務省令で定める措置を執って行うもの。

スキームの変更に伴い、これまで経済産業省生物化学産業課が行ってきた審査資料作成に関する説明を NITE が初めて行い（東京 2 回、大阪 1 回）、新たなスキームについての周知を図った。

○「かずさの森の微生物教室」開催；対象を木更津市を含む周辺 4 市の小中学生に拡大したところ定員 20 名に対し、応募約 100 名と多数であったため、午前、午後（合計 40 名参加）の 2 回開催した。

○相手の要望に合わせた適切な見学対応を実施した。23 年度かずさ地区の見学者数 725 名、本所見学者数 60 名。

【その他】

○特許微生物寄託センターへの独立行政法人産業技術総合研究所特許生物寄託センターの一元化に関し、ホームページへ掲載するとともに寄託者あてダイレクトメールを発送した。また、製薬会社等バイオ業界に対し、特許寄託業務の一元化に関する説明会を行い、周知を図った。

(認定分野)

【マスメディアへの対応】

○各種、雑誌、業界新聞への投稿等を実施し、認定制度の紹介等広報を行った。

○日刊工業新聞の JCSS 特集に、JCSS 制度の紹介記事を執筆した。

【講師派遣・展示】

○JCSS では、JCSS 制度や取組みの現状等について業界団体等の各種会合において講演等を行い、JCSS 普及のための活動を行った。

○JNLA では、JNLA 制度の普及を目的として、LED 照明の業界団体と定期的に会合を持ち、LED 照明に関する業界の認定ニーズや動向について情報交換を実施。

○MLAP では、業界団体主催の若手技術者向けのセミナーにおいて、制度の概要や認定基準の解説、計量管理者に求められる経験と技術能力等について講演を行った。

○分析展 2011/科学機器展 2011、計測標準フォーラム第 9 回合同講演会（ポスターセッション）及び米国で開催された全米標準試験所会議（NCSLi2011）に出展し、認定センターの活動について広報活動を実施。

また、計測展 2011 の無料セミナー、計測標準フォーラム第 8 回合同講演会及び JEMIC 主催の無料セミナー「JCSS 制度と計測器管理」において、JCSS の広がりテーマに講演を行った。その他、分析展 2011/科学機器展 2011 で JCSS 標準物質に特化した広報活動を(独)産業技術総合研究所(NMIJ)、(一財)化学物質評価研究機構(CERI)と合同で行った。

○建築・建材展 2012 では、光触媒工業会のブースにて、JNLA 制度についてパネル展示の協力をし、情報提供を行った。

○9 月に合同セミナー（JLAC 技術情報セミナー）を開催し、試験所・校正機関認定制度の利用状況及びその効果についての情報提供を行った。

○他の計量関係機関と共同でマネジメントシステム主任審査員を対象とした計測のトレーサビリティ講習会を東京及び大阪で計 4 回開催し、JCSS 制度を初め、計測のトレーサビリティに関する正しい知識を提供した。

【ホームページ・メールマガジン】

○認定センターアドバイザーから、認定分野のホームページに対する問題点、わかりやすさ等に配慮した改善提案を受けてホームページに反映し、ホームページを充実させた。

[平成 24 年度実績要約]

(全体)

平成 23 年度とりまとめた機構の広報戦略を元に、年間を通じて広報委員会の活動を中心に、機構として一体的な活動を推進。

同委員会では、4 センターにおけるプレスレクなどの広報にかかる懸案事項、各種イベントの企画立案・実施に係る検討を中心に 10～1 月末までに 14 回開催し、実行に移すなど、アウトリーチタイプの広報を推進し、機構全体としての活動を活発化させた。

具体的には、

- ・ より見やすく効率的なデータ更新などの管理に対応したホームページリニューアルを行うため、リニューアル事業の仕様書作成、コンテンツマネジメントシステム選定に当たっての事前調査等を行い仕様書を取りまとめた。
- ・ NITE スクエア展示機能の強化を行うため、これまで展示がなかった機構全体及び各部門の業務概要を紹介するための各部門の紹介パネルを作成し、かつ、各部門の業務内容に関連した展示物とあわせて公開した。
- ・ また、利用ルールの整備を行い、昼休み中には休憩場所として解放する等、パブリックスペースとしての利用を開始。
- ・ NITE パンフレット及び PR ビデオについて、組織の業務内容の変更等をふまえるとともに、需要期である職員採用シーズンに合わせて、平成 24 年 7 月に迅速に NITE パンフレット改訂版を発行した。また、基本理念の検討をふまえて NITE パンフレットと PR ビデオのリニューアルを行うため、それらの仕様書を作成し、調達を開始した。
- ・ マスメディアへの情報提供について、製品安全センター月 1 回のプレスレクに加え、地下鉄内での飲料用アルミ缶に業務用洗剤を入れたことによる破裂事件の検証結果にかかるプレスレクを製安センターと協力して行ったところ、NHK などのテレビ局をはじめとする多くの報道機関から報道がなされた。また、バイオテクノロジーセンターにおいても、プレスレクを 2 回実施した。
- ・ アウトリーチタイプの広報として、地域イベントに合わせた NITE フレンドシップデイ、夏休み期間の渋谷区と連携したハチラボへの展示、子供霞ヶ関デーなど、機構内外に積極的に機構の成果等を公表し、広報効果の拡大に努めた。なお、ハチラボへの総来場者総数は、8/7～10/4 までで 11,146 名に上った。

(製品安全分野)

【マスメディアへの対応】

「扇風機」「エアコン」「カセットこんろ」など、再現実験映像を使った説明会を月 1 回、計 12 回開催した。定期プレス説明会で使用した映像(画像)をマスメディアを通じ、国民に提供。各支所にて地方版資料を作成・添付し報道機関等へ配布。地域に密着した注意喚起を実施。

- ・ 新聞による注意喚起 98 回(うち全国紙 28 回、地方紙等 70 回)
- ・ テレビによる注意喚起等(放送) 149 回(うち全国放送 79 回、地方ローカル放送 70 回)

【講師派遣・展示】

- ・ 業務報告会を 11 月に大阪及び東京で開催。大阪会場は 251 人、東京会場は 326 人の参加があった。
- ・ 全国の消費生活センター、消費者団体が主催する安全啓発セミナー、消防機関が行う技術研修等に 109 回の講師を派遣し、事故事例などを紹介した。(参加者延べ人数：5,667 人)
- ・ 主婦連合会・早稲田大学と関西消費者連合会・関西大学との共同で「知の市場」を東京及び大阪で開催、「製品安全対策の基礎知識」について講義を実施した。(各 15 回、受講者は東京 53 人、大阪 49 人)
- ・ 経済産業省主催のセミナー(製品安全セミナー、製品安全点検日セミナー)に計 16 回講師を派遣し、

併せてセミナー会場に事故品を展示して注意喚起した。（参加者延べ人数：約 2,274 人）

- ・ 各自治体や消費生活センターが主催する「消費生活展」などに全国で 57 件出展した。

【ホームページ・メールマガジン】

- ・ 「身・守りハンドブック 2012」及び「生活安全ジャーナル」（Web 版）を発行した。
- ・ 「事故防止注意喚起リーフレット（2 種類）、社告・リコールリーフレット（7 種類）、注意喚起ちらし（27 種類）、ミニポスター（再現実験映像を含む、19 種類）をホームページに掲載した。
- ・ PS マガジンを毎月第 2 と第 4 火曜日に配信した。（29 回、登録者数：8,365 人）
- ・ 中学生以上の製品安全教育 DVD 教材を作成した。また、平成 23 年度に作成した小学校高学年向けの製品安全教育 DVD 教材については配布を継続し、若年者への製品安全の普及・啓発を図った。

（化学物質管理分野）

【講師派遣・展示】

- ・ 成果発表会を東京（参加者 274 名）及び大阪（参加者 110 名）の 2 会場で開催し、合計 384 名の参加者があった。内容は、職員発表、外部講師による特別講演、ポスターセッション、及びミニセミナーから構成され、化学物質管理センターの業務成果の普及を行うとともに、個別業務について意見交換を行った。次年度以降の効果的な広報にも活用するため、会場にてアンケート調査を実施した。
- ・ 主婦連合会と共同で社会人講座を開講するとともに、内閣府等とシンポジウムを開催するなど、リスク評価をはじめとした化学物質管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。
- ・ 2012 洗浄総合展に出展し（後援）、機構が提供している化学物質管理に関する情報について展示を行った。

【ホームページ・メールマガジン】

- ・ 化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、ホームページを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報などについて、最新情報を提供した
- ・ メールマガジン「NITE ケミマガ」の配信（電子メールを利用）を通して、毎週、化学物質管理に関するサイトの新着情報、報道発表情報等の情報を提供した（読者は各省庁等において個別に掲載されている化学物質管理に関する最新情報を一括で入手可能である。）。また、「NITE ケミマガ」を周知するため、講演を行ったセミナー等の会場においてチラシを配付した。登録者数は、平成 25 年 3 月末現在約 4,000 名（平成 23 年度比約 3 割増）となった。

【その他】

- ・ 化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット（約 4,500 部）や CHRIP パンフレット（約 3,900 部）及び技術情報誌である CMC レター（約 2,200 部）等の配付を行い機構の活動の理解促進に努めた。

（バイオテクノロジー分野）

【マスメディアへの対応】

- ・ タイ BIOTEC との MOU 締結、タイで開催した第 9 回 ACM、国際シンポジウム開催、ベトナム・ミャンマーとの MOU/PA 締結について、計 4 件プレスリリースを行った。

【講師派遣・展示】

- ・ 国内のバイオ産業団体、大学、研究所等との連携を図りつつ、国際学会を含む学会やイベント、市民フォーラムでの発表・展示やインターネットを利用し、訴求対象やトピックスを明確にして機構の保有する生物資源の分譲や海外探索等の広報活動を行い、保有菌株の利用促進を図った。
- ・ 遺伝子組換え生物等の第二種使用等の申請をする際の申請スキーム、申請書作成時の注意事項及びよくある問い合わせについて、2 回講師派遣を行い説明した。

- ・ 「かずさの森の微生物教室」開催；これまで単独開催であったが、平成 24 年度は千葉県教育庁が開催している「千葉県夢チャレンジ体験スクール」事業の「サイエンススクール」というイベントに協力するかたちで実施した。午前、午後の 2 回開催し、合計 39 名の小学生が参加した。
- ・ 相手の要望に合わせた適切な見学対応を実施した。24 年度かずさ地区の見学者数 536 名、本所見学者数 101 名。
- ・ 公設試、中堅・中小企業への広報活動を平成 24 年度より開始した。産業技術連携会議、地域クラスター、千葉県シーズ発表会等へ赴き、機構の業務等を説明した。

【その他】

- ・ 特許微生物寄託業務における平成 25 年 4 月の手数料改定及び IPOD のかずさ移転について、ユーザーに対する説明会（平成 24 年 11 月）を実施すると共に、ホームページへの掲載、ダイレクトメール（約 1500 通）を送信し、周知を図った。
- ・ メルマガについては、隔月で配信し、微生物の有用性をアピールした。平成 24 年度末の登録会員数は 1,316 人（23 年度末より約 40 人増）。
- ・ 「NBRC 微生物実験講習会」を開催した。NBRC が提供する微生物のユーザーに対し、微生物アンプルからの復元・培養方法や、微生物の凍結保存方法等に関する実習を行った。2 日間開催し、合計 20 名が参加した。

（適合性認定分野）

【マスメディアへの対応】

- ・ タイ国との MOU 締結についてプレスリリースを実施した。
- ・ ASNITE 製品認証機関認定プログラムにおいて、平成 23 年度に鉄道システムの海外進出を支援するため、設計から製造までを対象とした鉄道システム認証に向け新規認定区分を設定し、平成 24 年 9 月に認定した。経済産業省及び国土交通省とも連携・調整しつつ、国内初の認定である旨をプレスリリース・プレスレクを実施した。
- ・ 各種、雑誌（計測標準と計量管理）、業界新聞（計量新報）への投稿等を実施し、認定制度の紹介等の広報を行った。
- ・ 日刊工業新聞の JCSS 特集に、JCSS 制度の紹介記事を執筆した。

【講師派遣・展示】

認定センターのプレゼンス強化のため、以下の展示会等に出展した。

- ・ JCSS、JNLA 等の啓発活動のため第 10 回計量計測総合展へ出展（4 月 18 日～20 日）
- ・ NCSLI 2012（全米標準試験所会議）へ出展（7 月 30 日～8 月 1 日）
- ・ JASIS 2012（旧分析展／科学機器展）へ出展（9 月 5 日～7 日）
- ・ インターメジャー2012（国際計量計測展）へ出展（10 月 10 日～12 日）
- ・ 計測標準フォーラムでのポスター発表（11 月 9 日）

機構広報と連動した認定制度の広報活動として以下を実施した。

- ・ NITE フレンドシップデイ開催
- ・ 渋谷区子供科学センター（通称ハチラボ）への 1 か月強の長期展示及び実験教室の開催
- ・ JCSS では、JCSS 制度や取組みの現状等について業界団体等の各種会合において講演等を行い、JCSS 普及のための活動を行った。

【ホームページ・メールマガジン】

- ・ JNLA 及び JCSS の MRA 対応認定事業者の最新認定情報を日本語及び英語でホームページに掲載し、国内外の試験・校正ユーザーの利便性を図った。

【その他】

- ・ JNLA 施行 15 周年の節目にあたり、今後 JNLA の活用が見込まれる工業会、試験機関等の関係者を招き、これまでの JNLA 活用成果、産業界での更なる活用を図るための課題、消費者の立場から見た試験所認定制度に対する期待等について有識者の方々にご講演を頂き、JNLA の活用による我が国の産業競争力の強化に資することを目的としたシンポジウムを 3 月 11 日に開催した。
- ・ 9 月 28 日に JLAC 技術情報セミナーを開催（100 名参加）し、平成 24 年度は食品関係の国際規格、食品中の放射性セシウム検査方法を中心に技術情報の提供を行った。
- ・ 他の計量関係機関と共同でマネジメントシステム主任審査員を対象とした計測のトレーサビリティ講習会を東京及び大阪で計 4 回開催し、JCSS 制度をはじめ、計測のトレーサビリティに関する正しい知識を提供した。

[平成 25 年度実績要約]

(全体)

- 機構紹介パンフレット及び PR 動画については、平成 25 年 4 月に改定された機構の新基本理念をふまえて、機構が社会において果たすべき役割や行っている業務について一体的に紹介するため、平成 16 年以来約 9 年ぶりに内容の大幅なリニューアルを実施。機構来所者や関係者のみならず、イベント等において積極的に配布、上映し、広く機構の周知を行った。特に、PR 動画については、機構が取り組んでいる最新の業務の紹介を加えて、平成 26 年度版を日本語と英語でそれぞれ作成した。
- 機構の活動を広く一般に周知するため、東京本所において一般公開日（NITE フレンドシップデイ）を開催（8 月 18 日 総来場者 161 名）したほか、アウトリーチ型の広報として、渋谷区と連携したハチラポ（5 月 21 日～7 月 7 日 総来場者 6,005 名）、子供霞が関見学デー（8 月 7-8 日 総来場者 1,508 名）、船橋市生き生き展（10 月 19-20 日 総来場者 3,900 名）、くらしフェスタ東京 2013（10 月 25-26 日 総来場者 31,000 名）への出展を行い、機構業務に関する展示、体験や機構紹介パンフレット等の配布、PR 動画の上映を通じて機構の基本理念や業務活動への理解を促した。
- マスメディアへの情報提供について、製品安全分野で合計 13 回の記者説明会を行ったほか、バイオテクノロジー分野において 4 回、化学物質管理分野において 21 回、適合性認定分野において 4 回、それぞれ経済産業省記者クラブ等へのプレスリリースを実施し、多くのマスコミに取り上げられた（平成 26 年 3 月末実績：テレビ 152 件、新聞 119 件、雑誌等 95 件）。
- 上記のうち、製品安全分野を除く 3 分野については計 92 件取り上げられており、平成 24 年度の 40 件と比較すると 2.3 倍に増加した。

(製品安全分野)

- 「扇風機」「エアコン」「自転車」など、再現実験映像を使った説明会を月 1 回、計 12 回開催した。定期プレス説明会で使用した映像（画像）をマスメディアを通じ、国民に提供。各支所にて地方版資料を作成・添付し報道機関等へ配布。地域に密着した注意喚起を実施。
 - ・ 新聞による注意喚起 74 回（うち全国紙 17 回、地方紙等 57 回）
 - ・ テレビによる注意喚起等(放送) 150 回（うち全国放送 73 回、地方ローカル放送 77 回）
- その他、講師派遣・展示、ホームページ掲載等を実施した。

(例)

- ・ 業務報告会を 11 月に大阪及び東京の 2 か所で開催。大阪会場は 291 名、東京会場は 398 名の参加があった。
- ・ 全国の消費生活センター、消費者団体が主催する安全啓発セミナー、消防機関が行う技術研修等に

111 回の講師を派遣し、事故事例などを紹介した。（参加者延べ人数：5,255 名）

- ・中学生以上の製品安全教育 DVD 教材を全国の中学校に配布し、若年者への製品安全の普及・啓発を図った。

（化学物質管理分野）

- 主婦連合会と共同で社会人講座を開講するとともに、内閣府等とシンポジウムを開催するなど、リスク評価をはじめとした化学物質管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。
- 平成 25 年 7 月には、製品安全センターが行う夏の製品事故に関する注意喚起のリリースに協力した。具体的には、冷却用品に含まれる化学物質が原因とされる皮膚障害の事例について、化学物質管理センターが保有する有害性等の情報を整理して製品安全センターに提供した。
- 化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット（約 2,000 部）や CHRIP パンフレット（約 500 部）、リスク評価に関する解説本である「化学物質と上手に付き合うために」（約 5,000 部）等の配付を行い機構の活動の理解促進に努めた。特に、東京都東村山市からは「化学物質と上手に付き合うために」を教材として活用するため、市内の全小学校への配布を目的として、2,500 部の送付依頼があった（上記実績の内数）。

（バイオテクノロジー分野）

- 北里大学、釜石市と合同で「釜石はまゆりプロジェクト」を開始し、その進捗状況報告の様子が報道された（TV：NHK 盛岡、新聞：毎日・釜石復興・岩手日報・河北新報）。
- 国内のバイオ産業団体、大学、研究所等との連携を図りつつ、国際学会を含む学会やイベント、市民フォーラムでの発表・展示やインターネットを利用し、訴求対象やトピックスを明確にして機構の保有する生物資源の分譲や海外探索等の広報活動を行い、保有菌株の利用促進を図った。
- 微生物の取り扱い技術を習得したいユーザーに対し、「NBRC 微生物実験講習会」を開催し、NBRC が提供する微生物アンプルからの復元・培養方法や、微生物の凍結保存方法等に関する実習を行った。4 日間開催し、合計 39 名が参加。

（適合性認定分野）

- PAC/MLA への加盟、IAF/MLA への加盟、JCSS20 周年記念シンポジウムの開催及び JNLA 芳香族アミンの登録準備開始についての 4 件のプレス発表、ホームページ掲載を行った。
- JCSS 創設 20 周年の節目にあたり、より一層の JCSS の利用促進を目指して、JCSS の活用事例や成果、今後の課題等について有識者による講演と登録事業者による展示会を含む「JCSS20 周年記念シンポジウム」を 12 月 2 日に開催した。シンポジウムには、多くの方々に参加を呼びかけた結果、エンドユーザー、登録事業者関係工業会、計量関係者など 500 名以上の参加があり、JCSS の普及、理解の促進に大きく貢献した。
- 認定センターのプレゼンス強化のため、及び認定制度の広報活動として、様々な展示会等に出展した。
（例）JCSS20 周年記念シンポジウム・展示会の開催、渋谷区子供科学センター（通称ハチラボ）への 1 か月強の長期展示及び実験教室の開催。

〔平成 26 年度実績要約〕

- 公的機関に対し、平成 26 年度末までにウェブアクセシビリティに対応したホームページの提供が求められていたことから、平成 25 年 11 月からリニューアル事業を開始し、平成 27 年 1 月にウェブアクセシビリティに対応したホームページを公開。JIS に基づくウェブアクセシビリティへの対応のみならず、各業務分野でバラバラであったデザインを統一させるとともに、情報分類を見直した。
- 講師派遣による講演活動の実施や、機構全体で機構の一般公開日の開催等、機構の業務成果を広く周知するための取組みを平成 25 年度に引き続き積極的に実施、機構の一般公開日において来場者数が平成 25 年

度の約 1.4 倍になる等、機構の業務上の関係者や地域社会に対して、機構の基本理念や機構の具体的活動の理解の向上に貢献。

- マスメディアへの情報提供について、製品安全分野で合計 13 回の記者説明会を開催。特に月 1 回の記者説明会では、毎回、視聴者へのアピールのため、ストーリー展開などを考慮して作成した再現実験映像を交えた記者説明会を開催。また、バイオテクノロジー分野において 2 回、化学物質管理分野において 14 回、適合性認定分野において 3 回、それぞれ経済産業省記者クラブ等へのプレスリリースを実施し、多くのマスコミに取り上げられた（平成 27 年 3 月末実績・テレビ 191 件、新聞 109 件、雑誌等 93 件、特に製品安全分野では、テレビ等に取り上げられた件数が、平成 25 年度の 1.2 倍以上）。
- バイオテクノロジー分野では、NHK 教育テレビジョンで放送されている科学教育番組「サイエンス ZERO」の取材に積極的に対応し、「夢の化学工場“放線菌”」として放映。
- 各分野の広報担当者からなる広報委員会を中心に、機構として一体的な広報活動を推進。同委員会では、全ての分野におけるプレスリリースの実施などの検討や、広報ツール、各種イベントの企画、立案、実施に係る検討を中心に開催し、その結果としてプレスリリースやイベント等を実行に移すなど、機構全体としての広報活動を活発化させた。
- 機構の活動を広く一般に周知するため、東京本所において一般公開日（NITE フレンドシップデイ）を開催（8/17 総来場者 225 名）したほか、アウトリーチ型の広報として、子供霞が関見学デー（8/6-7 総来場者 3,221 名）、くらしフェスタ東京 2014（10/10-11 総来場者 32,500 名）への出展を行い、機構業務に関する展示、体験や機構紹介パンフレット等の配布、PR 動画の上映を通じて機構の基本理念や業務活動への理解を促した。
- IEC（国際電気標準会議）東京大会 NITE プロジェクトチームを編成し、テクニカルビジット（見学会）及び技術展示会の実施案を作成するとともに、機構内及び外部機関との調整を行い開催した。テクニカルビジットは 11 か国から 18 名が参加、また技術展示会では 2 日間延べ 185 名の来場があり、IEC と特に関連の深い製品安全分野、適合性認定分野並びに戦略的技術分野における評価技術の開発及び認証基盤の整備を中心に、IEC 関係者へ機構及びその業務を PR することができた。

（以下、第三期中期計画の IX. その他業務運営に関する重要事項 に相当する事項）

6. その他業務運営に関する重要事項

[中期目標]

個人情報の取扱いや文書管理を含め、機構が業務を適正に実施する上でその信頼性を損なうおそれが生じた場合や、機構が行う法令の執行業務に関して法令に違反するおそれのある事業者を認めた場合は、厳正かつ迅速に対処し、機構及び法制度に対する信頼性の維持・向上に努めるものとする。

[中期計画]

個人情報の取扱いや文書管理については、適切な管理体制を維持するとともに、個人情報を取り扱う事務や文書管理に従事する職員に対し、必要な教育研修を行う。

また、機構が業務を適正に実施する上でその信頼性を損なうおそれが生じた場合や、機構が行う法令の執行業務に関して、法令に違反するおそれのある事業者を認めた場合は、厳正かつ迅速に対処し、機構及び法制度に対する信頼性の維持・向上に努める。

[平成 23 年度実績要約]

(1) 個人情報保護・文書管理

【個人情報保護】

- 情報セキュリティ e ラーニング研修実施時に、個人情報保護に関する内容を盛り込んで実施した。
- 全役職員を対象とした自己点検を実施した。

【文書管理】

- 幹部、一般職員向けに研修を実施し公文書管理法及び内部規程の周知を図った。
- 文書管理ハンドブックを作成し、全職員に配布した。

【情報セキュリティ】

- 情報セキュリティ教育として、全役職員を対象とした e ラーニング研修、セキュリティ対策を推進する職員向けのアクティブラーニング研修、幹部向け研修、新規着任者向け研修を実施した。年度内にいずれかの研修を受講した役職員は 593 名（受講対象者 661 名）で受講率は 89.7%であった。
- NITE の全課室において情報セキュリティ自己点検を実施した。
- システムの重要度等により NITE の保有するシステムの中から 10 システムを監査対象として選定し、監査対象システムの所管課室と利用課室に対して情報セキュリティ監査を実施した。

(2) NITE 及び法制度に対する信頼性の維持・向上

【再掲 1. 内部統制の充実・強化】

- NITE の組織文化の向上を図るために、リスク管理委員会（4 回開催）において、業務管理シートに記載された業務リスクを整理分析するとともに、事例研究を行った。
- BCP 素案策定作業として、首都直下型地震による本所・かずさ被災を想定し、各業務優先度設定、対策本部組織定義、初動・暫定対応手順書を作成し、本格復旧手順書骨子についてもその作成を開始した。
- NITE が 22 年度に契約した役務・工事契約の相手先事業者について、履行状況や成果品の事後評価を実施し、評価の低い事業者に対しては、その結果を通知することにより、契約履行品質の確保を図った。
- 監査室が、NITE における契約事務、資産管理、個人情報保護管理、法令等（内部規程を含む）の遵守状況について、内部監査を行うことにより、リスクの発見に努めた。

[平成 24 年度実績要約]

(1) 個人情報保護・文書管理

【個人情報保護】

- 情報セキュリティ e ラーニング研修実施時に、個人情報保護に関する内容を盛り込んで実施した。
- 全役職員を対象とした自己点検を実施した。

【文書管理】

- 幹部、一般職員向けに研修を実施し公文書管理法及び内部規程の周知を図った。
- 文書管理ハンドブックの内容を改定し、全職員に周知した。

【情報セキュリティ】

- 情報セキュリティ教育として、新規着任者を対象とした講習会、全役職員を対象とした e ラーニング研修を実施した。e ラーニングは職員の役割毎に 3 種類（一般職員向け、管理職向け、システム管理者向け）の内容で実施した。また、e ラーニング研修と併せて標的型メール訓練を実施した。年度内にいずれかの研修を受講した役職員は 649 名（受講対象者 687 名）で受講率は 94.5%であった。
- 機構の全課室において情報セキュリティ自己点検を実施した。
- 平成 22・23 年度に実施した情報セキュリティ監査における指摘事項への対策実施状況を把握するため、対

象となる 15 システムの所管課室に対してフォローアップ監査を実施した。

- 平成 24 年度の情報セキュリティ監査としてシステムの重要度等により機構の保有するシステムの中から 5 システムを監査対象として選定し、監査対象システムの所管課室と利用課室に対して情報セキュリティ監査を実施した。
- 平成 24 年 9 月に発生した J-CHECK への不正アクセス・不正改ざんへの対応として、情報セキュリティ委員会において外部専門家の助言を受け再発防止策を検討し、外部からのサイバー攻撃に対するセキュリティ対策を強化した。

具体的には

- ①侵入検知システム等の強化（IDS／IPS の強化、WAF の導入）
- ②不正アクセスの 24 時間 365 日監視サービスの導入
- ③改ざん検知システムの強化
- ④ソフトウェアの脆弱性情報への対応（バージョンアップ等の対処の徹底、開発アプリケーションの保守契約）
- ⑤セキュリティ診断の定期的実施をルール化
- ⑥インシデント発生時の緊急連絡網の整備等 を実施した。

(2) 機構及び法制度に対する信頼性の維持・向上

【再掲 内部統制の充実・強化】

- ホームページ不正アクセスへの対応協議や再発防止を図るために、リスク管理委員会（1 回開催）を開催し NITE 全体での情報共有や対応策を検討・確認するとともに、外部専門家による役職員の意識向上や最新動向など知識取得のための講習会（1 回）を実施した。
- 平成 23 年度に作成した BCP 素案についてより、実効性のあるものとしての見直し作業を行うとともに、かずさ地区において首都直下型地震を想定した初動対応などについての机上訓練などを実施した。
- 機構が平成 23 年度に契約した役務・工事契約の相手先事業者について、履行状況や成果品の事後評価を実施し、評価の低い事業者に対しては、その結果を通知することにより、契約履行品質の確保を図った。また、平成 24 年度からは、より評価の質を高めるため、納品検収時に評価を行うこととした。
- 監査室が、機構における契約事務、資産管理、個人情報保護管理、法令等（内部規程を含む）の遵守状況について、内部監査を行うことにより、リスクの発見に努めた。

[平成 25 年度実績要約]

(個人情報保護・文書管理)

- 個人情報の点検を実施した。
- 文書管理者による自己点検を実施し公文書管理の周知を図った。
(情報セキュリティ)
- 3. 業務運営の効率化 2. 業務の電子化の推進の中を参照。

[平成 26 年度実績要約]

【個人情報保護】

- 全職員（派遣・非常勤職員を含む）を対象とする e-ラーニングによる個人情報保護の点検を実施し、601 名が受講し個人情報の理解を浸透させることができた。
なお、平成 26 年度においては、マイナンバー対応に向けて、NITE 内の体制を整理。
・特定個人情報保護に関する窓口、内部の総合調整（総務課情報公開・個人情報保護相談室）

・特定個人情報保護に関連して情報・システムに関する助言等（情報統括官室）

また、経済産業省からのマイナンバー法に関する情報などを関係者と共有。

情報収集のため、マイナンバー対応ソフト説明会へ参加し、概要を関係者と共有。

法律や、12月に発行された「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」などにより、対応方法を検討中。

【文書管理】

○全職員を対象とするeラーニングによる公文書管理研修を実施し、424名が受講し公文書管理の周知を図ることができた。

【情報セキュリティ】

○Ⅱ. 2. 業務の電子化の推進 の 【情報セキュリティ対策の充実・強化】を参照

【機構及び法制度に対する信頼性の維持・向上】

○監査室は、重点監査事項を検討し、策定した年度監査計画に基づいて、年2回に分け本部組織及び地方組織の全ての部署に対して契約事務、資産管理、個人情報保護管理、法令等（内部規程を含む）の遵守状況について、実地に内部監査を実施。その際、監事及び会計監査人と常に連絡、調整を行い、効率的な監査に努め、機構内の内部統制上の課題を指摘し、理事長の指揮の下、必要な改善を指示。

（以上、1. 内部統制の充実・強化 【内部監査の実施】から再掲）

○機構が行う法令の執行業務に関しては、各分野の業務において適正に対処した。

○特に、大手ホームセンターが輸入・販売していた製品が電安法に違反している可能性があったことから、緊急立入検査において法令遵守状況の調査を行った結果、経済産業省による当該事業者に対する速やかな行政処分に貢献。

（詳細はI-1. 製品安全分野 1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化 (4) 製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施 の電安法関連実績を参照）。

【その他の事項】

主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度
設定なし	—	—	—	—	—	—